

令和元年第2回宇城市議会定例会 会期日程表

会期12日間

月 日	曜	会議の種別	件 名
6月17日	月	本会議	○ 開会・開議 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 諸報告 ○ 専決処分の報告 ○ 報告第4号から諮問第2号までの28議案を一括上程・提案理由説明・詳細説明 ○ 発議第1号の提案理由説明 【 散 会 】
6月18日	火	休 会	○ 議事整理
6月19日	水	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（大村、豊田、永木） 【 延 会 】
6月20日	木		○ 開議 ○ 一般質問（原田、五嶋、三角） 【 延 会 】
6月21日	金		○ 開議 ○ 一般質問（高本、溝見） ○ 報告第4号から報告第9号までの質疑 ○ 議案第49号から議案第68号までの質疑 ○ 議案第69号から議案第70号までの一括上程・提案理由説明・詳細説明・質疑 ○ 議案第49号から議案第70号までの委員会付託 ○ 発議第1号の質疑・委員会付託 ○ 同意第3号から同意第4号までの一括上程・提案理由説明・詳細説明 ○ 同意第3号から諮問第2号までの質疑 【 散 会 】
6月22日	土	休 会	○ 市の休日
6月23日	日	休 会	○ 市の休日
6月24日	月	休 会	○ 議事整理
6月25日	火	休 会	○ 総務文教常任委員会 ○ 建設経済常任委員会

6月26日	水	休 会	○ 民生常任委員会
6月27日	木		○ 議事整理
6月28日	金	本会議	○ 開議 ○ 議案第49号から議案第70号と発議第1号についての委員長報告・質疑・討論・採決 ○ 発議第2号の提案理由説明・質疑・討論・採決 ○ 同意第3号から諮問第2号までの討論・採決 【 閉 会 】

第 1 号

6 月 1 7 日 (月)

令和元年第2回宇城市議会定例会（第1号）

令和元年6月17日（月）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		諸報告
日程第4	報告第3号	専決処分の報告について
日程第5	報告第4号	平成30年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について
日程第6	報告第5号	平成30年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第7	報告第6号	平成30年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
日程第8	報告第7号	平成30年度宇城市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第9	報告第8号	平成30年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第10	報告第9号	平成30年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について
日程第11	議案第49号	宇城市再建住宅条例の制定について
日程第12	議案第50号	宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13	議案第51号	宇城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14	議案第52号	宇城市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第53号	宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議案第54号	宇城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17	議案第55号	宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 18 議案第 56 号 令和元年度宇城市一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 19 議案第 57 号 工事請負契約の締結について（不知火防災拠点センター新築工事）
- 日程第 20 議案第 58 号 工事請負契約の締結について（松橋中学校武道場他改築工事）
- 日程第 21 議案第 59 号 工事請負契約の変更契約の締結について（宇城市松橋総合体育文化センター大規模改修工事）
- 日程第 22 議案第 60 号 財産の取得について（宇城市立小学校電子黒板機能付プロジェクター等）
- 日程第 23 議案第 61 号 財産の取得について（小学校情報教育システム）
- 日程第 24 議案第 62 号 財産の取得について（宇城市学校給食センター厨房機器）
- 日程第 25 議案第 63 号 宇城市市道路線の廃止について
- 日程第 26 議案第 64 号 宇城市市道路線の認定について
- 日程第 27 議案第 65 号 新たに生じた土地の確認について
- 日程第 28 議案第 66 号 字の区域の変更について
- 日程第 29 議案第 67 号 宇城市三角地域過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 30 議案第 68 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第 31 発議第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に関わる意見書の提出について
- 日程第 32 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について（村岡 純子氏）
- 日程第 33 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について（畑野 秀昭氏）
- 日程第 34 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22 人）

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 番 原 田 祐 作 君 | 2 番 永 木 誠 君 |
| 3 番 山 森 悦 嗣 君 | 4 番 三 角 隆 史 君 |
| 5 番 坂 下 勲 君 | 6 番 高 橋 佳 大 君 |
| 7 番 高 本 敬 義 君 | 8 番 大 村 悟 君 |
| 9 番 福 永 貴 充 君 | 10 番 溝 見 友 一 君 |
| 11 番 園 田 幸 雄 君 | 12 番 五 嶋 映 司 君 |

13番 福田 良二 君
 15番 渡邊 裕生 君
 17番 長谷 誠一 君
 19番 豊田 紀代美 君
 21番 石川 洋一 君

14番 河野 正明 君
 16番 河野 一郎 君
 18番 入江 学 君
 20番 中山 弘幸 君
 22番 岡本 泰章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉澤 和弘 君 書 記 西村 光代 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守田 憲史 君	副 市 長	浅井 正文 君
教 育 長	平岡 和徳 君	総 務 部 長	成松 英隆 君
総合政策監	村上 理一 君	企 画 部 長	中村 誠一 君
市民環境部長	稼 隆弘 君	健康福祉部長	那須 聡英 君
経 済 部 長	坂園 昭年 君	土 木 部 長	成田 正博 君
教 育 部 長	吉田 勝広 君	会 計 管 理 者	横山 悦子 君
総務部次長	天川 竜治 君	企画部次長	杉浦 正秀 君
市民環境部次長	松川 弘幸 君	健康福祉部次長	西岡 澄浩 君
経 済 部 次 長	黒崎 達也 君	土 木 部 次 長	梅本 正直 君
教育部次長	豊住 章 君	三角支所長	原田 文章 君
不知火支所長	濱口 博隆 君	小川支所長	篠塚 孝教 君
豊野支所長	園田 郁夫 君	市民病院事務長	伊藤 博文 君
農業委員会事務局長	白木 太実男 君	監査委員事務局長	山本 裕子 君
財 政 課 長	木見田 洋一 君		

開会 午前１０時０４分

-----○-----

- 議長（長谷誠一君） ただいまから、令和元年第２回宇城市議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第１ 会議録署名議員の指名

- 議長（長谷誠一君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第８７条の規定によって、１５番、渡邊裕生君及び１６番、河野一郎君の２人を指名します。

-----○-----

日程第２ 会期の決定

- 議長（長谷誠一君） 日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日６月１７日から６月２８日までの１２日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から６月２８日までの１２日間に決定しました。

-----○-----

日程第３ 諸報告

- 議長（長谷誠一君） 日程第３、諸報告を行います。

お手元に配布しております議長の諸般の報告の１ページから９ページにお示ししておりますとおり、監査委員から宇城市の例月現金出納検査の結果に関する報告書について、平成３１年１月分から４月分までが提出されております。

主な公式行事については、１０ページのとおりであります。

次に、陳情書等について申し上げます。去る６月６日の第１０回議会運営委員会において、机上配布と決定しました６件の陳情書等につきましては、皆様のお手元に配布のとおりであります。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、市長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

- 市長（守田憲史君） 発言のお許しを頂きましたので、行政報告をいたします。

最初に、小川中学校の校舎における天井材の落下事故についてです。３月１４日、小川中学校の校舎の階段室において、天井材の一部が落下する事故が発生いたしました。現場は校舎３階東側階段踊り場で、天井のモルタル材の一部が剥がれ落ちたものです。幸い周囲に人がいなかったため、けがなど事故は発生しておりませんが、

二次被害の可能性も視野に入れ、直ちに事故発生場所を立入禁止とし、速やかに業者による詳細な点検及び修繕を行いました。同校は熊本地震で外壁や柱にひびが入るなどの被害があり、復旧工事や建物強度診断を行い施設管理には十分留意しておりましたが、今後同様の事故が発生しないよう適切な学校施設の維持管理に、組織一丸となり努めてまいります。

次に、熊本地震から復旧復興状況についてです。熊本地震発災から3年2か月が経過しました現在もなお、仮設住宅等での生活を余儀なくされておられる被災者の皆様方の一日も早い生活再建ができますように、継続して取り組んでまいります。現在建設中の災害公営住宅の進捗状況ですが、3月16日に新たに豊野町の響原復興住宅20戸及び集会所が完成しました。くまもとアートポリスプロジェクトによる都市再生機構からの買取型災害公営住宅としては、県内初の完成となります。これを含め、市内6か所98戸の災害公営住宅が完成し、随時入居されております。今後も災害公営住宅の建設を引き続き行い、今年度内に残り4か所83戸、合計10か所181戸の完成を予定しております。

また3月20日には、松橋町で防災公園、眞寿公園のしゅん工式が行われました。広さ約475平方メートルの敷地には、生活雑用水を汲み出せる防災井戸と、座るところを外すと調理ができるかまどベンチが設置されています。今後はこの公園が地域の防災拠点として、地域の方々が集う遊びの場、憩いの場として非常に有意義な場所になるものと実感しております。

次に、市道黒崎内潟線、戸馳大橋の開通についてです。3月30日、架替えの工事を進めていた戸馳大橋が完成し、開通を祝うセレモニーが執り行われました。これまでの戸馳大橋は、昭和48年から宇土半島と戸馳島を結ぶ唯一の海上橋りょうとして、戸馳島民や周辺住民の生活を支えてきました。しかし、老朽化が進み耐震性の不足等の問題を抱え総合的な対策として、橋りょうの架替え整備が必要となりました。平成21年度に予備設計から始まり、国・県をはじめ多くの関係機関と協議・調整を重ね、9年の歳月を経て新たな戸馳大橋を開通することができました。本橋りょうの供用開始により、歩行者と車両の通行の安全性が格段に向上し、これまで重量規制を行っていた大型車両の通行も可能となり、これまで以上に経済面での効果を上げ、地域の新しいシンボルとして市民に親しまれ、戸馳地区そして宇城市の発展への架け橋となってくれることを期待しております。

次に、不知火保育園の運営移管についてです。昭和51年、不知火町立不知火保育園として開園以来43年にわたり、不知火町そして宇城市の多くの子どもたちを大切にはぐくみ育てた、宇城市立不知火保育園の移管式を3月29日に行い、4月1日から社会福祉法人わかき福祉会が、不知火保育園の伝統・歴史・実績を引き継

いだ上で運営を行っています。今後も公共施設の見直し方針に則り、施設の民営化や統廃合については、施設の経緯・内容・スケジュールなどについて市民の皆様への説明と御意見を伺いながら、進めていく予定であります。

次に、学校給食センター起工式についてです。松橋町豊崎の建設予定地にて4月22日に学校給食センターの起工式が執り行われました。近年、偏った栄養摂取や朝食欠食などの食習慣の乱れ、肥満・痩身傾向など子どもたちの健康を取り巻く環境が大きく変化しています。今回新築する学校給食センターは、現在の不知火・松橋・豊野の3つの学校給食センターを統合して新設するもので、県内最大クラスの大きさとなり、平成21年改正の学校給食法に伴う新基準への適合を図り、最新の調理器具を揃え、アレルギー食対応のための専門調理室や食育のための調理作業工程見学スペースも計画しております。食の安全性を確保し、子どもたちに安心して美味しく栄養満点の給食を提供できるよう、また災害時に一定の調理機能や炊き出し機能などの防災機能としても発揮できるよう、これから整備を行う予定です。

以上、行政報告といたします。

○議長（長谷誠一君） これで、諸報告を終わります。

-----○-----

日程第4 報告第3号 専決処分の報告について

○議長（長谷誠一君） 日程第4、報告第3号専決処分の報告について、執行部に報告を求めます。

○総務部長（成松英隆君） 報告第3号専決処分の報告について説明いたします。

公用車事故に係る損害賠償の専決処分の報告でございます。議案集の4ページをお願いします。平成31年4月24日、宇城市豊野町アグリパーク豊野の駐車場で道路維持作業車を駐車場から移動するため後退させていたところ、駐車してありました相手方の車両に接触し、車両を破損させたため市に賠償責任が生じたものでございます。損害賠償の額は194,140円でございます。なお、損害賠償金につきましては、全国町村会総合賠償補償保険から補填をされております。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） これで報告第3号を終わります。

-----○-----

日程第5 報告第4号 平成30年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について

日程第6 報告第5号 平成30年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第7 報告第6号 平成30年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

		告について
日程第 8	報告第 7 号	平成 30 年度宇城市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第 9	報告第 8 号	平成 30 年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第 10	報告第 9 号	平成 30 年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について
日程第 11	議案第 49 号	宇城市再建住宅条例の制定について
日程第 12	議案第 50 号	宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 13	議案第 51 号	宇城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 14	議案第 52 号	宇城市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 15	議案第 53 号	宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 16	議案第 54 号	宇城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 17	議案第 55 号	宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 18	議案第 56 号	令和元年度宇城市一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 19	議案第 57 号	工事請負契約の締結について（不知火防災拠点センター新築工事）
日程第 20	議案第 58 号	工事請負契約の締結について（松橋中学校武道場他改築工事）
日程第 21	議案第 59 号	工事請負契約の変更契約の締結について（宇城市松橋総合体育文化センター大規模改修工事）
日程第 22	議案第 60 号	財産の取得について（宇城市立小学校電子黒板機能付プロジェクター等）
日程第 23	議案第 61 号	財産の取得について（小学校情報教育システム）
日程第 24	議案第 62 号	財産の取得について（宇城市学校給食センター厨房機器）
日程第 25	議案第 63 号	宇城市市道路線の廃止について
日程第 26	議案第 64 号	宇城市市道路線の認定について
日程第 27	議案第 65 号	新たに生じた土地の確認について

日程第 28 議案第 66 号 字の区域の変更について

日程第 29 議案第 67 号 宇城市三角地域過疎地域自立促進計画の変更について

日程第 30 議案第 68 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

日程第 31 発議第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に関わる意見書の提出について

日程第 32 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について（村岡 純子氏）

日程第 33 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について（畑野 秀昭氏）

○議長（長谷誠一君） 日程第 5、報告第 4 号平成 30 年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告についてから、日程第 33、諮問第 2 号人権擁護委員候補者の推薦について（畑野秀昭氏）までを一括議題とします。市長から一括して提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 本日から、開会されます令和元年第 2 回宇城市議会定例会では大変お世話になります。

今回提出しますのは、報告案件として平成 30 年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告など 6 件。市長提出議案では条例案件として、宇城市再建住宅条例の制定についてなど 7 件。予算案件として、令和元年度宇城市一般会計補正予算の 1 件。その他案件として、工事請負契約の締結関係 3 件、財産の取得 3 件、市道の路線の廃止 1 件、市道の路線の認定 1 件、新たに生じた土地の確認 1 件、字の区域の変更 1 件、過疎地域自立促進計画の変更 1 件、一部事務組合の規約変更 1 件の合計 12 件です。諮問案件として、人権擁護委員候補者の推薦 2 件です。合わせて 28 件をお願いしますのでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（長谷誠一君） 提案理由の説明が終わりました。これから、議案ごとに詳細説明を求めます。

まず、報告第 4 号平成 30 年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告についてから、報告第 6 号平成 30 年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてまでの詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） それでは、平成 30 年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告につきまして説明いたします。

お手元の議案集の 5 ページをお開きください。本報告は、平成 30 年 12 月の定例会におきまして、継続費の総額及び年割額の御承認をいただきました松橋中学校屋内運動場建築事業及び学校給食センター建築事業につきまして、別紙のとおり調整を行いましたので本定例会に報告するものでございます。

6 ページをお願いいたします。款 9 教育費、項 3 中学校費、松橋中学校屋内運動場建築事業の継続費の総額は 11 億 9,400 万円となっております。平成 30 年度の予算計上額 4 億 6,160 万円に対し、平成 30 年度における支出済額及び支出見込額はありませんでしたので、予算現額がそのまま残額となり 4 億 6,160 万円を翌年度への通次繰越額としております。翌年度通次繰越額の財源としましては、繰越金 2,102 万 8 千円、国県支出金 4,167 万 2 千円、地方債 3 億 9,890 万円となっております。

同じく、項 8 学校給食費、学校給食センター建築事業の継続費の総額は 22 億 2,000 万円でございます。平成 30 年度の予算計上額 8 億 8,600 万円に対し、平成 30 年度における支出済額及び支出見込額は 8 億 4,503 万 9 千円となり、予算残額 4,096 万 1 千円が翌年度への通次繰越額となっております。

以上、報告第 4 号の詳細説明を終わります。

続きまして、平成 30 年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明いたします。

議案集の 7 ページになります。本報告は、昨年 12 月の定例会、本年 2 月の定例会におきまして、平成 30 年度宇城市一般会計補正予算、第 6 号、第 7 号で承認をいただきました、業務工程自動化業務委託など全 34 事業の繰越明許につきまして、別紙のとおり調整を行いましたので本定例会に報告するものです。

飛びます、11 ページをお願いします。合計欄の説明をいたします。翌年度繰越額 63 億 7,719 万 1 千円。うち、既収入特定財源はゼロ円。未収入特定財源 62 億 2,977 万 2 千円。一般財源 1 億 4,741 万 9 千円となっております。

8 ページに戻ります。款 2 総務費、項 1 総務管理費、業務工程自動化業務委託予算額 1,342 万 3 千円。同じく 3 段下になります、熊本地震復興基金被災住宅再建支援事業補助金予算額 300 万円。またページが移りまして 11 ページになります。5 段目でございます。款 10 災害復旧費、項 2 公共土木施設災害復旧費、過年度公共土木施設単独災害復旧事業予算額 100 万円につきましては、令和元年度予算での執行対応及び平成 30 年度内での事業完了により、翌年度繰越はございません。

以上で、報告第 5 号の詳細説明を終わります。

続きまして、平成 30 年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について説明いたします。

議案集の 12 ページになります。本報告は、平成 29 年度予算から平成 30 年度予算へ繰り越しておりました災害公営住宅建設事業ほか 1 件につきまして、復興事業の増加に伴う資材不足などにより平成 30 年度内での完了が困難となったため、

事故繰越しとして別紙のとおり調整を行いましたので本定例会に報告するものです。

13ページをお願いします。款7土木費、項6住宅費、災害公営住宅建設事業の支出負担行為済額23億4,812万3,631円、このうち支出済額はゼロ円ですので、支出未済額23億4,812万3,631円が、そのまま翌年度への繰越額となります。うち未収入特定財源としまして、国県支出金16億2,103万3千円、地方債6億3,970万円。その他特定財源として、基金繰入金2,516万7千円、一般財源が6,222万3,631円の財源内訳となっております。

同じく、款8消防費、項1消防費、防災コミュニティ施設整備事業におきましても支出負担行為額1億4,422万8,960円。このうち支出未済額1億3,213万8,960円が翌年度への繰越額となります。うち、未収入特定財源として、国県支出金6,606万9千円、地方債6,260万円、一般財源が346万9,960円の財源内訳となっております。

以上で、報告第6号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 報告第4号から報告第6号までの詳細説明が終わりました。

次に、報告第7号平成30年度宇城市水道事業会計予算繰越計算書の報告について及び報告第8号平成30年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についての詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 報告第7号平成30年度宇城市水道事業会計予算繰越計算書の報告について説明いたします。

議案集の14ページと15ページをお願いいたします。15ページで説明をいたします。平成30年度会計の翌年度繰越額は1,550万円でございます。内訳としまして、款1水道事業費用、項1営業費用、市道改良等に伴います配水管支障移転工事800万円と、款1資本的支出、項1建設改良費、戸馳大橋取付道路配水管布設替工事750万円でございます。2件とも戸馳大橋架替工事に伴います水道の配水管の新設、それと既設管の切替えを行いますもので国道266号接続部分と、戸馳島接続部分の工事でございます。繰越しの理由としましては、工事箇所が急遽取付部分でありましたことから、車両通行への影響を考慮し新橋開通後に施工を行うこととしたため、年度内の工事の完了が困難となったものでございます。

以上で、報告第7号の説明を終わります。

続きまして、報告第8号平成30年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について説明いたします。

議案集は16、17ページになります。17ページで説明をいたします。平成30年度会計の翌年度繰越額は2億4,982万円でございます。内訳としまして、款1資本的支出、項1建設改良費で、上段の工事請負費1億650万円と、下段の

下水処理場消化槽の改築・耐震工事委託１億４，３３２万円でございます。繰越しの理由としましては、管きょ工事の関係機関との協議等に期間を要し、年度内工事の完了が困難となったことによるものでございます。処理場の消化槽の改築・耐震工事の委託は国の予算配分に伴いまして、工事計画の見直しを行わなければならなくなり、年度内の委託業務完了が困難となったわけでございます。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 報告第７号及び報告第８号の詳細説明が終わりました。

次に、報告第９号平成３０年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告についての詳細説明を求めます。

○企画部長（中村誠一君） それでは、報告第９号平成３０年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告につきまして詳細説明を申し上げます。

議案集の１９ページをお願いします。それと別冊で資料を配布しております土地公社の平成３０年度事業報告書というものがあります。そちらをご覧いただきたいと思います。

それでは、事業報告書を１枚めくっていただきますと経営状況がございまして。この経営状況の１ページをお願いいたします。平成３０年度収入支出決算額につきましては、公有地取得等の事業を行っておりませんので事務的経費のみの経費になっております。まず収益的収入支出についてですけれども、記載のとおり受取利息のみの収入で合計が１，２５６円。支出の合計は一般管理費の７１，０００円ということになっております。支出は全て公租公課費になります。収入済額から支出済額を差し引いた差額の当期損失６９，７４４円につきましては、前期繰越準備金７６８，２４０円から補填をしております。

次に、２ページをお願いいたします。資本的収入支出についてでございますけれども、事業を行っておりませんので収入支出ともに計上はございません。

３ページ以降につきましては、決算明細書、損益計算書、貸借対照表、財産目録になっております。１１ページからは、附属明細表と１４ページの監査結果を添付いたしております。また、１５ページ目からは、平成３１年度の事業計画を掲載しておりますが、現在のところ公有地取得等の事業計画はございませんので、事務的な経費のみを計上をしております。

以上で、平成３０年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 報告第９号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第４９号宇城市再建住宅条例の制定についての詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 議案第４９号宇城市再建住宅条例の制定について詳細説明

を申し上げます。

議案集の２０ページから２２ページをお願いいたします。今回、議案として議決をお願いいたしますのは、熊本地震により県が宇城市内に建設しました御領と曲野長谷川、２地区の応急仮設住宅を譲り受け、宇城市再建住宅として維持管理するものでございます。宇城市営住宅管理条例では適用できない部分もあり、被災者を救済する目的のため市営単独住宅として維持管理をするものであります。

以上で、議案第４９号の説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第４９号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第５０号宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） 議案第５０号宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案集は２３ページ、２４ページです。資料集は３ページになります。国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が施行され、それに伴いまして宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定をお願いするものでございます。変更箇所につきましては、選挙に係る部分だけでございます。

以上で、議案第５０号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第５０号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第５１号宇城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第５４号宇城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてまでの詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 議案第５１号宇城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

議案集の２５から２６ページ、説明資料は４ページをお開きください。本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が、平成３１年１月３０日に交付されたことに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。改正内容としましては、災害援護資金制度に月賦償還による償還方法が追加され、連帯保証人の必置義務が撤廃されました。このことに伴い条例の第１４条第１項に保証人を立てることができること、第２項に保証人の有無に応じて利率を設定すること、第３項に保証人が連帯して債務を負担することを新たに加え、第１５条第１項の償還方法に月賦償還を新たに加えるものでございます。

以上で、議案第５１号の詳細説明を終わります。

続いて、議案第５２号宇城市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部

を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

議案集の 27 ページ、説明資料は 5 ページをご覧ください。本案は、児童福祉法の一部改正に伴い児童福祉法を引用している宇城市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の関係条文の一部を改正するものです。具体的な改正内容としまして、児童福祉法の関係条文に 1 号追加されましたので、以下の号数が繰り下げとなりました。このことにより、重度心身障がい者医療費の助成に関する条例中、児童福祉法の引用部分について改正を行うものです。

以上で、議案第 52 号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第 53 号宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

議案集の 28 ページ、説明資料は 7 ページの下段の方をご覧ください。厚生労働省、老健局長通知の地域支援事業実施要項に基づき実施する、宇城市生活支援体制整備事業の第 1 層協議体を設置するにあたり、附属機関として位置付ける必要があることから宇城市附属機関設置条例の一部の改正を提案するものです。またかねてから審議会として設置していました宇城市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会も附属機関に位置付ける必要があるため、併せて改正を提案するものです。

以上で、議案第 53 号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第 54 号宇城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

議案集の 29 ページ、説明資料は 9 ページをお開きください。本案は、本年度の組織機構の見直しに伴い条例の一部を改正する必要が生じたものです。具体的な改正内容としましては、安心して子どもを生み育てることができるよう、子育て支援を切れ目なく行うことを目的として従来の子ども福祉課と児童福祉センターの業務再編により、新たに保育園課と子育て支援課が新設されました。このことに伴い、子ども・子育て会議の庶務を担当する子育て支援課に名称を改めるものでございます。

以上で、議案第 54 号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第 51 号から議案第 54 号までの詳細説明が終わりました。

次に、議案第 55 号宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 議案第 55 号宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

議案集の 30 ページと 31 ページをお願いします。それと説明資料は、別紙の差し替え分の 2 ページと 3 ページをお願いいたします。まず、住宅管理条例第 6 条第

1 項第 2 号（ウ）の条文についてでございますが平成 24 年度法改正によりまして、議案として提出し可決され削除すべき条文が残っておりまして、今回適正に法整備をするものでございます。入居時の所得制限の金額の条文でございました。

それと、別表第 1 でございます。熊本地震による被災者向け災害公営住宅として整備しました曲野中村復興住宅の管理を令和元年から開始することとなったこと、及び南豊崎復興住宅の住所地番を変更したこと、また別表第 2 のうち三角町の市単住宅、三号住宅の 1 棟を用途廃止に伴いまして、解体が完了いたしましたので宇城市営住宅管理条例の一部を改正をするものでございます。

以上で、議案第 55 号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第 55 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 56 号令和元年度宇城市一般会計補正予算（第 2 号）及び議案第 57 号工事請負契約の締結について（不知火防災拠点センター新築工事）詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） それでは、議案第 56 号令和元年度宇城市一般会計補正予算（第 2 号）について説明いたします。

補正予算書の 1 ページ目をお願いいたします。別冊でございます。

まず初めに、予算の総額について説明いたします。第 1 条でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ 8 億 3,567 万 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 344 億 5,965 万 7 千円としています。内容につきましては、平成 30 年度の国補正予算において事業採択されたことによりまして、令和元年度における重複事業分の予算の減額及び消費税率引上げに伴う影響緩和を図るためのプレミアム付き商品券事業、その他当初予算編成後に必要が生じ早急な対応が必要なものについて予算措置を行うものでございます。

2 ページに移ります。主な歳入費目では、国庫補助金で 5 億 1,200 万円余の減額、雑入で 3 億 4,000 万円の増額、市債で 7 億 5,900 万円余の減額をしています。

3 ページに移ります。主な歳出費目では、総務管理費 5 億 1,700 万円余の増額、道路橋りょう費で 2 億 6,600 万円の減額、4 ページに移りまして消防費で 13 億 5,200 万円余の減額をしております。

5 ページに移ります。第 2 表、債務負担行為の補正でございます。1 追加で小川支所建物賃借料を紙面のとおりに追加しております。

6 ページに移ります。第 3 表、地方債補正です。1 変更で、農業生産基盤整備事業費ほか 5 件の起債限度額を紙面のとおりに変更しています。

続いて、歳出の主なものとその特定財源について説明いたします。

11ページに移ります。まず、款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費で1,063万1千円を追加しています。節13委託料で小川支所移転に伴う測量設計業務委託料として693万2千円。節14使用料及び賃借料で小川支所土地建物賃借料369万9千円を計上しております。同じく目6企画費、節13委託料で測量設計業務委託料1,528万2千円を計上しています。JR小川駅周辺開発整備に係る設計業務委託料です。特定財源としまして、地方債の駅周辺開発整備事業債1,450万円を充てております。

12ページに移ります。同じく目18熊本地震復興基金事業費で3,899万7千円を追加しております。主なものは節18備品購入費3,382万6千円で、消防団員の安全確保、活動性の向上などを目的とした消防活動服の購入です。特定財源としまして、平成28年熊本地震復興基金繰入金2,147万6千円を計上しております。同じく目20生活者支援等関連経費で4億5,618万7千円を追加しています。本年10月に予定されている消費税率引上げに伴い生じる負担などによる消費への影響を緩和するとともに、地域の消費を喚起、下支えすることを目的として実施されるプレミアム付商品券事業に係る経費の計上です。特定財源としまして、総務管理費国庫補助金1億1,618万7千円。雑入としまして、プレミアム付商品券販売収入3億4,000万円を計上しています。

14ページに移ります。款5、下段の方です。農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節19攻めの園芸生産対策事業補助金628万1千円、果樹競争力強化推進事業補助金2,448万2千円、合計3,076万3千円を追加しています。農業振興費の特定財源としまして、補助率10分の10の農業費県補助金3,076万3千円を計上しています。

15ページに移ります。同じく目8農地総務費、節15工事請負費で1,984万円を追加しております。砂川排水機場における施設設備の突発事故に伴う改修工事費でございます。特定財源としまして、農地費分担金336万1千円、農業費県補助金1,408万6千円、地方債の農業生産基盤整備費210万円を計上しております。同じく項2林業費でございます。目1林業総務費では294万2千円を減額しています。これは当初、市が事業主体として交付申請を行っていた有害鳥獣対策のICT関連事業につきまして、事業主体が鳥獣被害対策防止対策協議会に改められたことによりまして、関連予算を補助金に組み替えるものでございます。これにより特定財源として予定していた農業費県補助金についても、直接、鳥獣被害防止対策協議会が収入することとなるため、歳入予算の減額を行っています。

16ページに移ります。款7土木費、項2道路橋りょう費、目3道路新設改良費で2億9,700万円を減額しています。平成30年度の国補正予算において事業

採択されたことによりまして、令和元年度における重複事業分の予算の減額で、特定財源につきましても道路橋りょう費国庫補助金、地方債の道路橋りょう費、橋りょう整備費対象額を減額しています。

17ページに移ります。同じく項5都市計画費、目3駅周辺開発推進事業費で1億8,000万円を追加しています。節13委託料8,500万円、節15工事請負費1億500万円はいずれも国費の内示に伴う増額となります。特定財源としまして、都市計画費国庫補助金を1,630万6千円、地方債の駅周辺開発整備事業債1億5,550万円を計上しております。

18ページをお願いします。款8消防費、項1消防費、目4災害対策費で13億5,348万8千円を減額しています。平成30年度の国補正予算において三角地区、不知火地区、小川地区の防災拠点センターなどに係る施設整備事業が、事業採択されたことによりまして、令和元年度における重複事業分の予算減額が主な要因となります。特定財源でございます国庫補助金、地方債についても先ほども道路橋りょう費の財源同様、対象分を減額しています。

以上で、歳出予算の説明を終わります。

続きまして、歳入予算を説明いたします。お手数ですが10ページにお戻りください。

中ほどでございます。款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金を2,751万8千円増額しまして、補正後の財政調整基金繰入金を12億7,329万7千円としています。特定財源の主なものにつきましては、歳出予算の中で説明しましたが、事業にあたり特定財源で不足する額については、一般財源として財源調整するものでございます。

以上で、議案第56号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第57号不知火防災拠点センター新築工事の工事請負契約の締結についてを説明いたします。

議案集の32ページと説明資料が12ページから13ページとなります。また議長のお許しを頂きまして、座席にA3の図面を資料として配布しておりますので、御参照していただきますようお願いします。

今回の不知火防災拠点センター新築工事に係る工事請負契約の締結につきましては、令和元年6月5日、契約の相手方と仮契約を締結しております。契約の内容は、工事名、不知火防災拠点センター新築工事。工事の場所、宇城市不知火町高良2273番地1。契約金額、3億3,932万5,200円税込みでございます。契約の相手方、請負者でございます。菊池郡菊陽町新山3丁目5番11号、株式会社藤島工務店、代表取締役藤島友一でございます。

工事の概要につきましては13ページに記載しておりますとおり、建築工事、鉄骨造平屋建一式、延べ床面積997.82平方メートル、併せまして電気設備工事、機械設備工事一式となります。今回、入札参加者の条件としましては、条件付き一般競争入札で建築一式工事の総合評定値を990点以上の県内に主たる営業所を有する者としております。参加者の施工実績としまして、平成21年度以降元請けとして国内において完成した鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、または鉄骨造の建築一式工事で請負金額1億円以上の新築・増築・改築または改修工事の施工実績を有することとしております。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上に限るものとしております。配置予定技術者につきましても、参加の施工実績と同様の施工経験を条件としています。

結果でございますけど、総合評定値990点以上の対象者32社の中から3社が入札に参加しております。2社が同額の応札を行っておりまして電子入札のくじにより落札候補者として、6月4日、市の工事入札指名等審査委員会の審査を経て落札者を決定しています。その後、6月5日に落札者と仮契約を締結しております。

予定価格につきましては3億7,702万8千円、これも税込みでございます。今回落札額は、先ほどの契約金額と同様で3億3,932万5,200円税込みでございます。落札率は90%となっております。

以上で、議案第57号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第56号及び議案第57号の詳細説明が終わりました。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、議案第58号工事請負契約の締結について（松橋中学校武道場他改築工事）から議案第62号財産の取得について（宇城市学校給食センター厨房機器）までの詳細説明を求めます。

○教育部長（吉田勝広君） それでは、議案第58号の工事請負契約の締結について詳細説明を申し上げます。

議案集の33ページ、それから説明資料は14ページから20ページになります。今回の松橋中学校武道場他改築工事に係る工事請負契約の締結は、令和元年6月5日、契約の相手方と仮契約を締結しております。契約の内容は、工事名、松橋中学校武道場他改築工事。工事場所、宇城市松橋町松橋522番地1。契約金額、4億

6,116万円税込み額でございます。契約の相手方、住所、熊本県八代市萩原町1丁目11番6号。称号または名称、藤永・高橋建設工事共同企業体。代表者氏名、代表取締役藤永和広。本工事は、令和元年度から令和2年度の債務負担行為による工事として松橋中学校武道場等を建設するものです。工事設計金額が5千万円を超えるため、県内格付建築一式のA1等級業者によるJVを資格要件とした条件付き一般競争入札において実施をいたしました。その結果、1社の応札がありまして、6月4日の指名審査委員会を経て落札者を決定し仮契約を締結したところでございます。

工事の概要につきましては、資料集の15ページでございます。建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式。構造・規模、武道場、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建て、延べ床面積1,106.29平方メートル。渡り廊下、鉄筋コンクリート造平屋建て、面積が26.18平方メートル。それから駐輪場、鉄骨造平屋建て4棟、面積67.01平方メートルでございます。工期は、令和3年1月29日までとしております。

以上で、議案第58号工事請負契約の締結についての詳細説明を終わります。

続きまして、議案第59号の工事請負契約の変更契約の締結について詳細説明を申し上げます。

議案集は34ページ、それから説明資料は21ページから23ページになっております。そして、議長のお許しを得まして図面の拡大したもの等をお手元にお配りしております。よろしくお願いいたします。

このたび工事請負変更契約の議決をお願いいたしますのは、宇城市松橋総合体育文化センター大規模改修工事であります。この主な変更の内容は、文化ホール天井耐震改修工事における既存の柱やはり並びに配管などの設備と、新設の柱・はり・筋交いなどが交錯して支障となる箇所の変更。またメインアリーナの空調・換気ダクト及び天井付近に設置された管理用通路の振れ止め補修。事務室のパッケージエアコンの設置。文化ホール多機能トイレ自動ドア改修。外壁のクラック補修及び防水塗装などです。

工事名、宇城市松橋総合体育文化センター大規模改修工事。工事場所、宇城市松橋町大野85番地。今回変更増額2,607万75円。現請負金額4億6,980万円。変更請負金額4億9,587万75円。いずれも税込み額でございます。契約の相手方、住所、熊本県宇城市松橋町松橋1028番地。称号又は名称、株式会社高橋建設。代表者氏名、代表取締役堀本利好でございます。

以上で、議案第59号工事請負契約の変更契約の締結についての詳細説明を終わります。

続きまして、議案第60号財産の取得について詳細説明を申し上げます。

議案集は35ページ、説明資料は24ページから27ページになります。今回の宇城市立小学校電子黒板機能付プロジェクター等購入に係る物品購入契約の締結は、令和元年6月5日に契約の相手方と仮契約の締結をいたしております。本契約で取得する財産及び契約内容は、財産、宇城市立小学校電子黒板機能付プロジェクター等。所在地、宇城市立小学校13校。取得価格、4,218万8,040円税込みです。契約の相手方、住所、熊本県宇城市松橋町久具318番4。称号又は名称、合資会社下田文具店。代表者氏名、代表社員下田道雄でございます。

これまで電子黒板機能付プロジェクター等については、小学校4年生以上の通常学級に導入してきましたけれども、今回の購入につきましては、宇城市立13小学校の3年生以下の通常学級、それから特別支援学級並びに特別教室へ導入するものでございます。これにより市内13小学校全ての教室に納入されることとなります。

概要につきましては、資料集でございますが25ページになります。設置場所、宇城市立小学校13校。三角、青海、松合、不知火、松橋、当尾、豊川、豊福、小野部田、河江、小川、海東、豊野の各小学校でございます。納入機器及び納入台数は、電子黒板機能付プロジェクター171台、書画カメラ165台、マグネットスクリーン96台、ホワイトボード72台。納入期限につきましては令和元年8月30日までとしております。

以上で、議案第60号財産の取得についての詳細説明を終わります。

次に、議案第61号財産の取得について詳細説明を申し上げます。

議案集は36ページ、説明資料は28ページ、29ページです。なお、29ページにつきましては、お手元にお配りしております差替えの資料集4ページと差し替えをさせていただきたいというふうに思います。

この小学校情報教育システム購入に係る物品購入契約を、令和元年5月31日に相手方と仮契約を締結しております。本契約で取得する財産及び契約の内容は、財産、小学校情報教育システム。所在地、松橋地区小学校、三角小学校。取得価格、4,091万1,912円税込み額でございます。契約の相手方、住所、宇城市小川町小川65番地。称号又は名称、有限会社宮崎商店。代表者氏名、代表取締役宮崎信彦でございます。

平成26年度までに整備しましたパソコン教室のパソコン基本ソフトが、令和2年1月でセキュリティサポートが終了することに伴いまして、機器の更新を行うものでございます。今回の導入で市内13小学校の全てのパソコン教室のパソコンが更新されることとなります。概要につきましては、差し替えの資料集4ページでございます。児童用パソコンが松橋小学校24台、当尾小学校38台、豊川小学校4

3台、豊福小学校44台、三角小学校39台の計206台。教師用のパソコンでございますが、各学校1台の計5台。認証及びファイル管理サーバーが各学校1台、計5台の取得となります。納入期限は令和元年11月29日までとしております。

以上で、議案第61号財産の取得について詳細説明を終わります。

すみません、先ほど松橋小学校24台と申し上げましたが、児童用パソコンの松橋小学校は42台の誤りでございます。訂正をさせていただきます。

続きまして、議案第62号でございます。財産の取得について詳細説明を申し上げます。

議案集は37ページ、説明資料は30ページから36ページになります。今回の宇城市学校給食センター整備事業の厨房機器購入、こちらは給食センターの新設に伴う厨房用機器具類の一部として、建築工事に伴い配置計画が必要となる器具類の購入を行うものでありまして、令和元年6月5日に相手方と仮契約を締結しております。本契約で取得する財産及び契約の内容は、財産、宇城市学校給食センター厨房用機器具類。所在地、宇城市松橋町豊崎1528番地1外。取得価格、4億4,388万円税込み額でございます。相手方、住所、熊本市東区錦ヶ丘9-26。称号又は名称、株式会社中西製作所熊本営業所。代表者氏名、所長福田広でございます。

本事業は、既存の学校給食施設及び設備の老朽化への対応をはじめ、学校給食法学校給食衛生管理基準の改定による新基準への適合を図るため、調理上の完全ドライシステム化による安全で安心な給食の安定的かつ継続的な提供を目指すものでございます。今回、既存施設を統合しまして最大4,500食の提供を可能とするため、説明資料では33ページのとおりプレハブ冷蔵庫をはじめ、材料裁断機、蒸気回転釜、連続式フライヤー、連続炊飯器、食器洗浄機などの機器具類全238種606品目を購入するものであります。納入期限は令和3年6月25日までとしております。

以上で、議案第62号財産の取得についての詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第58号から議案第62号までの詳細説明が終わりました。

次に、議案第63号宇城市市道路線の廃止についてから議案第66号字の区域の変更についてまでの詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 議案第63号宇城市市道路線の廃止について説明を申し上げます。

議案集は38ページ、説明資料は37ページでございます。道路法第10条第1項及び第2項の規定に基づきます、宇城市市道路線の廃止は、長崎久具線と長崎線の2路線でございます。長崎久具線につきましては、平成18年の路線認定から国

の補助交付金を活用しまして改良事業を進めてまいりました。いよいよ来年3月供用開始の見込みとなりましたので、本事業の道路改良区間に合わせまして長崎久具線、長崎線2路線の起点を変更するため一旦廃止し、再認定するものでございます。

続きまして、議案第64号宇城市市道路線の認定について説明を申し上げます。

議案集は39ページ、説明資料は38ページになります。道路法第8条第1項の規定に基づきまして、宇城市道として認定する路線は、先ほど申しました長崎久具線と長崎線の2路線の認定でございます。来年3月に予定をしております長崎久具線の全線供用開始を前に、道路改良事業の施工区間に合わせ、起点を国道266号不知火中学校前の交差点からJA熊本うきの南営農センター付近に変更し、再認定するものでございます。

続きまして、議案第65号新たに生じた土地の確認について及び議案第66号字の区域の変更について、両議案は関連がありますので一括して説明を申し上げます。

議案集は40ページと41ページ、説明資料は39ページ、40ページになります。今回提案いたします、新たに生じた土地は戸馳大橋架替事業に伴う公有水面埋立地でございます。三角町戸馳字水ノ浦の2筆に隣接します公有水面であったものを、平成26年11月に許可を受けて埋立てに着手。このたび事業の完了に伴いまして、本年3月20日付で熊本県からしゅん工の認可を受けたところでございます。議案第65号新たに生じた土地の確認は公有水面埋立地の場所、面積99.64平方メートルの確認について。また、議案第66号の字の区域の変更については、新たに生じた土地を三角町戸馳字水ノ浦の字に編入するにあたり、いずれも地方自治法の規定によりまして議会の議決を必要とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第63号から議案第66号までの詳細説明が終わりました。

次に、議案第67号宇城市三角地域過疎地域自立促進計画の変更についての詳細説明を求めます。

○企画部長（中村誠一君） 議案第67号宇城市三角地域過疎地域自立促進計画の変更について詳細説明をいたします。

議案集の42ページ、それから差し替え分の議案説明資料をお願いいたします。5ページの新旧対照表になります。こちらをお願いいたします。

過疎地域自立促進特別措置法で過疎地域として指定されております、旧三角町の自立促進のための各種政策事業を総合的かつ継続的に実施するため、過疎法第6条に基づき平成28年度に宇城市三角地域過疎地域自立促進計画を作成しております。令和元年度の計画におきまして、三角地域における大規模な新規事業である三角西港観光拠点施設整備事業を追加するため、法第6条第7項で準用する同条第1項の

規定に基づきまして、宇城市三角地域過疎地域自立促進計画の一部を変更する必要が生じたので議会の承認を求めるものでございます。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第67号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第68号熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についての詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） 議案第68号熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について詳細説明を申し上げます。

議案集の43ページでございます。それと資料集は42ページになります。本件は、熊本市町村総合事務組合の構成団体でございます合志市が、熊本市町村総合事務組合同規約第3条第10号の規定する交通災害事務から、令和元年8月31日をもって脱退するため、地方自治法第286条第1項の規定により規約の一部を変更するものでございます。一部事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定によりまして、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要があることから、今回議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第68号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第68号の詳細説明が終わりました。

次に、発議第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に関わる意見書の提出についてを議題とします。本案についての提案の趣旨説明を求めます。

○1番（原田祐作君） 今回提出させていただきました、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に関わる意見書について説明をさせていただきます。

そもそも義務教育費国庫負担制度とは、義務教育費国庫負担法に基づくものです。法律の目的は第1条に、義務教育費無償の原則に則り、国民の全てに対し、その妥当な規模と内容を補償するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ると示されております。現在教職員また教育の環境を見てみますと、教職員の先生方、非常に厳しい労働環境、また負担を受けていらっしゃると思います。さらに今後プログラミング教育や英語学習の必修化、様々な教育の面での負担、また子どもたちが抱える問題その家庭に対するケア、このように今後様々な負担が多くのかかっていくものということが推測をされます。実際、この宇城市におきましても支援学級等の増加により、今まで以上に手厚い加配、このようなものが必要になってくるものと考えております。そんな中、財政的に裕福な自治体においては、自前の財源でどれだけでも子どもたちのケアができています。それに対し、今多くの自治体は非常に苦しい財政の中、その中からどうにかそこにつ

いての費用を捻出している。そのような状況にあると考えております。

そこで、国に対し、この義務教育費の国庫負担をもう一度見直し、日本中どこにいても子どもたちが同様の教育環境における質の高い育ちと学びの環境が得られるよう、この意見書の提出をしました。この流れは数年前から各自治体広まっており、今開催中の議会においても、県議会をはじめ多くの議会で同様の意見書が提出され議論されているというふうに聞いております。どうか本議会の皆さんにおかれましてもこの意見書の趣旨を御理解いただき、審議また議論をしていただきたいというふうに思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷誠一君） 発議第1号の趣旨説明が終わりました。

次に、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について（村岡純子氏）及び諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について（畑野秀昭氏）の詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） それでは内容が同様でございますので、諮問第1号、諮問第2号で提案いたします人権擁護委員候補者の推薦につきまして、一度に詳細説明を申し上げます。

現委員であります不知火町の前田博幸さんが、令和元年9月30日付で任期満了となりますので、後任としまして不知火町高良2497番地、村岡純子さんを推薦し、また小川町の山口義則さんが、同じく令和元年9月30日で任期満了になりますので、後任としまして小川町住吉603番地、畑野秀昭さんを推薦いたしたく議会の意見を聞く必要があり提案するものでございます。村岡純子さん、畑野秀昭さんは人格識見ともに優れ、人権擁護委員にふさわしい方だと思っております。

以上、諮問第1号、諮問第2号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 諮問第1号及び諮問第2号の詳細説明が終わりました。

—————○—————

日程第34 休会の件

○議長（長谷誠一君） 日程第34、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日18日火曜日は議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、明日18日は休会することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

明後日19日は、午前10時までに本会議場に参集願います。

どなた様も御苦労様でした。

—————○—————

散会 午前11時38分

第 2 号

6 月 1 9 日 (水)

令和元年第2回宇城市議会定例会（第2号）

令和元年6月19日（水）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1

一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

1番 原 田 祐 作 君
3番 山 森 悦 嗣 君
5番 坂 下 勲 君
7番 高 本 敬 義 君
9番 福 永 貴 充 君
11番 園 田 幸 雄 君
13番 福 田 良 二 君
15番 渡 邊 裕 生 君
17番 長 谷 誠 一 君
19番 豊 田 紀代美 君
21番 石 川 洋 一 君

2番 永 木 誠 君
4番 三 角 隆 史 君
6番 高 橋 佳 大 君
8番 大 村 悟 君
10番 溝 見 友 一 君
12番 五 嶋 映 司 君
14番 河 野 正 明 君
16番 河 野 一 郎 君
18番 入 江 学 君
20番 中 山 弘 幸 君
22番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉 澤 和 弘 君 書 記 西 村 光 代 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	成 松 英 隆 君
総 合 政 策 監	村 上 理 一 君	企 画 部 長	中 村 誠 一 君
市民環境部長	稼 隆 弘 君	健康福祉部長	那 須 聡 英 君
経 済 部 長	坂 園 昭 年 君	土 木 部 長	成 田 正 博 君

教 育 部 長	吉 田 勝 広 君	会 計 管 理 者	横 山 悦 子 君
総 務 部 次 長	天 川 竜 治 君	企 画 部 次 長	杉 浦 正 秀 君
市民環境部次長	松 川 弘 幸 君	健康福祉部次長	西 岡 澄 浩 君
経 済 部 次 長	黒 崎 達 也 君	土 木 部 次 長	梅 本 正 直 君
教 育 部 次 長	豊 住 章 君	三 角 支 所 長	原 田 文 章 君
不知火支所長	濱 口 博 隆 君	小 川 支 所 長	篠 塚 孝 教 君
豊 野 支 所 長	園 田 郁 夫 君	市民病院事務長	伊 藤 博 文 君
農業委員会事務局長	白 木 太 実 男 君	監査委員事務局長	山 本 裕 子 君
財 政 課 長	木見田 洋 一 君		

開議 午前１０時００分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第１ 一般質問

○議長（長谷誠一君） 日程第１、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、８番、大村悟君の発言を許します。

なお、大村議員より撮影願いが出ておりますので、これを許可します。

○８番（大村 悟君） おはようございます。議席番号８番、会派彩里の大村悟でございます。

令和に入り、今回は初めての議会であります。私自身も思い新たに宇城市の将来を見据えて、宇城市をさらに活性化させようという気持ちで今日は登壇させていただきました。今後に向けての宇城市の取組の方向性が見える答弁をいただければありがたいと思います。なお、大きい４番目の（６）につきましては、今日は削除をさせていただきます。

それでは早速ではありますが、議長より許可を得ましたので、事前に通告しました内容につきまして質問させていただきます。まずは大きな１点目、地域おこし協力隊の活用推進についてであります。地域おこし協力隊について、総務省は今年３月平成３０年度に各自治体で活動した隊員数が前年度比５２９人増の５，３５９人になったと発表いたしました。制度を創設した平成２１年度の８９人から年々増えており、１０年目で初めて５，０００人を突破したということであります。

そこで、宇城市もこの地域おこし協力隊の事業に数年前から取り組んでおられるわけですが、まず小さな１点目として、これまでの地域おこし協力隊の採用状況と活動状況についてお尋ねをいたします。

次からの質問は、質問席でさせていただきます。

○企画部長（中村誠一君） 大村議員が述べられたとおり、地域おこし協力隊は、平成２１年度から始まった制度で、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を地方公共団体が委嘱を行うものであります。隊員は一定期間地域に移住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・ＰＲ等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。

本市におきましても、平成２８年４月に花の学校や若宮海水浴場の商業活用による地域経済の活性化と雇用の創出等を目的とし、３人の方に地域おこし協力隊員を委嘱しました。しかしながら、着任早々熊本地震が発生し、担当の職員もその対応

に追われて、初期の段階で隊員と地元との間を取り持つといったサポート体制が十分取れなかったということで、結果として隊員と地元との考え方にだんだんズレが生じてまいりました。

そして平成29年3月末、1年の任期を終えた段階で、家庭の事情により1の方が退任され、その後8月末には2人目の方が退任されました。残された隊員1人の方も自分1人では今後やっていく自信がないということで、9月をもって退任されたという経緯がありました。

今年度から新たに4人の地域おこし協力隊員を委嘱いたしております。そのうちの2人につきましては、観光物産分野のマーケティング調査、データ収集分析、旅行商品の開発等に携わってもらい、稼げる観光の確立に向けてマーケティング機能・組織力の強化及び収益力の向上を図りたいということで考えております。

さらに、観光資源の利活用や地域資源の魅力向上を行い、観光PRの情報発信を広げ、稼げる観光を実現させるためにその専門的な知識をいかして活動していただく予定としております。

あとの2人の方は、市が策定した空き家等対策計画に掲げる空き家等の調査、それから空き家の予防・適正管理対策に関して、ほかの自治体において調査研究を行った実績やノウハウを持つ熊本県立大学の大学院生と研究員になります。この2人には、市の空き家対策プロジェクトに参加いただきまして、熊本県立大学が行う空き家の利活用方策に関する調査・研究に携わりながら、その調査内容や研究結果を市が実施する空き家等の実態調査それから空き地空き家バンクのリニューアルに反映させていただきたいということで考えております。

○8番（大村 悟君） 宇城市としては、平成28年4月に花の学校や若宮海水浴場の商業活用による地域経済の活性化と雇用の創出等を目的として、3の方が委嘱されたというのが最初ということであります。また、本年度より新たに4人の地域おこし協力隊員を委嘱し、そのうちの2人が観光分野での活動、あとの2人が空き家対策関連の活動とのことであります。

次に小さな2点目になりますが、これまでの成果・課題と今後の活用推進についてお尋ねをいたします。

○企画部長（中村誠一君） 平成28年に委嘱をして、戸馳島を中心に活動いただいた隊員は、短期間ではありましたがウェブデザイナー、それから写真家、造園業というそれぞれが持っていらった専門的な知識や技術をいかして、「戸馳島の市」を開催したり、市のホームページに、「今日、この島で」というタイトルの特設サイトを開設し、戸馳島のすばらしさを全国に向けて発信する活動を行ってもらったなど、一定の成果を上げております。

地域おこし協力隊の活動は、地域との信頼関係や関わり方が重要です。前回の反省も踏まえ、今年度は地域や団体との信頼関係を構築するために、職員のサポート体制を強化してまいりたいと考えます。

市が地域との間に立つことによって信頼関係が強化され、活動の方もスムーズになり、そのミッションの方向性も保たれるということで考えております。

地域おこし協力隊の活用につきましては、隊員が担う任務や活動分野というものを明確にし、地域の中でも協力隊員制度の趣旨・目的の共通認識というものを持っていただくことが重要ではないかと考えております。

市といたしましても、隊員の方々と協力しあいながら、成果に向けて取組を進めてまいりますとともに、その活動結果を検証しながら、空き家対策それから観光振興以外の分野においても、地域おこし協力隊制度の活用を図ってまいりたいということで考えております。

○8番（大村 悟君） 成果については繰り返しますが、反省点として地域おこし協力隊の活動は、地域との信頼関係や関わり方が重要と思われるので、前回の反省点も踏まえ、本年度は地域や団体との信頼関係を構築するため、職員のサポート体制を強化していくということであります。また、将来的には活動結果を検証しながらではありますが、空き家対策、観光振興以外の分野においても地域おこし協力隊制度の活用推進を図るということですので、せっきくの国全額負担のこの制度をうまく使って、市の活性化に結び付けてほしいとお願いをしまして、次の質問に入ります。

大きな2点目、ふるさと納税新制度への対応についてであります。まず小さな1点目として、これまでの旧制度において、宇城市が得たふるさと納税額と使途金額の推移についてお尋ねをいたします。

○企画部長（中村誠一君） ふるさと納税の納税額の推移につきましては、制度が開設された平成20年度から平成25年度までは、毎年数十件程度で100万円前後の寄附額ということでしたけれども、平成27年度は462件で939万円余り、平成28年度は、熊本地震の復興の支援という意味もありまして、返礼品なしの応援寄附金約3,700万円を含み、約8,000件で1億3,000万円余りと急増をいたしました。平成29年度は、県の平均額は減少する中で本市は増加しております。約15,000件、3億800万円余り、平成30年度は約21,000件で3億1,000万円余りとなっております。

ふるさと納税による寄附金は宇城市地域振興基金条例により、一旦基金に積み立てるとされております。平成29年度以降ふるさと納税額が大幅に増加したことから、現在は寄附金から返礼品の寄附に掛かる経費、それから宇城市民の方がほかの

自治体にふるさと納税を行ったことに伴う本市の税収の減少分を除いた金額を積み立てることとしております。現在までに基金に積み立てられたふるさと納税額は、4億3,200万円余りとなっております。

一方、使途金額、使い道ですけれども、積み立てた基金を使用して昨年までに行った事業ということで、ごみステーションの設置、若宮海水浴場の看板設置など123万3,000円ということになっております。

基金積立額が増額したことを受けて、昨年度から事務取扱要綱を策定しております。その中で使途基準を明確化するとともに、事業の選考会を立ち上げて、その中で選考を行うなど、運用を開始し、今年度の予算には健康づくりに関する事業ということでコミュニケーションの購入費に250万円、質の高い教育、文化の向上に関する事業ということでデジタル教科書に1,415万円、その他目的達成のため市長が認める事業ということで、電子黒板の購入費に6,510万円、マイクロバス購入に820万8千円の予算を計上しております。

なお、これまでに積み立てた金額から、（令和元年度の執行予定を含む）使用額を差し引いた基金の残高ですけれども、これにつきましては3億4千万円余りとなる見込みです。

○8番（大村 悟君） 制度が始まった頃は、毎年数十件程度で100万円前後の寄附額であったものが、ここ2年間に限りますと15,000件から21,000件の寄附があり、寄附額も3億円を超えており、返礼品や手数料等を差し引いた現在の基金として積み立てられている納税額は4億3,200万円ということであります。

一方、使い道についてですが、本格的に使い始めるのは今年からのようであります。基金積立額が増加したので、今年度からは事務取扱要綱を策定し、使途基準を明確化するとともに、事業選考委員会による選考を行い運用を開始したとのことであります。その使い道も説明していただきましたが、今年使う予定の分を差し引けば、基金残高は3億4千万円となる見込みであるということであります。使途につきましては、事業選考委員会なるものがあるようですので、是非今後もしっかり検討していただいての有効活用をお願いするものであります。

次に、小さな2点目、ふるさと納税新制度の概略と今後の対応、取組についてお尋ねをいたします。

○企画部長（中村誠一君） 今月から開始されたふるさと納税の新しいルールについてですけれども、一部自治体で過度な返礼品とか地場産品以外の返礼品を行っていることが問題視されている状況があります。それを踏まえ、今年3月に地方税法が改正されました。新しい制度では、寄附金の募集を適正に実施すること、それから返礼品の返礼割合を3割以下の地場産品とすること、この2つの基準に適合するふる

さと納税の対象となる自治体ということで、総務大臣が告示によって指定する内容となっております。

募集の適正な実施の具体的基準ということで、1点目です。紹介者に利益供与しないこと。2点目が、返礼品を強調した宣伝広告を行わないこと。3点目、適切な選択を阻害するような表現を用いた情報提供を行わないこと。4点目が、自分が居住する自治体への寄附に対して返礼品を行わないこと。5点目、最後ですけれども、募集経費を5割以下にすることなどが定められております。

本市では返礼品の金額につきましては、新制度の公表前から3割以下の基準というものはいたしておりましたが、地場産品の基準につきましては、一部基準に該当しない返礼品が含まれていたことから、基準に合致していない返礼品を除外しております。

なお、適正な募集につきましては、新制度の基準を検討した結果、宇城市の現在の取組は基準に合致しているということで認識しております。

次に、電子感謝券につきましては、市内での飲食や宿泊それから体験などのコスト消費の拡大につながるものであり、導入に向けて今年3月には市内の事業者を対象とした説明会を開催するなど、加盟事業者の募集を進めております。現在6つの事業者の参加が確定しております。来月1日からの開始を予定しております。

ふるさと納税は、地域への経済波及効果も期待されるとともに、宇城市に関心を持っていただき、交流人口、定住人口の増加につながる施策ということで考えております。電子感謝券の開始を機に、ふるさと納税制度や市の特産品のアピールをしっかりと行ってまいりたいと考えております。

○8番（大村 悟君） ふるさと納税新制度について説明していただきましたが、基準等の概略、大まかではありますが理解をさせていただきました。前回の議会で話題となりました電子感謝券につきましては、現在6業者の参加が確定し、7月1日からの開始を予定しているとのことであります。将来に向けてありますが、ふるさと納税は、地域への経済波及効果も期待されるとともに、宇城市に関心を持っていただき、交流人口、定住人口の増加につながり得る施策と捉え、ふるさと納税制度や市の特産品のアピールをしっかりと行っていくということですので、今後とも積極的な取組をしていただきますようよろしくお願いいたします。

次に、大きな3点目、高齢化社会への適切な対応についてお尋ねいたします。県が発表した平成29年の県推計人口によると、65歳以上の老年人口の全体に占める割合が3割に到達したということでもあります。そこで小さな1点目として、宇城市の場合、現在の高齢者数あるいは高齢世帯数がどのくらいなのか。免許返納者数が把握できているのであれば、その数と生じている課題等についてお尋ねをいたし

ます。

○総務部長（成松英隆君） 高齢者数や高齢世帯数というところで、まず高齢者数という線引きが公的機関でも主観的に使い分けをされている面もございますので、今回人口調査等で用いられる前期高齢者の65歳以上を高齢者として御説明いたします。

平成30年度末現在におきまして住民基本台帳では、本市の高齢者は19,580人を数え、高齢化率は33.1%になっています。高齢者世帯数は平成27年国勢調査の数値ではございますが、単身2,519世帯、夫婦のみ2,895世帯、合わせまして5,414世帯であり、全体の21,432世帯に占める割合は25%を超えているところでございます。

また、運転免許証の返納者数も年々増加しておりまして、県全体では平成26年度の2,135人から平成30年度は5,277人まで増加し、宇城警察署管内においても同様に、91人から280人に増加しているところでございます。

御承知かとも存じますが、高齢のドライバーによる死亡事故などが各地で相次いでおり、運転免許証の返納者数も過去最高レベルと報道されております。運転免許証を返納していただくためには、御家族の説得が必要となる場面もございます。報道でもありましたとおり、80歳で80%の方が運転に自信があるとのデータもございます。認知機能が落ちているからだとか歳だからとか、老いを感じさせることを指摘されると、御本人が難色を示されるケースも多いと伝えられております。このようなことも踏まえますと、やはり加害者になることの怖さや、被害者の悲しみを真摯に伝えることが大切になるのではないかと考えております。また、返納することによる買い物や通院に利用できる移動手段の確保などが課題であると考えております。

○8番（大村 悟君） 人数等につきましては繰り返しませんが、宇城市の場合、高齢化率が33.1%ということであります。運転免許証の返納も極端に増えており、宇城市も含め交通弱者、買い物弱者の増加は、誰もが認める全国的な傾向であると判断しているところであります。

ちょうど1年前の一般質問でも、買い物弱者への対応についてお尋ねさせていただきましたが、今回も小さな2点目の質問として、交通弱者、買い物弱者への宇城市としてのその後の対応についてお尋ねをいたします。

○経済部長（坂園昭年君） 買い物弱者とは、流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品等日常の買い物が困難な状況に置かれている方々を指しています。

市の買い物支援事業は、有限会社アグリパーク豊野と委託契約を結び、事業を実施しております。その経緯ですが、平成24年11月より、過疎化集落現状調査の対象地区でありました豊野町の間中地区・上上郷地区を対象にモデル事業として取

り組み、平成25年度には豊野町全域に支援地域を拡大しました。

その後、松橋町の当尾地区の一部や小川町の海東地区の一部まで拡大し、昨年度は松橋町から要望のあった地域を1か所増やしております。本市から有限会社アグリパーク豊野に補助金を出しておりますが、買い物支援事業単独では赤字が発生しており、平成29年度は130万円程度、平成30年度は交通事故のため、およそ4か月間買い物支援事業は休止状況となり、65万円程度の赤字が発生している状況です。

この事業では、高齢者の見守りを含めた活動も行っており、一人暮らしが困難になった高齢者を発見し、地区の民生委員を通じて病院へ搬送したことなどもあり、有限会社アグリパーク豊野では、地域貢献活動としても取り組んでいます。

また、不知火温泉有限会社では、温泉入浴客の確保もかねて、松合地区に週1回、三角町大田尾に月1回送迎バスを運行しており、お客様が買い物できるように物産館の品揃えを増やしています。

○8番（大村 悟君） アグリパーク豊野の取組、それから不知火温泉有限会社での取組、1年前も同じようなことを聞いたような気がいたします。なべて言いますと1年前と何ら変わりのないお答えなのかなと思ひまして、ちょっと残念に思います。高齢化がさらに進むであろう社会において今後どういう対応をされていくのか注視しながら、次回からもお尋ねをし続けていきたいと思ひます。

次に進みます。防災無線や緊急メール等で高齢の方の行方不明情報を耳にするたびに、予防も含めてであります、宇城市の認知症対策がどうなっているのか気になっているところであります。そこで、小さな3点目ですが、宇城市における認知症対策についてお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 大村議員御指摘のとおり、高齢化の進展に伴い、今後認知症高齢者の増加は避けて通れないものと思われまふ。第7期宇城市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の補足データでは、本市における認知症有病者推計数は約3,000人、2030年には総人口の7.5%の4,000人以上になると想定されております。

このような中、本市におきましては認知症高齢者が人としての尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で安心して暮らせ、また家族も安心して社会生活を営むことができるよう、医療・介護が連携した体制の構築を推進するとともに、認知症の早期発見と早期対応に向けた予防と支援の取組を行っております。

認知症予防の取組としては、特定健診受診勧奨や保健指導、宇城市が行っておりますさしより野菜事業等による血管病予防対策、介護予防事業である脳いきいき教室や脳いきいきサロン等の認知症予防事業の開催、認知症サポーター養成講座や認

知症市民フォーラムの開催、認知症ケアパス配布など認知症について正しく理解してもらうための普及啓発活動を行っております。

また、認知症になった方への支援としては、介護体制への支援整備、地域支援体制への整備などに取り組んでおります。

介護体制への支援整備では、宇城市地域包括支援センター内に24時間365日相談可能な受付窓口を設置して、在宅介護者や当事者がいつでも相談できる体制を整えております。また、当事者やその家族が和やかな雰囲気の中で交流や情報交換ができる認知症カフェ6か所の運営支援を行っているところです。

地域支援体制の整備では、地域包括支援センター内に認知症初期集中支援チームを設置し、認知症が疑われる家族を訪問し、早期に医療や介護サービスにつなげる対応を行っております。

また、同センター内に、認知症地域支援推進員を配置し、医療機関や介護サービス事業所と当事者等をつなぐ役割を担っていただいております。

今後は、認知症になっても安心して暮らせる環境づくりのため、認知症に関する普及啓発をさらに拡充する必要があると考えており、その観点から次の2つの取組を特に重視して推し進めます。

まず1点目に、認知症サポーターの養成です。平成21年度から取り組んでいる認知症サポーター養成講座受講者も延べ7,000人を超えました。今後も企業や中小企業、中小事業所を対象として講座を計画し、認知症の理解を広める活動を広げます。また、令和3年施行予定の新中学校学習指導要領の改正内容の1つに、「介護など高齢者との関わり方について理解すること」が記載されたことなどから、小中学校向け講座の実施の取組を行ってまいります。

2点目に、高齢者見守り体制の強化です。宇城市高齢者見守りネットワークでは、市内精神科病院、介護保険事業所、金融機関、コンビニエンスストア、生命保険会社等が参加しており、協力企業は100か所を超えております。今後も更なる見守り体制強化のため、認知症サポーター養成講座を受講した企業等に個別アプローチを行ってまいります。

○8番（大村 悟君） まず、本市における認知症有病者推計数は約3,000人ということでありますが、11年後には4,000人以上になると予測されているようです。予防の取組を具体的に説明していただきましたが、地域で開催されているそれぞれの様子を思い浮かべながらよく理解することができました。また、認知症になった方への支援として、地域包括支援センター内にいつでも相談可能な窓口があったり、同じく地域包括支援センター内に認知症初期集中支援チームがあったりと知らない方も多いのではと思われますので、市民への強力な周知をよろしく

お願いします。

今後につきましては、認知症になっても安心して暮らせる宇城市を目指しておられるようでありますので、例えば認知症サポーターの養成、小中学生向けの講座の実施等重点項目を定めていただき、取組を着実に推進していただきますようお願いしまして、次の質問に入ります。

次に、大きな4点目、教育課題への適切な対応についてお尋ねいたします。既に移行期間に入っており、一部では先行実施されている新学習指導要領であります。来年度には小学校で、再来年度には中学校で全面的に新学習指導要領による学習が実施されることになっています。そこで、宇城市でも全面実施に向けて着々と準備は進んでいると思いますが、まず、小さな1点目として新学習指導要領への対応ということで、今回はプログラミング教育関連に限定して、市教委や学校現場で現在どういう準備が行われているのかお尋ねをいたします。

○教育部長（吉田勝広君） プログラミング教育では、プログラミングの言語や技能を習得するのではなく、論理的思考力を育むとともに、今日の情報社会が情報技術によって支えられていることに気付き、コンピューター等を上手に活用してよりよい社会を築いていこうとする態度を育むことをねらっております。学校では、教育目標や児童の実情に応じて、特定の教科や単元の一部においてプログラミング教育を行っております。

昨年、文部科学省から小学校プログラミング教育の手引き、熊本県立教育センターからプログラミング教育実践事例集が出されておりますので、宇城市教育委員会としましても推進を図ってまいります。

具体的には、小中学校のパソコン教室に新しいパソコンを導入し、本年12月の小学校5校の入替えをもって完了する予定です。パソコンには、新学習指導要領に対応した授業支援ソフトも導入しており、プログラミング教育もできるようになっています。その周知及び活用を推進していくとともに、研修や活用方法の支援を行っていきます。

なお、本市では教育委員会が後援し、昨年度から崇城大学と連携して、小学生向けの宇城市プログラミング教室が開催されておりまして、子どもたちは興味を持って楽しく取り組んでおりました。

今年度も秋頃開催の予定でございます。

○8番（大村 悟君） プログラミング教育は、プログラム言語や技能の習得ではなく、論理的思考力を育むとともに、コンピューター等を上手に活用し、よりよい社会を築いていこうとする態度を育むことをねらっているということでもあります。その点では、既に学校においては、特定の教科や単元の一部において既にプログラミング

教育が行われているとのことでもあります。

教育委員会としては、パソコン室に新しく導入するパソコンに新学習指導要領に対応した授業支援ソフトも導入しており、プログラミング教育もできるようになっているということでもありますので、各学校においては、有効活用ができますように市教育委員会として研修の設定や活用方法の支援をよろしくお願いしております。なお、大学と連携した小学生向けのプログラミング教室も、引き続きよろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。教科書や教材を入れた子どものランドセルが重いとの意見が出ていることなどを踏まえ、文部科学省は昨年9月、通学時の持ち物負担の軽減に向け適切に工夫するよう全国の教育委員会に求める方針を決めました。また、今年2月のことでありますが、文部科学省が携帯電話やスマートフォンの学校への持ち込みを原則禁止した通知を見直す方針を示しました。

よって、小さな2点目として、置き勉については市教委として各学校にどう指導されたのか。合わせて小さな3点目として、学校へのスマホ持ち込みについて市教委としての現時点での考えをお尋ねいたします。

○教育長（平岡和徳君） ただいまの2点の御質問に対してお答えいたします。

まず、置き勉というのは、置いていく勉強道具、これを略しての今通称になっておりますけれども、その中で教科書やその他の教材、学用品や体育用品等が過重になることで、子どもたちの身体の健やかな発達に影響が生じかねないことへの懸念や保護者等からの配慮を求める声を受けまして、議員がおっしゃったように、平成30年9月6日、国から「児童生徒の携行品に係る配慮について」という事務連絡が出されたところです。

これと同時に、家庭学習で使用しない教材等につきまして、教室に置いて帰ることを認めることや、携行品の分量が特定の日に偏らないようにするなど、12項目の「児童生徒の携行品に係る工夫例」といったものも示されました。

本市におきましても、平成30年9月14日付で各学校に対しまして、児童生徒の発達段階や学習上の必要性及び通学上の負担、こういったものを踏まえまして学校や地域の実態を考慮し、その工夫例を添付しまして各学校に通知したところであります。この件については以上でございます。

続きまして、学校へのスマートフォンの持ち込み等についての御質問にお答えいたします。

宇城市内の小中学校におきましては、平成21年度文部科学省から通知を受けまして、学校への携帯電話やスマートフォンの持ち込みを原則禁止としております。これは現時点でも継続をしているところです。

持ち込み原則禁止の見直しにつきましては、昨年大阪北部地震による登校中のブロック塀倒壊事故での安否確認問題を契機としているところであります。この安否確認につきましては、平成28年度の熊本地震を受けまして、本市におきましても各小中学校で複数の緊急連絡先などを把握しまして、家庭との連携を強化しております。

なお、持ち込み原則禁止の見直しについての柴山文部科学大臣の発言を受けまして、先日の5月31日、有識者会議が開かれたと聞いております。来年年明けに、その議論の取りまとめが公表される見通しです。

今後は宇城市教育委員会としましても、文部科学省の動向をしっかりと見据えながら、持ち込み可能となった時点での学校でのルールづくりや保管体制、生徒指導上の問題等を含めまして、随時検討してまいりたいと考えております。併せまして、使用についての情報モラル教育の充実やそれぞれの家庭への啓発にも努めてまいりたいと考えております。

○8番（大村 悟君） 特にスマートフォン等の持ち込み原則禁止の見直しにつきましては、来年年明けに、国の議論の取りまとめが公表されるようではありますが、お答えいただきましたように、持ち込み可能となった場合、数多くの問題点、課題を含むと思いますので、宇城市としましては慎重に検討していただきますようによろしくをお願いいたします。

次に入ります。先月川崎市におきまして、通学途中の多くの小学生を巻き込む痛ましい事件が発生いたしました。そこで小さな4点目となりますが、川崎市の事件を受け、あるいは県教委等からの通知を受けての宇城市における通学路の安全確保についてお尋ねをいたします。

○教育部長（吉田勝広君） 通学路の安全確保対策についてお答えします。

先月の川崎市の殺傷事件を受けて、本市では全ての学校に、児童生徒への登下校の安全指導を徹底するとともに、家庭及びPTA、関係機関との連携強化をお願いしました。

児童生徒へは、集団での登下校や行動、万が一のときの対応方法の指導を徹底するようにしております。

また、子どもたちが安心・安全に登下校ができるように、かねてから子ども見守りボランティアや青少年指導員による青色回転灯搭載車での防犯パトロール、各地区にある地区民会議のメンバーによるパトロールを行ってきました。

事件後は、すぐに123人の子ども見守りボランティアのメンバーに見回りの強化をお願いしたところでございます。さらに、青少年指導員による防犯パトロールについても、パトロール時間の延長や、区域の拡大などの強化を図ったところでご

ざいます。

今後も、地域の皆さんの力をお借りしながら、地域の子どもは地域で守るといった体制の整備を行い、子どもたちの安心・安全を守っていきたいと思っております。

○8番（大村 悟君） 事件後すぐに、子ども見守りボランティアのメンバーに見回りの強化をお願いし、青少年指導員による防犯パトロールについては、パトロール時間の延長や、区域の拡大などの強化を図ったということであります。教育委員会として迅速な対応をとっていただき感謝を申し上げます。

次に移ります。熊本市教育委員会は、今年1月末までに教職員の働き方改革の一環として、業務時間外は留守番電話で対応する運用を小中学校などで始めました。宇城市においても、学校によっては似た取組をしているところがあると伝え聞いていますが、個人的には学校によって差がある取組はいかななものかと思います。市教委が主導しての宇城市としての取組があってもおかしくないとは考えます。さらには、学校の事務処理等の負担軽減のため、学校現場からの要望として出されていたと思いますが、校務支援ソフト等の導入の検討はしていただけたのでしょうか。

ということで、小さな5点目、宇城市教育委員会として検討しておられる教職員の働き方改革についてお尋ねいたします。

○教育長（平岡和徳君） 議員が今話していただきましたように、全国的にこの働き方改革というものは大きく取り上げられております。そういった中、学校現場においても長時間労働等の実態が問題になっているところです。今後、学校教育の改善・充実に努めていくためにも、教職員が生き生きとやりがいを持って勤務できる環境を構築することが急務というふうにまず考えております。

そこで、宇城市におきましても、教職員の勤務時間の客観的な把握に努めるとともに、小学校運動部活動の社会体育への移行、小学校童話発表会の社会教育への移行、長期休業中の学校閉庁日の設定、週1回の定時退勤日とノー部活動デーの設定などに積極的に取り組んでいるところです。

また、今年の12月には議員も話されましたように、総合型校務用支援システムの導入を統一感を持って実施していこうというふうに考えております。この校務用支援システムの導入によりまして、教職員の文書作業に費やす労力が大きく改善されるものと期待しているところです。

今後は、各学校に留守番電話を整備する、こういった取組にも着目し、時間外の緊急連絡の体制づくりも行いながら、学校の負担軽減と保護者の不安解消にも努めていくつもりでおります。

これと同時に、学校における働き方改革を実効力のあるものにするためには、これまでの環境整備に加えまして働き手であられる先生方の仕事に対する意識、そし

てそのやり方を変えていく必要があると考えております。

通常申し上げておりますが、24時間と勤務時間をデザインする、そして学校を変える。また、人間は終わりをつくらないと途中を頑張らない、そういったことを今後も宇城市の各学校に浸透させまして、ワーク・ライフ・バランスの意識を醸成することでその働き方改革を積極的に進めてまいりたいと考えております。

○8番（大村 悟君） 現在、小学校運動部活動の社会体育移行をはじめ、様々な取組を入れることで、先生方の、教職員の多忙さを解消していこうという取組が宇城市においても行われているようであります。特に12月には、総合型校務用支援システムの導入を予定しているということ、今後、各学校に留守番電話も整備するということでありますので、市教育委員会としての積極的な取組が見えて、私としては大歓迎するところであります。

次に移ります。県教委は今年2月、2019年度について中学3年生の英検受験料の3分の1を補助する方針を固めました。県教委義務教育課によると、対象は熊本市を除く公立中学校に通う3年生で、受験料を3分の1以上補助している市町村を対象に、3分の1を上乗せして補助するということであります。

そこで、最後の小さな質問ですが、宇城市の場合どうされるのか。英語力向上のための補助金についてお尋ねをいたします。

○教育長（平岡和徳君） まずは、英語力の向上のための本市の取組についてお答えいたします。

小学校での英語教科化を盛り込んだ学習指導要領の改訂、そして大学入試における英語の民間試験の導入など、英語教育につきまちは大きな変革期を迎えているところです。

本市におきましては、これまで教育課程特例校事業として、小学校1年生から英会話科を行ってまいりました。令和2年度の新学習指導要領の完全実施に向けまして、本市も昨年度から先行して実施しているところです。

そこで、小中学校の9年間の一貫教育の成果の測定や学校ごとの強みや課題についての見える化を図りまして、市全体の英語指導改善につなげるために、小学校5年生から中学校3年生までの全児童生徒に対しまして、読む・聞く・話すそして書く、この英語4技能検定試験の実施、これをGTEC（ジーテック）と申しますが、これについて今年度から導入するように計画をしております。

この試験は、その内容の合否ではなく、技能別にスコアで成績の伸長が確認できます。その点、指導に役立てることが非常に有効になります。児童生徒につきましてもスコアで成長を実感できますので、学習意欲の向上にもつながると確信しているところです。

また、試験結果に基づいた教材の配布や教職員向けの研修会の実施のほか、英語4技能の指導改善や学校現場でのPDCAサイクルの構築を行いながら、成果の数値化を行うことによって検証してまいります。

本市では、このGTECの導入そして活用によりまして、効果検証を進めながら英語力の把握と改善を実施していきたいというふうに考えております。

なお、この検定試験の費用につきましては、宇城市教育委員会の負担としまして、その財源として、県補助金を申請することになっているところです。

○8番（大村 悟君） 県が中学3年生を対象にということでしたので、県に合わせて中学3年生限定でお答えいただけるのかなと思っていましたが、宇城市の場合、小学校5年生から中学校3年生までの全児童生徒に対して、英語検定試験「GTEC」を今年度から導入ということであります。中学3年につきましては、先ほどの県から3分の1の補助金を申請ということだと思いますが、ほかは全て宇城市の負担ということなのかなと思いますので、県下でも画期的な事業だと思います。教育のまちづくりを目指すという市長の思い、掛け声ばかりではなくハード面ソフト面含めて、教育環境整備が次から次へ大きく動き出していますことに感謝を申し上げ、今日の私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（長谷誠一君） これで、大村悟君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

—————○—————

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

19番、豊田紀代美君の発言を許します。

○19番（豊田紀代美君） おはようございます。19番、新志会、豊田紀代美でございます。ただいま議長のお許しを頂きましたので、先般御通告申し上げておきました、大きくは5点について質問をいたしたいと思います。

昨夜22時22分に、新潟県で震度6強、山形県で震度6弱の地震の報道がございました。熊本地震を思い出して心身ともに凍る思いがいたしました。余震の可能性もあり、被害が最小限度であることを祈っております。また、被災に遭われました方々に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

最近、本市や他の自治体の方々から直接あるいは間接的にSNSを通じて、最近の宇城市はすごいですね、最近の宇城市は頑張っておられますねとお声を掛けていただきます。トップリーダーとしての守田市長と浅井副市長、平岡教育長、さらに

は執行部の皆さんの頑張りとメディア等をフル活用した発信力が相まって、大きな評価をいただいているのだとうれしく思い、また誇りに思います。今後さらに宇城市発展のために市民のために、御尽力をいただきますように大きな期待を寄せているところでございます。

それでは、大きな1点目、公共交通について、小さな1点目、本年3月に宇城市地域公共交通網形成計画が策定をされましたが、計画の前提となる本市公共交通の現状と課題について、まずお尋ねをいたしたいと思います。

再質問につきましては、質問席で行いますのでよろしくお願いをいたします。

○企画部長（中村誠一君） 宇城市地域公共交通網形成計画の策定にあたりましては、人口が減少している状況の中、市の地域公共交通ネットワークが引き続き持続可能なものとなるよう、乗車状況の実態調査やアンケート等に基づきまして、市の公共交通の現状分析や問題点の洗い出しを行いました。

まず、現状についてということですが、本市の公共交通網はＪＲが鹿児島本線と三角線があります。路線バスは松橋地域と三角地域でそれぞれ路線網を形成しております。両地域を「松橋産交－三角産交」線で結んでおります。またＪＲ、路線バスが通っていない地域のうち、三角の戸馳地区、不知火の長崎地区、小川の海東地区、小野部田地区の4地区で乗合タクシーを運行しております。

また、公共交通の利用状況ということですが、路線バスの利用につきましては、熊本地震前は年間100万人を超えておりましたが、熊本地震後年間80万人弱ということで減少しております。路線バスの利用実態調査と市民アンケートの結果、バス利用者の年齢別内訳をみますと、平日は高校生以下と60歳以上の割合が高く、全体の6割ということで占めております。また、路線バス・乗合タクシーを全く利用しない人の割合が、約8割という状況になっております。

次に、地域公共交通が抱える課題ということで、5点挙げています。1点目、公共交通利用者の減少とそれに伴う行政負担の増加ということです。2点目が、ＪＲの駅に乗り入れる路線バスが少ないなど、地域公共交通の連携と交通結節機能の強化ということです。3点目、ＪＲの駅やバス停から遠い交通空白地等の解消。4点目、地域公共交通を利用する市民の割合が約2割にとどまっていることから、公共交通に対する市民の関心の向上。5点目、地域公共交通の利用方法が分からないという方もいるということが分かりましたことから、乗り方教室、地域公共交通マップなどによる情報提供の推進。以上5点が大きな課題となっております。

○19番（豊田紀代美君） 企画部長に本市の地域公共交通が抱える課題として5点ほど挙げていただきました。本市では残念なことに地域公共交通を利用する市民が約2割、8割が利用していない現状であります。さらには、平成28年度熊本地震以

降、路線バスに対する宇城市からの補助金額が毎年１億円余を推移いたしております。

そこで小さな２点目、形成計画に基づいた具体的な施策・スケジュール・検証についてお尋ねをいたします。

○企画部長（中村誠一君） 形成計画では、５つの具体的施策・事業を掲げております。

１つ目は既存の路線バスを対象に、路線バス存廃検討基準、存続するか廃止にするかの検討基準ですが、それを設定して、個々の路線バスに関して利用促進対策等を実施し、効果が現れない場合は路線の見直し・再編を行います。

２つ目、交通空白地の解消を目的に、乗合タクシーの導入基準を設定します。その基準に基づきまして、地域住民のニーズ等を踏まえながら乗合タクシーを導入するなど、乗合タクシーの運行内容の見直しを行います。

３つ目、松橋駅への路線バスの乗り入れ、それから市街地や観光地を回遊する新たな地域公共交通の導入を検討し、交通結節機能の強化を目指します。

４つ目、快速あまくさ号などの既存交通を観光等に活用したり、公共施設などの既存施設を活用した交通拠点の整備、待合環境の確保を検討いたします。

最後に、市民の地域公共交通に対する意識の醸成や、利用促進を目的に、小中学生や高齢者を対象としたバスや乗合タクシーの乗り方教室を実施するなど、路線バス・乗合タクシーの利用促進策を講じてまいります。

これらの施策につきましては、すぐに着手できるものは今年度から、検討が必要なものは来年度以降に開始し、形成計画の計画期間の最終年度となる令和６年度までの６年間で目標達成を目指しております。

なお、宇城市地域公共交通網形成計画の達成状況の評価につきましては、宇城市地域公共交通活性化協議会において計画期間の年度ごとに、各施策それから各事業の検討状況や実施状況の報告・検証・協議を行い、ＰＤＣＡサイクルを実施し計画の着実な進捗のためのフォローアップを行う予定です。また、計画の推進にあたっては、交通事業者や市民の皆様にも積極的に携わっていただき、産官学協働のもと、取り組んでまいりたいということで考えております。

○１９番（豊田紀代美君） 企画部長御指摘のように、松橋駅への路線バスの乗り入れや市街地や観光地を回遊する新たな地域公共交通の導入を検討される交通結節機能の強化は重要施策だと思います。本議会にＪＲ松橋駅東口前のロータリーの整備、または駐輪場を新設する駅周辺開発推進事業費１億８千万円の予算を計上していただいております。大変有り難く、交通結節機能に拍車がかかると期待をいたしているところでございます。

そこで、小さな３点目、先進地視察研修結果を踏まえた提案についてでございます。

すが、6月6日、会派新志会と会派清風会合同で、先進地研修イーグルバス株式会社に関する事前学習について、企画部にお世話になり研修をさせていただきました。その後、6月11日から6月13日まで、新志会、清風会合同で、まず地元の国会議員の金子代議士、松村参議、馬場参議、藤木参議に宇城市の重要課題について陳情いたしました。先生方には大変お忙しい中、熱心に対応をしていただき感謝をいたしているところでございます。

2日目に、埼玉県川越市のイーグルバス株式会社に研修にまいりました。代表取締役の谷島賢氏に、御本人自らが長時間にわたってプレゼンをしていただきました。路線バス業界は国内の約4,000社のうちの7割が赤字路線、ネットで検索しますと8割という記載もありますけれども、業界としては縮小の一途をたどっているという中、イーグルバスは利用者を年々増やしております。

議長のお許しを頂きまして、イーグルバスの資料を配付させていただきました。御参照いただければというふうに思います。資料にありますように、イーグルバスはハズバス停を新設し、路線バスの運行を見直すとともに乗合タクシーを併用して運送増強、効率化を両立させ、利用者数の大幅な増加を達成しております。本市でもこの先進地事例を参考にした公共交通網の再編をしていただくよう御提案をしたいと思います。企画部長にお考えをお尋ねします。

○企画部長（中村誠一君） 豊田議員御紹介の事例では、課題として路線バスの系統の整理の必要性、それから運行本数の少なさ、交通空白地への対応等が挙げられております。その対策として、公共施設の駐車場にハズバス停留所を新設しまして、全ての路線バス・乗合タクシーが集まるようにすることで乗り換えを容易にし、利便性向上を果たしたほか、朝夕のラッシュ時は路線バスの定時運行を行い、高齢者の利用が増える昼間につきましては、ニーズに合わせてバス路線からさらに奥まった地域まで対応する乗合タクシーによる運行を行うなど、様々な取組がされているようです。

本市でも同じような課題を抱えております。宇城市地域公共交通網形成計画では、路線バスの見直しそれから再編、乗合タクシーの導入など、公共交通の利用促進を進めることとしているところであり、イーグルバスの取組と本市の状況を比較・検討して参考にしながら、市民や公共交通事業者との協働により、市民や利用者の移動実態やニーズ等を踏まえた持続可能な地域公共交通網の形成を目指してまいります。

○19番（豊田紀代美君） 企画部長におかれましては、イーグルバスの事例を十分に御理解いただき、イーグルバスの取組を本市の状況と比較検討し参考にしつつ、持続可能な地域公共交通網の形成を目指す御答弁をいただきました。

この案件は、将来の宇城市にとって最重要課題の1つであると認識をいたしております。宇城市議会でも議員各位の御同意をいただきながら、特別委員会の設置をしていただければと考えております。さらには、イーグルバスの谷島賢社長に是非講師として招へいをしていただき、宇城市地域公共交通活性化協議会委員の方々や議会、執行部の皆さんにも研修いただければ強く思います。それほど谷島社長のプレゼン力、地域を結ぶ、人を結ぶ、心を結ぶ、圧倒的な社会的企業力、柔軟な発想力と実行力、効率性を実現し、継続して地域社会に貢献をする企業だと確信をいたしてまいりました。また、観光バス事業を本市のみならず、近隣の2市1町と天草までを視野に入れつつ、その地域の特性をいかした取組に挑戦をしていただきたいというふうに思います。

今私が申し上げました件に関しまして、市長のお考えをお示しいただきたいと存じます。

○市長（守田憲史君） 路線バスは、宇城市内で完結しているわけではありませぬので、網形成計画でも周辺市町と連携して取り組むこととしておりますが、御提案のとおり、宇城市の持つ三角西港や松合地区の白壁土蔵などの観光資源を最大限に活用するため、宇城市を訪れていただく観光客に対し、より魅力的な観光ルートを提案できるよう、交通事業者だけでなく周辺市町とも連携した取組を進めてまいります。

また、網形成計画の目標である持続可能な地域公共交通網の形成のためには、行政だけではなく、公共交通事業者や市民の皆様との協働が必要です。宇城市の今後の地域公共交通のあるべき姿を検討する中で、イーグルバスの取組を参考にしていきたいと思っております。

議員御提案の研修会についても、講師としての招へいに向けて前向きに考えてまいります。

○19番（豊田紀代美君） 守田市長、ありがとうございます。新志会、清風会合同の視察研修の成果を御理解いただき感謝をいたしております。宇城市の今後の地域公共交通のあるべき姿を御検討いただく中で、イーグルバスの取組を参考にさせていただくとのこと、さらには研修会の講師として谷島社長の招へいを前向きに御検討いただくという御答弁をいただきました。深く感謝を申し上げて、次の大きな2点目にまいりたいと思っております。

大きな2点目、福祉についてでございますが、小さな1点目、医療的ケア児の支援を目的とした医療的ケア児等支援モデル事業についての事業内容について、まずお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 近年の医療技術の進歩に伴い、日常生活の上で医療的ケアを必要としている子どもが年々増加しておりまして、平成28年5月には児童

福祉法が改正され、医療的ケア児への対応が市町村の責務として明記されるなど、医療的ケア児への支援の必要性はますます高くなっております。

医療的ケア児とは、新生児特定集中治療室等に長期間入院した後、引き続き日常生活を送るために、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な子どものことであり、医療的ケア児保育支援モデル事業は、保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る目的で、平成29年度から実施されている事業です。

対象の事業は、医療的ケア児の受入れを行う保育所等への一定の研修を終了した認定特定行為業務従事者である保育士または看護師等の配置、保育士が認定特定行為業務従事者となるための研修受講の支援、配置された保育士または看護師等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等の配置、その他医療的ケア児の受入れに資するものとなっております。

- 19番（豊田紀代美君） 平成28年5月に児童福祉法が改正され、医療的ケア児の対応が市町村の責務として明記され、医療的ケア児への支援の必要性はますます高くなったことについて、部長から御説明をいただきました。

そこで、宇城市管内における医療的ケア児の対象者の把握状況についてお尋ねをいたします。

- 健康福祉部長（那須聡英君） 平成30年度における市内保育所及び認定こども園における医療的ケア児の受入れニーズの調査では、該当する対象児は確認できておりませんが、本年度は市内保育所に1人の対象児を確認しております。対象児につきましては、在籍する園と連絡・連携を取りながらニーズを充足できるよう努めてまいります。また、今後も管内施設と連携を取りながら、本市における医療的ケア児の保育ニーズの把握に努めてまいります。

- 19番（豊田紀代美君） 本年度に本市内保育所に1人の対象者が確認されたと御答弁をいただきました。今後も担当部局におかれましては、医療的ケア児の保育ニーズ把握に努めていただきたいと要望いたしておきます。

小さな2点目、平成30年度より対象が拡充されました保育所や認定こども園等で、看護師等の配置による医療的ケアの補助についてでございますが、事業における補助の概要についてお尋ねをいたします。

- 健康福祉部長（那須聡英君） 医療的ケア児保育支援モデル事業に関する補助につきましては、国の保育対策総合支援事業費補助金において措置されているものでございまして、補助率は国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となっております。

補助単価は、看護師等の配置や補助者の配置、研修受講支援等、基本分の単価が1市町村当たり年額で745万円、加算分の単価は支援者の配置に1市町村当たり

年額204万円、ガイドライン策定をする場合、1市町村当たり年額54万円となっております。

○19番（豊田紀代美君） 国の保育対策総合支援事業費補助金措置で、補助率は国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1と理解をいたしました。

そこで、今後補助対象を希望する本市の保育園や認定こども園に対して、どのようにお取組いただく計画なのか、再度お尋ねをいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 市をはじめとする自治体は、児童福祉法に基づき、医療的ケア児を含め、保育を必要とする子どもに対して、必要な保育を確保するための措置を講じる義務があり、地域の実情を鑑みながら関係機関等と連携し、受入れ可能性の検討等を図ってまいります。

なお、本年度におけるモデル事業採択は難しい状況ではございますが、来年度における導入に向けて、関係機関と連携しながら調査・研究を行ってまいります。

○19番（豊田紀代美君） 本年度におけるモデル事業採択は難しい状況だという答弁でございました。来年度における導入については、対象の医療的ケア児へ積極的な対応を強く御要望申し上げておきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

小さな3点目、本市における医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインの策定についてでございますが、医療的ケア児の受入れに関する本市の独自のガイドラインの作成の予定についてお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 御紹介があったように、本年3月に国では保育所での医療的ケア児受入れに関するガイドラインが策定されております。

当ガイドラインは、医療的ケア児の保育所等施設での受入れにあたり、必要となる基本的な事項や留意事項等が示されており、市町村において医療的ケア児の円滑な受入れが図られることを目的に策定されたものでございます。

今のところ、宇城市においてガイドライン作成の予定はありませんが、国のガイドラインを参考に、医療的ケア児に適切な医療と保育が提供されるよう、関係機関との連携体制を構築するとともに、対応手順等が市の実情にそぐわない場合は、独自に規定等を整備しながら進めてまいりたいと考えております。

○19番（豊田紀代美君） 健康福祉部長御指摘のように、本市でガイドライン作成はせずに関係機関との連携体制を構築され、市の実情にそぐわない場合に規定等の整備をされるとのことで、十分クリアできるというふうに理解をいたしました。

小さな4点目、宇城市地域生活支援拠点等整備事業の概要について、まずお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） この事業は、障がい者の重度化や高齢化、またその介護者である親の死後を見据え、居宅支援のための機能を地域の実情に応じて整備し、

障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ることを目的としております。

本市においては、本年４月から地域生活支援等整備事業が始まり、相談支援、緊急時の受入れ・対応、体験の機会、専門的な人材の確保、地域の体制づくりの５つを居住支援の柱として整備をしております。今後さらに障がい者の生活を支えるサービス体制の強化を図ってまいります。

○１９番（豊田紀代美君） ５つの居住支援の柱を整備される。また、今後さらに障がい者の生活を支えるサービス体制の強化を図っていただくとの御答弁でございました。大変有り難く感謝をいたします。

そこで、具体的にはどのような事業内容なのかを、健康福祉部長に再度お尋ねをいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 具体的には、緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所を活用した常時の緊急受入れ体制等を確保し、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受入れや、医療機関への連絡等の必要な対応を行ってまいります。宇城市内で対応できない場合は、宇城圏域の他市町村と連携を図ります。また就労や自立訓練などの体験の機会を通じて、施設や親元からの自立に向けて、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らし生活をしやすい体制を図り、障がい者の生活を地域で支援するものでございます。

○１９番（豊田紀代美君） 健康福祉部長の御答弁で、宇城市地域生活支援拠点等の整備事業がいかに重要かつ大切な事業であるかを再確認させていただきました。

そこで、小さな５点目、基幹相談支援センターの役割について、再度お尋ねをいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 議長のお許しを頂き、資料をお配りしておりますので、資料をご覧くださいと思います。

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として、身体や知的、精神や発達障がい者に係る相談に応じて、福祉サービスの情報提供や助言を行います。また、成年後見制度利用支援事業の促進や啓発、地域の相談支援事業者への専門的な指導助言や人材育成、関係機関である行政、事業所、施設等の連絡調整や連携の強化を行うなど、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関でございます。

本センターは、本年４月より宇城市、宇土市、美里町の圏域を対象として設置しております。なお、設置場所につきましては、配布しております資料のとおり、本市松橋町の具体的に申し上げますと、市役所の正面から出て左に三角方面に曲がりますと、児島クリニックのところに信号がございます。そこから右に曲がった突き当たりの左のビルの１階でございます。まだ、始まったばかりで市民の皆さんに知

られていない状況でございます。今後、広報等を通じて周知を図ってまいりたいと考えております。

○19番（豊田紀代美君） 部長、端的な御答弁をありがとうございました。また資料を配付していただき感謝をいたします。実は5月26日の宇城市手をつなぐ育成会それから宇城市手をつなぐ育成会の総会に御案内をいただきまして出席をいたしました。総会終了後に、御参加の会員の皆さんとともに研修をさせていただきました。その講師の方が宇城圏域障がい者基幹相談支援センターの方で、これからの地域生活支援について御講話をいただきました。ただいまの部長の答弁でより理解を深めることができました。議員各位にも御理解をいただけたと思います。ありがとうございました。

それでは大きな3点目、排水対策についてでございますが、宇城市豊福団地周辺の排水対策について、まずお尋ねをいたしたいと思います。宇城市豊福団地周辺の排水対策についてでございますけれども、現地を複数回土木部にも見ていただいておりますが、広範囲にわたる急勾配の道路に排水路がなく、上部周辺には宅地化が進み、アパートや幼稚園が建設され、多量の雨が降れば排水できず、道路が川の流れのようになって、1か所に集中する地形となっております。何とか早急に対応ができないものか土木部長にお尋ねをいたします。

○土木部長（成田正博君） 近年の雨の降り方は、局地化、集中化、激甚化をしております。また、農地でありました土地の宅地化が進んだことによります水田の自然貯留や地下浸透機能が低下し、すぐに水路へ流れ出し、ひとたび排水能力を超過しますと、道路や住宅に流れ込み、道路冠水や家屋の浸水被害を引き起こしている状況でございます。

御質問の宇城市営豊福団地周辺は、傾斜地も多く宅地化が進み、低い宅地へ流水することが浸水被害の要因ではないかと考えられます。

重ねて豊福団地東側は袋小路となっております、周辺の雨水も道路側溝へ流れ込みますため1か所へ集中する地形となっております。

現在考えられる対策としまして、路面排水を分散させるために横断側溝の設置、当該箇所の雨水の流下を阻害する部分を解消しまして、現状の軽減を図りたいと考えております。

しかしながら、現在の想定を超える降雨に全て対応することは不可能でございますが、徐々に少しずつでも被害の軽減に努めていきたいと考えております。

各地域の住民の皆様には、早めの土のう設置、早期避難などと呼び掛け、また豪雨災害だけではなく、他の自然災害にも対応するための自主防災組織の活用や自助・共助・公助といった意識を高めていただきたいというふうにも考えております。

○19番（豊田紀代美君） 土木部長の御答弁で、路面排水を分散させるために横断側溝の設置や当該箇所雨水の流下を阻害する部分を解消して、現状の軽減を図りますと、そういう工法をお取りいただくとのことでございますので、まずは感謝を申し上げます。地元の区長はじめ、関係者の方々にも喜んでいただけるといふふうに思います。

土木部長御指摘の想定を超える降雨につきましては、早めの土のう設置や早期避難も視野に入れ、自主防災組織の拡充等についても市民こぞって意識の共有をする必要があると私も思います。啓発に頑張ります。よろしくお願いいたします。

続きまして、大きな4点目教育問題についてでございますが、小さな1点目、県立松橋西支援学校高等部が県立松橋高校に移転整備される計画について、本市の影響と対策についてでございますが、県が策定をしている県立特別支援学校整備計画について本市はどの程度把握をされているのか、教育部長にお尋ねをいたします。

○教育部長（吉田勝広君） 県教育委員会が策定された県立特別支援学校整備計画についてお答えします。

現在、県においては、松橋西支援学校を含む知的障がい特別支援学校7校の教室不足が大きな課題となっております。松橋西支援学校は、平成2年の現校舎完成当時71人の在籍でしたが、現在では146人に倍増いたしております。そのため、多目的ホールや教材室等を教室に転用するなどして、日々の学習を行っておられます。

このような教室不足を解消するため、昨年5月から外部有識者等による県立特別支援学校整備計画に係る検討会が立ち上げられました。本年2月まで協議が重ねられたところであります。

検討会では、「松橋西支援学校について、松橋高校の余裕スペースを改修して、高等部を移転させること」とされたところであります。その後、本年2月18日から3月19日までに、意見聴取のためパブリックコメントが行われ、3月26日に開催されました県の教育委員会でこのたびの整備計画として決定されたところであります。

なお、この移転計画につきましては、昨年8月から12月にかけて松橋高校のPTAの役員の皆様、そちらの方への説明とともに、全保護者の方に対しましても県の教育委員会からお知らせ資料というのが配布されております。

実際の整備は、現時点では未確定なようであります。県立特別支援学校整備計画によりますと、「早急な対応が必要かつ早期に対応が可能な整備については、令和5年度までに実現を目指す。これ以外は、令和6年度以降に在籍状況等を考慮して実施する」ということにされております。

○19番（豊田紀代美君） 先日教育部長よりコピーを頂きました。2019年4月4日付の宇城教育事務所から各市町の教育長宛での通知文です。県立特別支援学校整備計画改訂版の策定についての通知で、2019年3月26日開催の県教育委員会の決定通知を関係職員、小中学校長に周知を願うとの内容でした。改訂版につきましては、今月5月10日に県教委より私も頂いてまいりました。大卒はただいま教育部長の御報告のとおりですが、松橋高校は県立の高校で、所管は県教委であることは承知をいたしておりますが、宇城市役所の隣に立地する宇城市にとっても大切な県立高校の内の1つであります。また、私は松橋高校のOBでもあり、同窓会にも所属しておりますので、調査をすべきと判断をいたしまして、5月10日地元の末松県議、吉田県議と共に県庁に出向きました。大変お忙しい中、県教育長、教育指導局、高校指導課のマエダヒロシ審議員、同じく特別支援教育課ミヤモトノブタカ審議員、同じく高校活性化推進担当ノダアキラ課長補佐及び職員の方々に熱心に御対応をいただきました。県立特別支援学校整備計画改定に係る検討委員会も8回開催されたことも存じております。

県から5月10日に頂いた資料の抜粋を紹介いたしますと、県立特別支援学校整備計画改定版の抜粋です。知的障がい特別支援学校高等部だけでなく、小中学部の児童生徒も全県的に増加をしている。基本方針、目的、県内全域の知的障がい特別支援学校における教室不足の解消、基本的な考え方、3点ありますが1点だけ申し上げます。可能な限り既存の県有施設等を有効利用、目的、めざす特別支援の姿、共生社会の実現を目指し地域で学ぶことができる。整備計画の期間、先ほど教育部長からありましたとおりでございまして5年間、2019年から2023年、早急な対応が必要で早期の対応が可能な整備の実現を目指すとあります。6年目以降、実現できなかった整備を実施するとありました。また県教委から松橋高校管理職、PTA、同窓会への説明と同意についても御説明いただきました。2019年5月10日現在での説明状況での御報告をいたしますと、松橋高校管理職に2018年2月、3月、4月、7月及び9月の計5回、PTA会長に2018年8月27日に校長同席のもと、会ったとお聞きをいたしております。PTA役員9月12日、PTA全体、先ほど部長からもございました12月17日に文書を配布したと。PTA会長の岸会長に昨日お電話をいたしました。仕事量を減らしてでも、この問題に積極的に取り組んでいきたいという強い思いをおっしゃっていただきました。非常にうれしく思いました。是非、近いうちにお会いしたいというお申し出をいただきましたので、お会いしたいというふうに考えております。また、同窓会会長に2018年9月4日に説明とありました。宇城教育事務所には2019年3月26日に説明されたということでございました。また、松橋高校管理職、PTA、同窓会そ

れぞれに同意を頂いておりますと、県教委の報告でございましたが、先月５月２５日に松橋高校の同窓会の総会がありました。その時に同窓会会長の松本会長の方から松橋西支援学校の移転問題について詳細説明がございました。それに対して厳しい反対意見はありましたが、賛成意見はありませんでした。採決もございませんでした。５月２８日には、前々から是非視察においでくださいと松橋西支援学校の藤田泰資校長先生から御案内を頂いておりましたので、視察にまいりました。整備計画についての現状と課題について資料も頂き、丁寧に御説明をいただき、学校内全てを案内していただきました。確かに手狭で教室をパーテーションで区切ってあったり、先生方の手づくりで、天井や壁板を張り、間仕切りなどをして教室づくりをしておいででございましたし、視察してみて教室の不足を実感してまいりました。

そこで、松橋高校に松橋西支援高等学校高等部の移転による影響について、どのようなお考えをお持ちなのか教育部長にお尋ねをいたします。

○教育部長（吉田勝広君） 影響につきましては、まだ見えないところでございますが県教育委員会特別支援教育課にお聞きしましたところ、既に設置されております甲佐高校、芦北高校及び鹿本商工高校内に、特別支援学校の高等部分教室が設置されておりますけれども、この３校ではそれぞれの教育を保障・充実しながら、高校生同士が日常的に交流し合うことができる環境によって、相互理解がより深まっているというふうに聞いております。

また、松橋高校の保護者の方からは、「高校にとっても、特別支援学校にとっても、子どもたちがお互い触れ合い学び合える環境になると思う」、それから「松橋高校を受験希望している中学生への周知もお願いしたい」、また「保護者送迎時の安全対策を十分行ってほしい」という意見があったとも聞いております。

宇城市としましては、特別支援学校が入ることにより、松橋高校の活性化及び充実とこれからの共生社会の実現に向けても期待をいたしているところでございます。

○１９番（豊田紀代美君） 教育部長、御答弁ありがとうございます。私も機会を見て甲佐高校に研修に行きたいと考えております。ただ、教育部長御指摘の３校はあくまでも分室の設置であり、松橋西支援のように高等部全体が移転する計画ではないというふうに認識をいたしております。いずれにいたしましても、部長御指摘のように、移転後、松橋高校の活性化及び充実と共生社会の実現は、誰しもが願っているところです。環境整備、共生社会の実現、また県の財政負担の軽減も大切なことだというふうに思っております。同様に松橋高校の在校生、これから松橋高校を目指す生徒たちの未来、さらには宇城市立の児童生徒の選択肢の１つを無くすことがないよう、多良木高校の例もありますので、松橋高校の存続のために市民の皆様と共に力を合わせて頑張らなければならない時期であり、正念場だというふう考えて

おります。

そこで、小さな2点目、もちろん共生社会の実現、またインクルーシブ教育については、大切なことだというふうに理解をいたしております。同時に松橋高校の定員減少傾向に何とか歯止めをかけるために、県教委に福祉学科の新設を提案したいと思っております。宇城市は、旧松橋町時代より「福祉のまち日本一」を提唱してまいりました。県立特別支援学校3校、県総合子ども療育センターや熊本コスモス園、熊本くすのき園、希望の里ホンダも誘致され、特老や老健施設、病院等の多くの雇用の場もあり、人手不足でもあります。特に介護に関する有資格者を支援して、地元の雇用に結び付ける働きかけが必要だというふうに強く思っております。簡単でないことは重々承知をいたしておりますが、県の高校教育課、高校活性化推進班の応援もあると聞いておりますので、6月5日に末松県議の事務所、また吉田県議の事務所をお尋ねいたしまして協力依頼をいたしてまいりました。両県議とも積極的に支援をする旨のお約束をしていただきました。そこで、松橋高校を衰退させないため、また宇城市に高校を残す施策について、教育長のお考えをお示しいただきたいと存じます。

○教育長（平岡和徳君） ただいまの内容についてお答えいたします。

まず、この県立学校の学科改変につきましては、高校の特色化・活性化を図るために、県が各学校の状況を複合的に踏まえて実施されているところでございます。

宇城市としましては、松橋高校の魅力化をどのように図っていくべきかを、県と丁寧十分に意見交換するとともに、その中で我々市ができることは積極的に実践していきたいというふうに思っております。

○19番（豊田紀代美君） 平岡教育長ありがとうございます。宇城市として松橋高校の魅力化をどのように図るべきか、県と十分に意見交換をし、市ができることを積極的に行うという力強い御答弁をいただきました。

最後に、守田市長のお考えをお示しいただきたいと思います。

○市長（守田憲史君） 議員が提案されている松橋高校福祉学科は、介護福祉士など福祉におけるスペシャリストを養成する専門的な学科でございます。

松橋高校の発展、また福祉の充実のため、宇城市として協力できることがあれば積極的に協力していきたいと思っております。

○19番（豊田紀代美君） 守田市長、力強い御答弁をありがとうございます。松橋高校の発展、福祉の充実のために宇城市として積極的に御協力をいただくと御答弁に感謝をいたします。この議場にも松橋高校OBの坂下議員、那須健康福祉部長もおいでになります。また現在松小、松中、松高出身の2年目のフクヨシ先生や、豊福小、松中出身のベテランのサワダ先生も松橋高校の教諭として現在大活躍をされ

ておいででございます。宇城市立の児童生徒が地元松橋高校を目指すような福祉学科の新設ができるように、市民の皆様のお力添えをいただきながら、宇城市の活性化に向けて頑張っていかなければならないと意を強くいたしております。

守田市長、浅井副市長、平岡教育長、議員各位、執行部の皆さん、そして傍聴席の皆さん、どうぞお力をお貸してください。よろしくお願いをいたします。

それでは、最後の５点目の地域婦人会についてでございます。小さな１点目、地域婦人会の活動に対して本市のお考えをお尋ねいたします。御承知のとおり、地域婦人会は地域や市行政に対して多様な事業への協力をされております。地域婦人会活動に対して、本市としてのお考えをお尋ねいたします。

○教育部長（吉田勝広君）　これまで地域婦人会は、地域の発展を目指し、子育て支援、学校との交流、高齢者支援、環境保全、地域文化の継承それから特産品づくりなど幅広いテーマで地域の実情それから特性に即した活動に取り組んでこられました。

特に、平成２８年熊本地震の際には、炊き出しや被災者の心のケアなど、発災直後から、迅速な対応とその活動は記憶に新しいところでございます。

また、行政施策について検討する協議会や運営委員会についても、地域婦人会の皆様方に御参加をいただくなど、多大な御尽力と御協力といただいているところでございます。大変感謝をいたしております。

このように、地域の生活に根差した活動を日々継続し続ける力と、世代を超えたネットワーク力を持つ婦人会組織は、地域社会の再生・活性化・持続可能性の視点に立ったとき、非常に大きなものであり、改めて深く感謝をいたしますとともに、地域婦人会の活動力は大変重要なものであると考えております。

○１９番（豊田紀代美君）　教育部長、御答弁に傍聴席にたくさんお見えの地域婦人会の皆さんも喜んでいただいていると思います。行政にこれだけ高い評価をいただいていることについて、一婦人会員としてお礼を申し上げたい、感謝をいたしたいと思います。

小さな２点目、宇城市地域婦人会連合会からの御要望についてでございますが、常日頃から濱崎会長より、宇城市より地域婦人会に対して補助金や研修の機会など手厚く考慮していただき大変有り難く、守田市長はじめ執行部の皆さんに感謝をいたしておりますとお話をいただいております。しかし、人口減少や高齢化などにより、脱会や会員数減少による存続の危機といった厳しい状況を抱えております。地域婦人会としても会員増強については最大限の努力はいたしますが、今後、立て直しのために市政をあげて御協力をお願いしたいという強い御要望をいただきました。傍聴席から婦人会の皆さんの強い視線を感じながら、まずは教育部長の御答弁をお願いいたします。

○教育部長（吉田勝広君） 地域婦人会の持つそれぞれの地域の中でのネットワークと信頼関係は、地域を活性化し安全・安心なまちづくりにつながります。婦人会の組織は、地域における多様な方々とのつながりを活かして、地域活性化に大きく貢献されているところです。

しかしながら、豊田議員から今ありましたように、近年の働く女性の増加や高齢化による地域婦人会会員数の減少は喫緊の課題であり、全国各地でも大きな悩みになっているところでございます。

このような状況を改善するために、ダンスや着付けなどの活動をとおして、自己実現、それから生きがいにつながり、参加して良かった、そして楽しかったと思えるような活動も続けておられます。

他県におきましては、働く女性が増えている状況を踏まえて、会合の曜日・時間帯・活動内容など参加しやすい工夫をすることで、会員が増えたという事例がございます。

ほかにも、各地区単位・個人会員に加えて、少人数のグループ加入を認めるような取組をなされているところもございます。

市といたしましては、会員の皆様に過度の負担とならないような動員協力をお願いについても検討していく必要があると思っておりますし、婦人会の皆様だけで考えるのではなく、行政も一緒になって、課題、改善の方向、組織づくりなどの議論ができるような場を設けたいと考えております。

このほか各公民館が開催します女性学級や、女性が集まる様々な場で魅力的な婦人会活動をアピールするチラシの配布など、多くの方に地域婦人会の重要性や必要性について御理解いただけるようなことを、積極的に支援・協力してまいりたいと考えております。

○19番（豊田紀代美君） 教育部長ありがとうございます。行政も一緒になって、課題、改善の方向や組織づくりなどの議論の場を設けていただく。さらには、魅力的な婦人会活動をアピールするチラシを配布するなど、積極的に御支援、御協力をいただくとの力強い御答弁をいただきました。

実は、私も今現在約40年間ぐらい地域婦人会の会員でございます。30代の後半ぐらいのときに支部長をさせていただきまして、当時の松橋町の会長だった福海会長が、いろんな場に登用していただきました。議会の傍聴やそれから町政モニターといろんな研修にも積極的に参加させていただきまして、実はこの立ち位置にいるのも、1つの機会を与えていただいたのが地域婦人会でございます。地域婦人会があったから、今現在この立ち位置にあるというのも過言ではない気がいたしております。いろんな方のお誘いをいただきながら、今この立ち位置にいるわけござ

いますが、最後に、守田市長より地域婦人会に対するお考え、思いをお示しいただきたいと思います。

○市長（守田憲史君） 地域婦人会の皆様は、地域や暮らしにしっかりと根差しながら、広い視野で市や県、そして全国とつながりながら、平和で安全・安心な地域社会の創造や宇城市の発展に大きく貢献されておられることは、多くの市民が知るところであり、深く感謝しております。

近年では、少子高齢化や女性の就労の増加など生活様式の多様化が進む中ではありますが、宇城市の目指す「教育のまちづくり」や「住みやすさを実感できるまちづくり」の実現には、女性の力は不可欠であり、地域住民全ての幸せのために行動を起こす地域婦人会の活動は、いかに時代が変わろうとも不変であります。

宇城市としましても、会員減少の危機感を共有し、組織や活動の魅力についてアピールする方法など課題解決に向けた取組を共に考えていきたいと思います。

そして、これからも女性の力を各所で発揮されますよう、大いに期待し、できる限りの協力をしていきたいと考えます。

○19番（豊田紀代美君） 守田市長、力強い御答弁本当にありがとうございます。地域婦人会の皆様方もますます御活躍をいただき、市政発展のために御尽力をいただきたいというふうに思います。私も一会員として頑張ってまいりたいというふうに思います。

今回は大きくは5点、1点目公共交通について、2点目福祉について、3点目排水対策について、4点目教育問題について、5点目地域婦人会について質問をさせていただきました。それぞれ守田市長をはじめ、執行部の皆さん積極的な真摯的な発言、答弁をいただきまして、誠にありがとうございました。これで私の一般質問を終わります。

○議長（長谷誠一君） これで、豊田紀代美君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後0時07分

再開 午後1時10分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

経済部長より発言の申し出がありますので、これを許します。

○経済部長（坂園昭年君） 先ほど大村議員の一般質問の大きな3番、高齢化社会への適切な対応について、小さな2番、交通弱者、買い物弱者等への対応についての答弁で、「市の買い物支援事業は、有限会社アグリパーク豊野と委託契約を結び、事

業を実施しています」と答弁しましたが、委託契約は平成24年度から平成29年度でありまして、平成30年度から補助金として支出していますので、内容を「委託契約を結び、事業を実施していました」に訂正します。誠に申し訳ございません。

—————○—————

○議長（長谷誠一君） それでは、一般質問に入ります。

2番、永木誠君の発言を許します。

○2番（永木 誠君） 皆さん、こんにちは。2番、新志会の永木誠です。

まず初めに、令和元年に入り新しい時代に期待するところでございますが、去る5月28日神奈川県川崎市において、スクールバスを待っていた小学生や保護者が殺傷されるという痛々しい事件が起きました。亡くなられたお二人の御冥福をお祈り申し上げるとともに、二度とこのような悲惨な事件が起きないことを願います。また、このような事件はいつどこで起こるか分かりません。宇城市でも子どもたちの安心・安全を確保するために、地域の方々と連携し、今一度通学路の安全確認を検討する必要があるのではないかと思います。

また、昨日、山形県沖を震源とする震度6強の地震がありました。朝の時点では13人の方々が重軽症だと聞いております。二次災害も心配されるところではございます。被災されました方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに、改めて災害には力を入れていかなければならないと感じているところでございます。

それでは、議長のお許しを頂きましたので、先般御通告を申し上げておきました4点について質問をさせていただきます。まず、1点目が安心・安全な学校施設について、2点目が小川駅西口整備について、3点目が小川支所の移転について、4点目が農業振興について質問させていただきます。

それでは、安心・安全な学校施設について。平成28年に発生した熊本地震から3年が経過しました。被災した16校の学校施設の災害復旧工事が完了し、今年度から被害が甚大であった不知火小学校校舎及び松橋中学校体育館の建替えが始まります。子どもたちが安全で安心して学べる教育環境を確保するため、学校施設の復旧、再建、教育環境の確保、心のケアの取組が私たち大人の責務だと思っております。また、学校施設は子どもたちの学習、生活の場であるだけでなく、災害時には地域住民の方たちが避難して来られる場でもありますので、常に安心・安全を確保しておく必要があります。

そこで、昨年12月の一般質問において、小川中学校は建設から約50年が経過し、老朽化が著しい危険な建物と判断し、建替えを検討してもらいたいと提案しました。これに対し市長は、耐力度調査の調査結果を待って建替えか大規模改修かを判断し、仮に耐力度が基準以下だった場合は建替えを視野に検討すると答弁されま

した。耐力度調査は3月には終了し、その結果が判明していると思いますので、まずはその調査結果をお尋ねします。

なお、後の質問は質問席で行います。

○教育部長（吉田勝広君） 小川中学校の耐力度調査の結果をお答えいたします。

結果は、教室棟西側、管理特別教室棟、西昇降口、東昇降口、技術室棟及び屋内運動場でございますが、こちらの方の基準点が4,500点を下回るという結果になりました。

この耐力度調査は、建物の構造耐力それから経年による耐力・機能の低下を評価する健全度、それと立地条件による影響の3項目を総合的に調査し、建物の老朽化を総合的に評価するものでございます。

1つ目の構造耐力は、耐震診断の数値に基づいて算出をいたしますので、耐震補強後の建物は、ほとんど満点になります。小川中学校におきましても耐震補強工事を行っておりますので、基礎構造を除きほぼ満点ということで評価されております。

2つ目の健全度は、鉄筋の腐食度、コンクリートの中性化及びかぶりの厚さ、躯体の状況などを評価します。

3つ目の立地条件は、地震地域係数、地盤種別、敷地条件それから海岸からの距離を評価します。

この3つの評価を掛け合わせた数字が、耐力度の評点になります。満点は10,000点でございます。

なお、今回の調査結果で所要の耐力度4,500点に達していない建物は、老朽化した学校施設を建て替える事業、いわゆる補助事業の対象となります。

また、小川中学校の校舎等の整備にあたっては、次に申します4つの事項を総合的に検証する必要があるとございます。

1つ目は、耐力度調査の結果が、教室棟東側の4,781点を除きまして、教室棟西側4,330点、管理特別教室棟4,414点、西昇降口3,879点、東昇降口4,150点、技術室棟3,720点、屋内運動場2,902点が基準点以下であったこと。2つ目は、施設全体が著しく老朽化していること。3つ目は、高台に建設する地理的条件を勘案する必要があること。4つ目は、生徒数の減少による空き教室の増加、いたるところの段差、防災機能の低下、校内LANが未整備など多様化する学校教育に対応できていないこと。以上を総合的に検証し、判断する必要があるとございます。

○2番（永木 誠君） 耐力度調査の結果は分かりました。再質問になりますが、この耐力度調査の結果が出る直前の3月14日の新聞やテレビで報道された、教室棟階段室において、天井モルタルが剝離落下したという事故が起きています。原因は経

年による劣化と聞いていますが、事故後の対応と今後の対策についてお尋ねします。

○**教育部長（吉田勝広君）** 階段室における天井モルタルの剝離事故に対する対応と今後の対策についてお答えします。

平成31年3月14日木曜日午前9時30分頃に、教室棟階段室の3階におきまして、天井モルタルの一部が剝離落下していることを確認いたしました。教室棟は卒業した3年生のフロアであったため、生徒や教職員は不在で人的な被害はございませんでした。

原因につきましては、議員が話されましたとおり、建設からこれまで改修等の履歴が確認できなかったことから、経年による劣化が原因と思われます。

事故後は直ちに、立入禁止措置を講じ、ほかに危険な箇所がないかの簡易調査を実施したところでございます。翌日の3月15日から16日にかけて、専門業者による点検を実施し、モルタルの浮きが確認された箇所につきましては、剥ぎ取るなどの対処を行ったところでございます。さらに春休み期間中に剝離箇所の復旧と学校全体の詳細調査を実施し、対応が必要な箇所は応急修繕工事を実施したところでございます。

御心配と御迷惑をおかけいたしました但、校舎等の安全が確認できましたので、新年度から全面開放を行っております。

ほかの学校につきましても、まずは学校の先生方に目視で点検してもらいまして、疑わしい箇所は専門業者に確認していただいているところです。早急に対処が必要な学校は、今のところございませんでした。今後も引き続き専門業者による点検を実施していく予定にしております。

○**2番（永木 誠君）** 分かりました。今答弁していただいた耐力度調査の結果や天井材の落下事故など、小川中学校の校舎などは経年による劣化が著しいと判断されます。耐力度の基準を下回っている施設は全体の7割以上に及び、基準以上であった教室棟東側についても、決して十分な耐力度があるとは言えないと思います。

先ほども申しましたが、昨年12月の一般質問において耐力度が基準以下だった場合は、建替えを視野に検討すると答弁がありました。そこで整備方針について市長の現在の考えをお尋ねします。

○**市長（守田憲史君）** 調査の結果は、建物の構造耐力は十分にあるものの、老朽化による機能の低下が著しいという結果が出ています。詳細は、教育部長が答弁したとおりです。

市としましては、熊本地震前は、校舎・体育館・武道場の大規模改修工事を計画していましたが、今回の耐力度調査の結果や施設全体の老朽化、そして天井の剝離落下事故などを総合的に検証し、永木議員が初当選してからすぐに要望なさってい

たことですが、大規模改修から変更し、早急に建替え、新築の方向でいかなければならないと判断いたしました。

今年度は、小川中学校校舎等整備にあたっての、基本構想・基本計画の策定を進めていく予定です。また、基本設計及び実施設計を今年度中に発注できるよう取り組んでまいります。

また、校舎等の整備にあたりましては、保護者の皆様、学校、地域の方々の意見を踏まえて整備したいと思っております。

○2番（永木 誠君） 市長、ありがとうございました。私も子を持つ親として、校舎の安全面を危惧していたところでございます。小川中学校の校舎や体育館などは、老朽化が著しいのは調査結果で明らかになりました。学校は、災害発生時には地域住民の避難場所としても使用されることから、障がい者、健常者の区別なく、児童生徒や学校を訪れる誰もが使いやすい施設となるよう注視していきたいと思っています。

また、災害に強い安全・安心な学校施設として再質問します。熊本県が公表しております土砂災害情報マップによると、普通教室棟の北側の斜面が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されています。昨今の異常気象はいつ起こるか分からない状況でありますので、新校舎建設にあたり、このあたりを考慮されているのかお尋ねします。

○教育部長（吉田勝広君） 普通教室棟の北側の斜面が、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されていますことは承知をいたしております。

土砂災害警戒区域は、斜面の傾斜が30度以上及び高さ5m以上の急傾斜地で指定されるもので、通称イエローゾーンと呼ばれております。そのうち崩壊が発生した場合、建築物等に損壊が生じ、住民等の生命に著しい危害が生じるおそれがある場合は、土砂災害特別警戒区域、通称レッドゾーンに指定され、区域内での建築物の構造規制が行われます。

現在、小川中学校の普通教室棟の一部がイエローゾーン内に含まれている状況であります。イエローゾーン内での建築物の構造規制はございませんが、より安心で安全な災害に強い校舎を建設するため、校舎等の配置を計画していきたいと考えております。

○2番（永木 誠君） 御答弁ありがとうございました。小川中学校は小高い丘の上に建っている学校ですので、校舎などの配置には特に考慮して計画していただきたいと思っています。

それでは、次の質問に入ります。今年度は校舎などの建替えに関する基本構想・基本計画の策定を進め、基本設計及び実施設計を発注できるよう取り組むと答弁さ

れました。この基本構想や設計を進めるにあたっては、登校坂や駐車場等の整備を必ず検討していただきたいと思います。校門から校舎に至るまでの登校坂は傾斜がきつい上に、民地の崖地に隣接しています。大雨の際は崖地の崩壊が考えられ、生徒の安全を脅かす事態に陥る可能性がありますので、校舎建設と並行して道路の改良を要望します。

また、小川中学校には駐車場がほとんどなく、生徒の送迎が必要な場合は学校内に自動車を乗り入れすることができないため、校門付近の道路で保護者は待機しています。これには近隣の住民の方が非常に困っておられますので、施設整備の折に駐車場も併せて整備していただきたいと思います。

登校坂の道路改良と駐車場の整備について執行部のお考えをお伺いします。

○教育部長（吉田勝広君） これから取り組みます基本構想・基本計画は、学校の現状と課題、施設整備の基本方針、諸室計画及び配置計画等を策定していきます。その後、基本設計において、校舎、体育館等の配置及び外構計画の概要を整理することになりますので、基本設計の際に登校坂や駐車場整備について計画する必要があります。

基本構想・基本計画は、これから取り組みますので、小川中学校の整備にあたりましては、学校、保護者、地域の方々の意見を踏まえまして整備してまいりたいと考えております。

○2番（永木 誠君） 校舎などの整備にあたっては、学校、保護者、地域の方々の意見を踏まえて整備するということですので、生徒が安全で安心な学校生活が送れるよう、良好な学習、生活環境の整備に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。大きな2の小川駅西口整備について。宇城市を南北に走るJR鹿児島本線には、本市の玄関口として松橋駅と小川駅があります。そのうち松橋駅では平成24年度から駅周辺整備事業に着手し、平成28年10月に新しい駅舎と駅の東西を結ぶ自由通路が完成し、駅西側からの利用が可能となっただけでなく、人と自転車の東西の往来が可能となり、駅利用者の利便性が大きく向上しました。今年3月には松橋駅西側に駐輪場と駐車場が完成し、西側からのアクセスが大幅に改善されるとともに、松橋駅まで車で来て駐車場にとめ、JRに乗り継いで熊本・八代方面に出かけるといったパークアンドライドもできるようになっています。現在も西側では国道266号からのアクセス道路の整備、東側でも広場の整備が着々と進められている状況です。

一方、小川駅は一日当たりの乗車人数が約1,200人となっており、約1,700人の松橋駅と並び本市にとって重要な交通拠点であることが分かります。また、小川駅周辺は、人口減少傾向にある本市において数少ない人口増加がみられる地域

となっております。より利便性を高め、宅地開発の促進が重要であると考えます。しかしながら小川駅は、平成7年に現在の駅舎が完成して以来、20年以上大規模な整備は行われておらず、特に駅西側地域は、駅を利用するために踏切まで大きくまわり道をする必要があり、大変不便な状況となっております。平成26年の宇城氷川スマートインターの開通や平成27年の線路をまたぐ跨線橋の整備により、駅西側のアクセスが大幅に改善した今こそ、早急に計画的に周辺整備を進めるべきだと思います。

そこでまず、小川駅周辺整備についてこれまでに行われてきた検討の経緯と現在の取組状況についてお尋ねします。

○企画部長（中村誠一君） 永木議員おっしゃるとおり、以前の小川駅周辺につきましては、線路による分断で東西のアクセスが悪く、駅の玄関口である東口では朝夕を中心に駅の送迎車が混雑して、交通安全上の懸念もありました。

そのような中、平成26年に宇城氷川スマートインター、平成27年にJR鹿児島本線をまたぐ県道竜北小川停車場線の跨線橋が開通したことから、駅周辺整備における前提条件・環境が大きく変わり、駅西側の活用が期待できるようになっております。

また、小川駅から電車で約20分の熊本駅では、約2年後に大規模な商業ビルの開業が予定されております。小川駅周辺は定住促進のエリアとしての可能性が一層高まっております。

こうした状況を踏まえ、昨年12月にJR小川駅周辺整備基本構想を策定し、利便性の高い県央の新しい定住拠点を小川駅周辺エリアの目指すべき姿として掲げ、計画的なまちづくりを進めているところです。

現在の状況ということですが、構想に基づいて、まずは駅西口に新たな改札口の整備と、駅西口へのアクセス道路や駅前広場の整備を優先して事業を進めているところです。

そのうち、新たな改札口の整備につきましては、JR九州と協議を始めたところですが、協議を進めるにあたり、測量、設計が必要となったことから、この6月議会の補正予算で必要な経費を計上しているところです。

○2番（永木 誠君） 現在の状況については分かりました。再質問になりますが、駅西口のアクセス道路の具体的な整備をお尋ねします。

○土木部長（成田正博君） 小川駅西口へのアクセス道路は、国道3号から西側の県道竜北小川停車場線にJR跨線橋が開通していますが、跨線橋を降りた交差点から北へ約200メートルほど、小川駅を右手直線に見た付近を計画しております。JR跨線橋の完成によりまして交通量も増加しており、駅利用者の利便性を考慮して、駅西口

への有効なアクセス道路としての計画であります。

現在、道路・交差点及び駐車帯の予備・詳細設計測量業務を委託しており、来年1月31日までの完了としております。

○2番（永木 誠君） アクセス道路の具体的な整備については分かりました。再々質問になりますが、駅西口に市営仲の江団地がありますが、今後の移転計画と入居者への説明はどうなっているのかお尋ねします。

○土木部長（成田正博君） 先ほど説明しました予備設計・詳細設計を実施します中で、公安委員会、JR九州などの関係機関と協議を行いながら、交差点の位置や計画路線を決定していきます。

計画路線が決定し、交差点の位置次第では、市営仲の江団地が何棟支障になるかが変わってきます。関係者の皆様に丁寧に説明をしながら事業を進めていきたいと考えております。

○2番（永木 誠君） ありがとうございます。入居者の方もおられますので、慎重に事業を進められますようお願い申し上げます。

では、次の質問に入ります。JR小川駅周辺整備基本構想に基づいて、駅西側への改札口の設置と駅西口へのアクセス道路、駅前広場の整備を優先して進めているとのことですが、構想の策定にあたり、地元住民や駅利用者の意見を聞かれたのかお尋ねします。

○企画部長（中村誠一君） 昨年度策定したJR小川駅周辺整備基本構想の策定にあたりましては、昨年4月に駅の利用者に対して、それから6月には近隣住民に対してアンケート調査を実施しております。

その結果、小川駅西側における今後の土地利用イメージとしては、駅利用者、近隣住民の方両方とも、「日常生活に便利なお店が複数立地するようなまちづくりを希望する」という回答が最も多く、「JR小川駅を利用しやすくするための取組として必要なものは」ということで、「西口改札の新規整備」と回答された方が、駅利用者で4割、近隣住民の方で6割という結果になっております。

また、昨年10月には住民説明会を開催しております。整備構想を説明し、理解を求めたところです。

○2番（永木 誠君） ただいまの答弁にありましたアンケート調査の結果からも明らかにおり、近隣住民、駅利用者ともに小川駅西口改札の新規整備を強く要望しています。私も西口改札の整備は小川駅周辺整備の中でも重要であると考えています。

そこで、再質問ですが、市として駅西側に改札口を設置するメリットについてどのように考えているのかお尋ねします。

○企画部長（中村誠一君） 小川駅は、市の玄関口であるとともに、熊本市や八代方面

との通勤通学のアクセスも良くて、子育て世代にも魅力的なエリアとなっております。しかしながら、現在、県道の跨線橋が開通し、小川駅西側へのアクセスは格段に良くなっておりますけれども、駅西側から小川駅を利用するためには、踏切を渡って東口にまわる必要があります。駅を利用しにくい状況にあることから、駅西側に改札口を設置することにより、駅西側の地域の利便性が大きく向上いたします。

また、改札口の設置と合わせて、現在進めているアクセス道路の整備により、民間開発による新しい住宅地の開発を促進し、熊本・八代へのＪＲによるアクセスの良さをアピールし、子育て世代の若い世帯の定住推進につながり、小川駅西エリアのブランド形成それから魅力形成に寄与するものと考えております。

この小川駅西の改札口設置が、小川駅周辺整備の重要なキーポイントではないかということで認識をしております。

○２番（永木 誠君） これまでの答弁で、小川駅西口改札口の重要性をきちんと認識された上で、駅西口の改札と駅西口へのアクセス道路、駅前広場の整備を進められていくことが分かりました。

そこで、次の質問です。駅周辺整備はしっかりとした将来のまちづくりのビジョンを見据えなければ十分な効果を発揮することは難しいと思いますが、駅周辺のまちづくりとして将来の構想をどのように考えておられるのかお尋ねします。

○企画部長（中村誠一君） 昨年１２月に策定しましたＪＲ小川駅周辺整備基本構想では、小川駅周辺の目指すべき姿ということで、利便性の高い県央の新しい定住拠点を掲げ、５つのまちづくりの方針を目指すこととしています。

方針の１つ目ということで、田園風景の広がる豊かな自然空間の保全。２つ目が、駅前空間における安心・安全で活気のある都市的土地利用の展開。３つ目が、商業拠点や各種公共施設などへアクセスする南部地域のハブとしての機能構築。４つ目が、誰もが利用しやすく安心・安全な駅周辺の交通環境の構築。最後５つ目が、駅を中心とした交流人口の拡大とにぎわい創出です。

具体的には、駅西側に新たに改札口を設置するとともに、この改札口へのアクセス道路や駅前広場を整備いたしまして、駅のアクセス性を高めるとともに、駅利用者の駐車場や駐輪場等の整備を進めてまいります。

○２番（永木 誠君） 小川駅周辺整備は、宇城市全体にとって重要なプロジェクトであると考えています。住民の代表として、是非一日も早い完成をお願いいたします。

再質問になりますが、小川駅周辺整備について、改めて市長の考えをお聞かせ願います。

○市長（守田憲史君） 本市は、熊本市を除くと、宇土市、八代市など、周辺市町からも通勤や通学に伴う昼間人口が流入超過となっていることから、都市核である松橋

駅・小川駅における拠点性の向上に向けた取組は効果的であると考えております。

今後は、小川駅周辺において新たな改札口、幹線道路や水路、水道などの社会インフラ整備を進めることで、宅地開発や商業施設などの民間投資を促し、ひいては駅周辺の交流人口や定住人口の増加につながっていくものと期待しています。

○2番（永木 誠君） ありがとうございます。駅西側の発展のため民間投資を促し、駅周辺の交流人口、定住人口の増加につなげていくため、小川駅周辺整備を進めていかれることが分かり、心強く思います。宇城市の発展のためには松橋駅と小川駅の両方で整備を進め、交通拠点としての機能を最大限に発揮させることが重要だと思います。先行する松橋駅とともに、小川駅についても可能な限り早期に整備を進めていただくことをお願いして、次の質問に移ります。

大きな3の小川支所移転について。小川支所は2014年9月24日に旧小川町役場の庁舎から現在のラポートへ移転されました。旧小川町役場の庁舎は34年間活用されてきましたが、庁舎の耐震不足、空調設備の老朽化など維持管理費の効率化などを総合的に検討された結果、現在の場所に移転を行ったと伺っています。現在のラポートは、図書館や文化ホール、公民館機能を集約した施設で、利便性は高いと思いますが、一方では待合スペースが狭く、来庁される市民にとって快適に利用できる空間になっていないと思われます。また、職員の職務環境の面においても、もともと公民館機能のみの施設に3つの課と公民館機能が混在しているため、十分な執務スペースが取れず、働きやすい環境であるとは言いがたい状況であると思われます。

このような状況を解消させるため、本年2月の市長定例記者会見の中で、小川支所に隣接しているイオンモール宇城への移転を表明されました。イオンモール宇城は宇城市の施設の中でも最も人が多く集まる場所であり、市民の利便性を考えると最適な場所ではないかと思います。市のにぎわいの中、中核を担うイオンモール宇城と共存共栄が図れるこの決断を、是非進めていただきたいと考えております。

6月5日の熊日新聞、読売新聞に、事務用品大手のコクヨ株式会社と働き方改革を進める連携協定の記事を拝見しました。その新聞記事の中に、働きやすい職場の先行事例として整備し、総務省のモデルオフィスを手掛けたコクヨとの連携を行ったとあります。働き方改革が叫ばれる中、新たな小川支所を先行事例として、それを市役所全体に進めていく構想だと聞いています。

そこで、支所移転の現状と協定の具体的な内容をお聞きしたいと思います。

○小川支所長（篠塚孝教君） 小川支所の移転に関しましては、昨年10月からイオンモールと協議を重ねているところでありまして、現在はイオンモールと移転先の賃借料のほか、賃貸借に関する建物改修等の条件について協議を行っている段階であ

ります。

イオンモールに支所機能が移転するという全国初の取組であり、大変注目されている事業でもあります。ただ、移転先の面積が広いと、小川支所の必要面積以外のスペースの有効利用も考える必要がございます。

そこで、現在、九州大学大学院芸術工学研究院と共同研究を行い、基本構想及び基本設計を策定しております。九州大学は、常に未来の課題に挑戦する活力に満ちた最高水準の研究拠点を目指しており、今までも様々な実績をお持ちであります。

加えて、先日連携協定を行った事務用品大手のコクヨと産学官一体となり、小川支所移転に関する研究協議を行っているところでございます。

コクヨとの連携協定の内容といたしましては、コクヨは働き方改革に伴う執務環境の改善に向け、総務省や民間企業での先進事例を手掛けられ、知見やノウハウをお持ちです。それを本市にも取り入れるため、職員の働き方についての意見を聴取し、実現できる執務環境の提案を行っていただきます。

また、コクヨはこれまで教育施設における学びの空間のサポートや、災害に強いオフィスづくりも研究されていますので、まずは小川支所の施設を先駆けて協議を進めてまいります。

○2番（永木 誠君） 支所長の答弁で、支所移転の現状と協定の概要は分かりました。市民が利用しやすく職員の働き方改革につながるような構想ができあがることを期待しています。

ここで、再質問ですが、多くの市民はイオンモール本館のショッピングモール内に移転すると思われています。現状で言える範囲で結構ですので、移転先の場所、規模、業務開始の時期、現在の支所とどう変わるのかを含めたところでの今後の予定についてお伺いします。

○市長（守田憲史君） 具体的な移転場所としましては、イオンモールの御了解を得て、イオンモール内の交差点の南西側、ガソリンスタンドの道向かい、現在のキッズランドの建物の借用を予定しています。公表についてもイオンモールの御了解を得ました。

建物の総面積は約1,700平方メートルでございますが、そのうち小川支所の規模は、現在の支所の2倍から3倍程度の500平方メートルから800平方メートルを予定しています。業務時間は今までどおり、平日だけの8時30分から17時15分でございます。

移転のスケジュールでございますが、イオンモールと賃貸借契約を8月頃に行い、10月以降に施設の改修工事に入る予定としているところです。

なお、小川支所の移転は来年3月を予定しており、空きスペースの有効活用につきましては、来年度以降の整備予定です。

○2番（永木 誠君） 市長の答弁で、移転先はイオンモール本館外や支所の概要は分かりました。

それでは再々質問になりますが、小川支所移転後のコクヨとの連携はどうされるのかお尋ねします。

○総務部長（成松英隆君） コクヨとの今後の連携ということでお答えさせていただきます。6月3日に締結いたしましたコクヨとの連携協定の内容につきましては、当面は小川支所の移転に伴い、執務環境の整備の調査研究になります。RPA、AI、キャッシュレス化など、新しい社会の変化に対応するための職場環境の将来像はどうあるべきかを調査研究いたします。

また本年5月に、庁舎内に働き方改革実現のための窓口改革会議というものを立ち上げました。本庁の窓口業務が多い9課と各支所の係長クラスを集めて、現状と改善策、将来像の協議を行っております。その協議の中に、コクヨも入っていただき、先進事例などの紹介を交え、ワークショップ形式で全庁的な働き方や効率的な執務環境を研究していくところでございます。

今後検討されています本庁舎の大規模改修に向けても、小川支所をモデルオフィスとし、関係部署を含め、コクヨの知見やノウハウを活かしていけるよう連携したいと考えております。

○2番（永木 誠君） 市民の皆さんが安心されるよう、一日でも早い開業を進めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。大きな4の農業振興について。国営による基盤整備事業については、これまで何度となく地元説明会が開催され、地権者の意見を反映させた整備計画の案も示されました。その後、地権者などから仮同意を徴集し、本年3月には96.1%という高い同意率を得たことで、間違いなく事業が実施されることと思います。今後は、整備後の事業効果などをどのようにいかすのか、国から求められると聞いていますが、そこで、宇城市では、稼げる農業を実現させるためにどのような農業政策を展開される予定なのかお伺いします。

○経済部長（坂園昭年君） 国営緊急農地再編整備事業「宇城地区」の実施のために、現在、国による地区調査が行われております。本年は最終年度を迎えます。

市では、国、県、JAうき営農指導部及び推進委員、生産部会集落営農法人等の代表で構成する営農部会において、営農計画（案）を作成中です。

営農計画は、事業完了から5年後を想定して作成するもので、事業効果を図る最も重要なものであり、様々な意見を集約する必要があります。

そのため、本年5月に第1回の営農に係る集落協議を開催し、地域の担い手が、今後どの作物をどれくらい作付けしたいのか、などの調査を行いました。8月には

第2回を予定しており、調査の集計結果を基に、担い手農家と今後の営農について話し合い、自分たちでつくった営農計画であることの意識の高揚に努めます。

営農計画を立案するにあたって重要な点は、消費者ニーズの把握と販売ルートの確立、施設園芸作物の規模拡大や裏作を行い、農地を高度利用した低コストでの新しい農業モデルを導入すること。また、機械利用組合などを核とした、集落営農や法人化を進め、担い手に農地を集積し、規模拡大による収益性の向上と安定した収益の確保を図ることにあります。

以上を踏まえた上で、農家が希望を持てる営農計画を策定し、稼げる農業の実現を目指します。

○2番（永木 誠君） 国営事業の整備地区については分かりました。今回国営事業の整備対象となっていない地区も多くあると思いますが、将来に向けた宇城市の総合的な営農政策はどうされるのか、再質問いたします。

○経済部長（坂園昭年君） 本市は気候も温暖で、様々な種類の農作物が豊富に採れる地域です。国営事業の整備地区以外では、三角・不知火地区のデコボンや温州ミカンなどのかんきつ類、小川町の中山間地におけるショウガ、豊野地区におけるブドウや柿など、たくさんの農作物があります。

この自然条件に恵まれた豊かな農作物の産地を絶やすことのないよう、将来の地域農業のあり方を地元とともに考え、実行してもらうために、人・農地プランを見直し、中心経営体を核とした、集落営農の推進と法人化を推奨します。

○2番（永木 誠君） 集落営農の推進や法人化の推奨はもちろんですが、小規模農家の営農政策もしっかりとした政策をお願いします。

それでは、次の質問に移ります。宇城市においても少子高齢化による人口の減少がみられますとともに、大都市圏に一極集中してしまい、地方における労働力が不足していくことが懸念されています。これは、農業に限らず、あらゆる企業にも見られることで、全国的な問題かと思います。

先ほど国営による基盤整備後の農業政策を聞かせていただきました。次にお伺いするのは、整備を行った後の労働力の確保対策であります。農業をスマート化していくにはIT企業との連携も必要ですが、施設園芸の規模拡大や土地利用型で大規模な営農を行うにあたりましては、それに見合うだけの労働力も必要になると思いますので、その確保対策についてどのように考えておられるかお尋ねします。

○経済部長（坂園昭年君） 議員が話されましたとおり、全国的にも少子高齢化により人口減少と労働力不足は大きな問題となっています。

農林業センサスにおける本市の総農家戸数は、2005年に3,300戸、2015年には2,148戸と実に10年間で35%も減少しています。

また、新規就農者もありますが、高齢による離農者の数を埋めることができないのが現状です。

現在、本市の農家におきましても、農業研修生制度を活用し、外国人研修生を受け入れておられますが、農業研修生制度も永続的なものとは限りません。そのため、国、県では農業次世代人材投資事業等の新規就農者を育成するための事業を展開しております。

本市でも、国、県の事業も活用しつつ、農地の維持・保全と生産力を確保するため、集落営農の推進を図り、少ない労働人口で役割を分担し、大規模な営農展開を促します。また、現在も取り組んでいる法人化の推進にますます力を入れてまいります。法人化組織を増加させることで、雇用の場も増加させることができると考えます。さらには、その核となる法人の指導の下、次代を担う新規就農者を育成してまいりたいと考えております。

○2番（永木 誠君） 今後人手不足になっていきますので、市とJAと連携を図り、労働力確保に努めていただきたいと思います。

最後の質問に入ります。施設園芸の規模拡大を図るには良質の農業用水の確保が不可欠となります。他市では、地下120m以上ボーリングをしたら良質の水が出て、それを施設園芸用水にしていると聞いています。

そこで、宇城市における施設園芸用水の確保対策についてお尋ねします。

○経済部長（坂園昭年君） 農業用水の確保対策は、これまでも様々な議論がなされ、県と連携した調査を行い、検討を重ねてきましたが、決定的な対応策が出されないままになっています。

もともと大きな河川を持たない本市では、ため池等の用水に頼ってきた歴史もあります。

今回、国営による整備地区では、河川やため池の水利を十分活用できるよう、用排兼用水路からの反復利用で、パイプラインにより配水し、農業用水を無駄なく供給できるように計画しています。

また、本市の主要農産物であるトマトやミニトマト、メロンなどの施設園芸作物の規模拡大を図るためには、良質の水を確保することが重要であります。そのため施設園芸用水については、休眠中の上水道施設の地下水が農業用に活用できないか調査を行っています。

なお、施設園芸を多く持つ地域まで、既存の給水スタンドからパイプラインを延長し、新たな給水スタンドを設置するよう検討しています。

御質問のボーリングにつきましては、今回の国営事業では実施できないと、九州農政局から聞いておりますが、今後、他自治体の事例を参考にしながら、ボーリン

グ等も視野に入れ、県とも連携した用水確保対策に努めます。

○2番（永木 誠君） ありがとうございました。農家は水が一番命でございますので、しっかりと取り組んでいただきますよう強くお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（長谷誠一君） これで、永木誠君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

明日20日は、午前10時までに本会議場に参集願います。

どなた様も御苦労様でした。

-----○-----

延会 午後2時06分

第 3 号

6 月 2 0 日 (木)

令和元年第2回宇城市議会定例会（第3号）

令和元年6月20日（木）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1

一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

1番 原 田 祐 作 君
3番 山 森 悦 嗣 君
5番 坂 下 勲 君
7番 高 本 敬 義 君
9番 福 永 貴 充 君
11番 園 田 幸 雄 君
13番 福 田 良 二 君
15番 渡 邊 裕 生 君
17番 長 谷 誠 一 君
19番 豊 田 紀代美 君
21番 石 川 洋 一 君

2番 永 木 誠 君
4番 三 角 隆 史 君
6番 高 橋 佳 大 君
8番 大 村 悟 君
10番 溝 見 友 一 君
12番 五 嶋 映 司 君
14番 河 野 正 明 君
16番 河 野 一 郎 君
18番 入 江 学 君
20番 中 山 弘 幸 君
22番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉 澤 和 弘 君 書 記 西 村 光 代 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	成 松 英 隆 君
総 合 政 策 監	村 上 理 一 君	企 画 部 長	中 村 誠 一 君
市民環境部長	稼 隆 弘 君	健康福祉部長	那 須 聡 英 君
経 済 部 長	坂 園 昭 年 君	土 木 部 長	成 田 正 博 君

教 育 部 長	吉 田 勝 広 君	会 計 管 理 者	横 山 悦 子 君
総 務 部 次 長	天 川 竜 治 君	企 画 部 次 長	杉 浦 正 秀 君
市民環境部次長	松 川 弘 幸 君	健康福祉部次長	西 岡 澄 浩 君
経 済 部 次 長	黒 崎 達 也 君	土 木 部 次 長	梅 本 正 直 君
教 育 部 次 長	豊 住 章 君	三 角 支 所 長	原 田 文 章 君
不知火支所長	濱 口 博 隆 君	小 川 支 所 長	篠 塚 孝 教 君
豊 野 支 所 長	園 田 郁 夫 君	市民病院事務長	伊 藤 博 文 君
農業委員会事務局長	白 木 太 実 男 君	監査委員事務局長	山 本 裕 子 君
財 政 課 長	木見田 洋 一 君		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（長谷誠一君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、1番、原田祐作君の発言を許します。

○1番（原田祐作君） 1番、会派うき未来21の原田でございます。皆さん、おはようございます。

先般報道等で、老後資金2千万円が足りない、このようなワードが非常に盛んに騒がれております。確かに老後資金が2千万円足りない、このことは大きな衝撃をもって受け止めたと覚えているんですが、それよりももっと私は違うところに引っ掛かっております。2千万円足りない、だから国がどうするのかと言ったら、皆さん貯蓄をせずに投資をして自ら稼いでくださいと、このようなことを言って、様々な投資の物件を進めている。こちらの方に問題があるのではないかと感じております。国に数十兆円あると言われるタンス預金、その現金を市場に引き出すために2千万円足りないよというワードを使って、それを行おうとした。しかもそれを投資にまわそうとしている。このことに大きな問題があるんじゃないかと思っております。

また、年金の問題が起こったときに、100年安心だよとこのような言葉を使い、国民のみんなに年金さえ納めておけば大丈夫なんだよと、このような間違った誤解を与えるような発言をしてしまった。このことにも大きな問題があり、それが今のこの2千万円の問題につながっているんじゃないかと、このように思っております。

私たちは、公の場に立って皆さんの前で様々な発言をしてまいります。その中で、1つ言葉を間違えれば、何かを伝えたいときに言葉が足りなければ大きな誤解を招き、大きな混乱を生んでしまう。このことが今回の騒動の本質ではないかこのように考えております。今後も皆様に何かをお伝えする、そういう場が多くありますが、改めてその伝えたいことの本質をしっかりと捉え、丁寧に伝えていくその役割をしっかりと果たしていかなければならないと、このように強く心に決意をしているところでございます。

前段が長くなりましたが、質問に入ります。先般御通告申し上げておりました大きく3つの点について質問を進めていきたいというふうに思っております。まず1つ目、本庁及び支所の運営方針についてお聞きしたいと思います。小問の1と2をまとめてお尋ねいたします。

1 番は、本庁及び支所の職員数の変動について。2 番は、本庁及び支所の職員一人当たりの占有面積について。合併当初と現在との職員数の変化、直近 5 か年での本庁または支所の職員数の変動、また、これは年々減少傾向にあると認識はしておりますが、来年度令和 2 年度の新規の採用予定人数、お答えできればお願いしたいと思います。

さらに、本庁、支所ごとの面積と勤務する職員一人当たりの占有面積について、また、その占有面積には、会議室、資料室等、執務と別の部分を含むのかどうか。これを本庁、支所それぞれ総務部長、支所長に答弁を願います。

後の質問は、質問席から行います。

○総務部長（成松英隆君） まず、全般的なお話ですので、職員数の変動からお答えいたします。

平成 17 年 1 月、合併時の正規職員は 670 人でございました。本年度は 4 月 1 日現在、任期付きフルタイム職員を含めた正規職員は 498 人でございます。

この 5 年の正規職員数の推移を申し上げますと、まず本庁は、平成 27 年度 468 人、今年度 448 人と 5 年間で 20 人の減員となっております。

これは全般的なところでございますけれども、事務事業の廃止・見直しを進める中での課の合併あるいは係の統合などですね。それと、民間委託や指定管理者制度の推進により職員数を削減させた経緯もございます。

お尋ねの採用人数ですけど、令和 2 年度の採用人数は、昨年度途中で補充できなかった 5 人を含め今年度の退職補充を前提にしまして、現在のところ 24 人を予定しております。

支所ごとの職員数については、後ほど各支所長より説明がございます。

次に、占有面積について御説明いたします。本庁及び支所の施設につきましては、それぞれの建設時における組織や職員数、業務範囲などに応じて整備をしておりますが、その後の組織編成あるいは合併等の職員定数の見直しなどによりまして、事務室や待合室のスペースに過不足が生じているところが事実でございます。

このような中、若干スペースがございます不知火支所では、外郭団体への貸付けなどで有効活用し、また、小川支所については、支所機能の移転を進めているところでございます。

職員の占有面積につきましては、それぞれの施設における職員の配置や貸付け等の状況が異なりますので、本年度の職員数と現在の利用状況を基に説明いたします。

まず、前回 2 月議会の一般質問で、小川支所移転の際の説明と同様に、総務省基準の平成 22 年度地方債同意等基準運用要綱で示されている、庁舎建設事業費の標準的な事業費に定める標準面積に基づき、書庫や会議室、トイレなどの諸室とロビ

一や廊下、階段などの通行部分を含む施設全体の面積について、臨時・非常勤職員、委託先社員等を含む定席職員数で算定していますことを補足いたします。

まず、本庁につきましては、窓口業務などを備える本館と、会議室や議会で使用する新館が本庁舎ということになっております。特別職を含む職員数396人に議員定数の22人を加えた418人で算定した施設の標準面積というものは10,332平方メートルとなります。単純に418人で割りますと、一人当たりの面積は約25平方メートルになり、また実際の施設の総床面積9,511平方メートルと比較した場合、821平方メートルが標準面積より少ないという結果が出ております。

次に、各支所の標準面積などにつきましては、それぞれの支所長から説明させていただくところでございますが、今回用いている算定指標の標準面積の算定式においては、臨時・非常勤職員、民間社員、委託先などの一人当たりの基準面積が定められていません。今回は、一般職員と同様の基準面積、一般職は係長未満でございまして標準面積一人当たり4.5平方メートルとなっております。それを準用しております。

また、標準面積はあくまで起債事務にかかる総務省の基準でございまして、実際に施設規模を決める際には、それぞれの施設の特徴、利用目的や来庁者数、職員数、更には将来の行財政運営を見据えながら、様々な角度から検討する必要があると考えております。

○三角支所長（原田文章君） 三角支所の庁舎は、合併後の平成19年3月に新庁舎として開庁しておりまして、窓口業務をはじめ、支所職員の事務フロアや会議室を備えています。

そこで、三角支所の職員数の推移につきましては、平成27年度が24人、令和元年度が17人となり7人の減員となっております。

また、一人当たりの占有面積ですが、三角支所職員のほかに再任用職員、任期付き職員と窓口業務受託社員及び会計のJA職員を含む職員数の合計は22人で、算定した施設の標準面積は768平方メートルとなります。単純に職員数で割りますと、一人当たりの面積は約35平方メートルになり、実際の施設の総床面積1,049平方メートルと比較した場合、281平方メートルが標準面積より多い結果となります。

三角支所には、経済課に商工観光係が配置してありまして、世界文化遺産三角西港をはじめ、三角地区に点在する観光施設の維持管理と観光イベントを行っております。主なイベントとしまして、今年で79回目を迎える三角町最大のイベント「みすみ港祭り」を7月20日土曜日の開催に向けて準備を進めているところでございます。

特に今年は、海上自衛隊の護衛艦「さわぎり」3,500トンと、「じんつう」2,

０００トンの２隻が三角東港に着岸し、普段見ることのできない艦艇の一般公開を実施する予定としており、多くの来場者を期待しているところでございます。

○不知火支所長（瀧口博隆君） 不知火支所の庁舎は、合併前の昭和６０年６月に建設されました３階建ての施設です。現在は、１階部分を支所として使用しており、窓口や事務フロアのほかに、中央公民館の事務室を併設しているところであります。

そこで、不知火支所の職員数の推移ですが、平成２７年度は１０人、今年度は８人となっており、２人の減員となっています。

また、職員一人当たりの占有面積ですが、不知火支所の職員のほかに公民館の職員や会計のＪＡ職員、宇城市観光物産協会の職員が在籍しており、職員の総数は１５人となっています。算定しました標準面積は６６８平方メートルであり、単純に職員数で割りますと、一人当たりの面積は約４５平方メートルになります。

実際の１階部分の床面積１，０２８平方メートルと比較した場合、３６０平方メートルが標準面積より多い結果となります。

１階の一部では、宇城市観光物産協会の事務所としての貸付けのほか、選挙時における期日前投票所などに活用しております。今後は、敷地内に防災拠点センターや防災備蓄倉庫が建築されますので、支所の隣接地にあります図書館・美術館・不知火温水プールなどが集約されました環境を提供できるところであります。

○小川支所長（篠塚孝教君） 小川支所は、合併前の平成１０年１１月に建設されましたラポート１階の一部を平成２６年１０月から支所として使用しております。窓口や事務フロアのほかに、公民館やスポーツ振興課の事務室を併設しているところでございます。

そこで、小川支所の職員数の推移ですが、平成２７年度は１９人、今年度は１６人となり、３人の減員となっております。

また、職員一人当たりの占有面積でございますが、小川支所の執務室は職員のほかに公民館の職員や会計のＪＡ職員、土地改良区職員等が在籍しており、合計の職員数は３５人で、算定した標準面積は８５３平方メートルとなり、単純に職員数で割りますと、一人当たりの面積は約２４平方メートルになります。

なお、ラポートは図書館などを含む複合施設になるため、玄関やロビーなどの共用部分が多く存在するため、一概には比較できませんが、実際の使用面積２５３平方メートルと比較した場合、６００平方メートルが標準面積よりも少ない結果となります。事務室のみならず来庁者の待合スペースの確保ができず、来庁者には不便をかけている状況にあります。

現在、移転に向けた協議を進めているところでございます。

○豊野支所長（園田郁夫君） 豊野支所は、合併後の平成１９年４月に建設され、現在

は図書館を併設する複合施設となっております。

そこで、豊野支所の職員数の推移ですが、平成27年度は10人、令和元年度は9人となり、1人の減員となっております。

また、職員一人当たりの占有面積ですが、豊野支所には職員のほかに、会計のJA職員や土地改良区職員等3人が在籍しており、合計の職員数は12人で、算定した施設の標準面積は654平方メートルとなり、単純に職員数で割りますと、一人当たりの面積は約55平方メートルとなり、実際の施設の総床面積1,382平方メートルと比較した場合、728平方メートルが標準面積より多い結果となっております。

なお、1階では選挙投票所・集団健康診断、2階では確定申告会場等に有効活用しているところでございます。

○1番（原田祐作君） 各支所長の方から御丁寧にありがとうございました。今お聞きしていました、各支所においては三角支所がマイナス7ということで、あとはマイナス1から3ということで、大体今ぐらいの職員数が必要なのかなというふうに今理解をしております。そういった中で、全体的に職務様々な合理化等々をしながら定数を減らしていく、合理化していくと言うんでしょうか、それは分かりました。

そこで、3番に移ります。今この減少傾向なんですけど、この市民に対する自治体職員の適正な定数と配置について伺います。合併当初当然5つの自治体が合併したわけなのでこれは多かった、それは当然理解しております。じゃあこれからずっとどんどん適正というか、減少していく。これは適正なところというのはどこなのか、というのをどういうふうにお考えかお聞きしたいと思います。

○総務部長（成松英隆君） まず、全国一律に自治体職員数が人口に対してどれくらいかという指標はございませんので、人口1万人当たり何人というのはございますが、やはりそれぞれコンパクトシティであったり、宇城市のように東西に長いとか支所もあるとかいろんなことがございますので、一概に比較する材料はございませんので、今回類似団体という指標を持ってお示しをしたいと思います。

この調査は総務省が行っておりまして、共通点がある市区町村を相互比較することによって捉えております。

この方法は、全ての市区町村を対象にして、その人口と産業別就業人口の構成比の2つの要素を基準としまして、いくつかのグループに分け、グループに属する市区町村の職員数と人口をそれぞれ合計しまして、グループごとに人口1万人当たりの職員数を算出しまして、そのグループを類似団体として職員数の比較をするものであります。

したがって、グループごとに算出した人口1万人当たり職員数は、そのグループに属する類似団体の人口1万人当たり職員数の基準値ということになります。

なお、他の市区町村との比較を行う観点から、実施している事業にばらつきがある公営企業等会計部門は除外し、普通会計職員数を対象としております。

類似団体のグループ分けは、まず、市区町村の権能に応じまして、指定都市、中核市、特例市、一般市、特別区、町村に区分されます。一般市が、宇城市が在するところでございます。

さらに、一般市と町村は人口と産業別就業人口の構成比に応じて区分され、一般市は人口を5万人ごとに4区分されております。産業別就業人口の構成比は4区分されて16類型に分類されております。町村は人口を5,000人ごとに5区分されており、産業別就業人口の構成比は3区分とし15類型に区分されています。

これを類似団体ごとに算出した単純値と修正値と比較することで、当該団体の職員数の状況を分析することができるということです。単純値というのは、職員が配置されているいないを考慮することなく、集計して算出しております。普通会計、一般行政部門、総務、衛生といった大部門以上の定員管理の大まかな状況を把握する場合に適していると言われております。一方の修正値は、団体によっては清掃業務を民間委託している場合や、消防業務を広域連合等の所管にある場合など、職員が配置されていない場合があるため、各部門に実際に職員を配置している団体のみを対象にして算出しております。

修正値は、大部門よりも細かい中部門または小部門の職員数を比較する場合に適しています。要するに類似団体比較法とは、人口1万人当たりの職員数という指標のみを用いて比較したものでございます。

職員数の比較は、一般行政部門と普通会計部門で行われます。一般行政部門というのは、どこに属しているのかというと議会、総務、企画、税務、民生、衛生、労働、農林水産、商工及び土木の職員の合計でございます。普通会計部門というのは、先ほど申しました一般行政部門に教育と消防を加えた職員数になります。

比較対象ではありませんが、普通会計部門の職員数に公営企業等会計である病院、上下水道、交通などの職員を合わせますと全職員数の合計になるということになります。

本市は、県内では玉名市、山鹿市及び天草市と同類の市の分類の2-1型というところに属しています。そこで、普通会計部門の修正値で比較しますと、本市は人口1万人当たり72.49人でございます。同類型に属する団体の平均は82.18人で、全国69団体中少ない方から22番目に位置しております。

普通会計の修正値の類似団体平均職員数が430人とされております。本市が433人で総務省がいう基準よりも3人多い状況となっています。

参考までに、同類型の県内他市の1万人当たりの職員数は、本市の72.49人

に対しまして、玉名市が68.54人、山鹿市が94.10人、天草市が95.08人でございます。

先ほどと似たような答弁になりますが、地方公共団体が実際に職員を配置するにあたりましては、人口規模以外にも地勢条件、団体の財政状況等の社会経済条件、地域住民の行政に対する要望や、団体の施策の選択等の様々な要因で決定されることを付け加えさせていただきます。

○1番（原田祐作君） 今、御答弁いただきました。県内の類似団体と比較すると、山鹿市、天草市、玉名市。山鹿市が94.10人、天草市が95人程度だったかと思いますが、それに対して宇城市は72人程度と。確かに人員の配置は、単純に比較はできないと思います。これをみるとやはり玉名市に比較し、山鹿市、天草市、非常にどちらかというと高齢化といいますか過疎傾向といいますか、そういったのがより早く進行している団体の方が、1万人当たりに対する職員数も多いように実感を受けております。それと比較しますと、宇城市の方は若干少ないのかなというのを正直受けてしまいました。宇城市もやはり東から西まで幅広く、そしてまた山間地もあり海もある。様々な地形の環境がありますので、単純に比較はできないと思います。

そこで4番の質問に移ります。今後の宇城市人口の見通しと職員定数について伺いたします。今後人口減少が予想されております。それに伴う職員の定数管理をどのようにするのか。また人口減少、これ単純に人口が減るわけではなくて高齢化社会に向かっております。高齢化に向かうとやはり今の高齢者の事故に代表されますように、やはり生活をするために身近なところにいろんなものがないと困る。そのような環境も考えられると思います。そのように特に宇城市、過疎傾向にある地域とそうでない地域、人が集まる地域、非常に差があります。そういったバランスも踏まえて今後この支所機能、やはり今支所は合併当時の庁舎をそのまま使っておりますが、やはりそういった予算的なところも非常に分かるんですけども、そういった人口のバランスとか住まいのバランスとかを考えた上で、今後支所機能をどのように考えていらっしゃるのか、そこをお聞きします。

○総務部長（成松英隆君） 今後の人口と職員定数ということで、厚生労働省に所属する研究機関でございます国立社会保障・人口問題研究所が、平成30年3月に公表しました「日本の地域別将来推計人口」によりますと、本市は2040年（令和22年）に、44,000人程度まで減少するものと予測されております。

人口減少による行財政運営への影響につきましては、将来の地方自治制度や行政需要の変化などを考慮する必要がある、そのあり方を検討することは非常に難しいものがございます。現在の自治体において、人口規模と職員数また歳出規模には明

らかな相関が見られておりますので、人口が減少するに従い、職員数が減少していくことは避けられないと考えられます。

総務省は2040年の人口10万人未満の一般市の職員数の減少率を17%と試算しております。単純に本市に照らし合わせますと、おおむね2040年で400人まで職員が減少することがはじき出されることになります。

2040年に行政が直面するとされている問題、いわゆる2040年問題の1つであります深刻な若年労働者の不足は、本市職員の採用においても問題になってくると思われます。

総務省も情報システムへの重複投資をやめる枠組み、申請様式の共通化など検討を既に始めています。

本市も、従来の職員数から減少しても、自治体が本来担うべき機能を発揮できる仕組みづくりの構築に向けまして、事務事業の抜本的見直しや、多くの事務作業をAIやRPAによって自動処理することを考えて、スマート自治体への転換が必要ではないかと考えているところでございます。

また、人口減少に伴う支所機能のあり方につきましては、支所が果たしてきた役割などを十分に考慮しながら、行政需要への対応や効率的な組織運営の構築を目指す中で、市役所の組織全体として取り組んでいかなければならない課題であろうかと考えております。

- 1番（原田祐作君） 今のお話の中で、総務省が定める減少率が17%、それに照らし合わせ2040年には400人まで減少するんじゃないかという予想ですよ、あくまでも予想。今と比較して50人程度また職員が減らされていく。それに伴って職務が合理化されて、職員の方たちの負担が最低でも今と変わらない、できれば今後の技術革新とかで軽くなる。そういった環境の中でこの整備、管理されていくのであれば、それは丸じゃないかなというふうに思います。ただその50人、例えばその本庁だけで50人減らす、これはなかなか厳しいんじゃないかと思います。そうなってくると支所からも減っていく。支所から減っていくとなると先ほどのお話じゃないんですけど、特に不知火支所、豊野支所なんかは10人ぐらいでやられている。これからまた1人2人減っていく、そういった中でいかに技術革新が進んでも本当に大丈夫なのかなと、その支所機能というのはちゃんと果たせるのかなというところをやっぱり心配します。やみくもに職員数を増やせと言っているのではないんです。やはりそこはきちっとそこにお住まいの方たちのニーズまたは人口構成、年代構成様々なバランスを含めて、考えた上できちっと計画を定めて、それに則って長期的な計画でやっていただければなというふうな思いがあって、この質問を今しております。ですので、類似団体との比較、確かに国の指針もこれは1つの

基準としては大切だとは思いますが、やはり宇城市の地域性というところもしっかり踏まえた上で考えていただければ、やはり私たちも市民も窓口に行って、職員の方たちが仕事できついかと顔をしかめられていることはないと思うんですけど、そんな環境よりもどうしたんですかというやさしい声掛けができる、そんな余裕があるような環境を望んでおりますので、その辺をしっかりとよろしく願いをしたいなというふうに思っているところでございます。

それでは、5番に移っていきます。小川支所の移転についてお尋ねをいたします。これは、若干昨日の一般質問と被るところもあるとは思いますが、改めて小川支所の移転の進捗についてお伺いします。特に、その運用面にあたって、前回の私の一般質問でも申し上げましたが、支所の運用、開所時間、改修費、移転の期間、対象物件、昨日、移転を予定している建物はキッズランドというふうに明らかにされましたが、そこの耐震の状況はどうか。そして賃料、また退去時の経費、当然そこに支所機能が移るとなると様々な情報通信の環境が必要と思います。その情報通信網の管理ですね、イオンの通信網があってそれを一部拝借するのか、独自のやつをやるのか。昔、小川でイントラネットというのがあったと思うんですけど、そういったのをイメージしています。それとまた来庁者の方々が来られる場合の駐車場の確保はどうなっているのか。またそこに今小川支所、先ほどの答弁でいうと20人を超える職員がそこにいらっしゃる。その方たちの職員の駐車場はどうするのか。また、災害時、今ラポートが避難所ということで使われております。今度災害拠点センターがあそこにできますけれども、それはどちらかというと人の避難というよりも、物資の一時ストックとしての役割という説明を以前お聞きしました。そういった点を踏まえて、災害時におけるラポートまたはその災害拠点センターとの連携はどうか。また、そういう大規模災害時のライフライン。大規模災害が起きました、もちろん本陣はここです、本所です。ここがしっかりと機能しなければならない。そしてその出先機関である支所ですね、これがしっかりと機能するのかどうか。停電して何も使えません、水も出ません、これじゃ話にならないと思います。その辺についてどのように今協議が進んでいるのか、明らかにできる部分だけで結構です。お願いします。

○小川支所長（篠塚孝教君） 小川支所の移転につきましては、イオンモールと随時協議を進めているところでございますが、現時点におきまして明らかにできる部分についてお答えいたしたいと思います。

まず、開所時間につきましては、永木議員の質問でもお答えしましたように、平日の8時30分から17時15分と考えております。

移転の期間でございますが、イオンモールとの賃貸借契約がイオンモール指定の

「定期建物賃貸借契約書」での契約になり、その契約書によりますと、借用期間は10年契約となっております。しかしながら10年というのは、契約書上の1つの区切りでありまして、宇城市が借用期間満了後に借用期間延長を希望するとなりますと、相談は可能というところの回答を得ているところでございます。

次に改修費でございますが、現在はまだ実施設計が完成していない段階でありますのでまだ把握はできてはおりませんが、8月中旬頃までには改修費用の把握ができるものと思っているところでございます。

また、対象物件の耐震診断でございますが、これにつきましては、新耐震基準は満たしているところでございます。

なお賃借料につきましては、イオンモールから十分な配慮をいただいているところでございますが、契約前でもありましてほかのテナントとの兼ね合いもあるということでありましたので、詳細についての答弁はここでは控えさせていただきたいと思えます。

次に退去時の経費でございますが、退去時は建物を現状復帰して返却することが原則となっていますので、退去時に掛かる費用につきましては、その退去時にならないと分からないところでございます。

次に、支所移転後の駐車場でございますが、移転後も公用車10台分の駐車スペースは、移転先に確保できるとのイオンモールからの回答は得ているところでございます。しかしながら移転先の駐車スペースは、基本的にお客様、住民の方たちのための共有駐車場であるため、小川支所職員の駐車場につきましては、近隣の市所有の土地や、イオンモール敷地内にあります有料駐車場等を考慮しながら今後検討してまいります。

また、非常時のライフラインの確保等につきましてはですが、非常用電源は移転先のキッズランドの建物の中にはございませんので、業務に支障が出ないよう現在イオンモールと協議を進めているところでございます。

なお、災害時においては、ラポートや防災拠点センターが中心になると思えますが、災害時における小川支所とラポート及び防災拠点センターとの連携や、情報通信網の管理等の詳細につきましては、これからの協議の中で進めてまいりたいと考えております。

- 1番（原田祐作君）　ありがとうございます。以前より大分明らかにされているのかな、どうなのかなという印象を受けながら聞いていましたけれども。再度質問します。賃借料につきましては、イオンモール側から御配慮いただいているということをごにできないということではあるんですが、今回の議会に補正予算が上程されています。これをみると債務負担行為として小川支所建物賃借料令和2年度から令

和10年度までで3,700万円ですね、おおよそ9年間でということで計上されていますので、ここから見るにおよそ1年間当たり410万円程度でお借りされているのかなというふうに推測をします。それと今年度8月というキーワードが出ていました。8月からされるのだから今年度は360万円、今年度はそれで借りられるのかなというふうに認識をいたしました。さらに、設計業務委託料で700万円程度計上されていますが、これが明らかにされないというところだったんですが、賃借料についてはその程度年間400万円程度、あとまた事前に設計とか工事に入る前に700万円ぐらい掛かるよという認識でよろしいのかどうか、確認をさせてください。

○小川支所長（篠塚孝教君） 設計委託料につきましてですが、それはあくまで概算の見積書でございまして、実際基本設計ができて、その後実施設計に入りますと、それよりかなり安くなるというところで業者の方からは返事をいただいているところでございます。

それと賃借料の金額でございしますが、イオンモールから配慮いただいておりますが、実際賃借料が発生しますのは、小川支所からイオンモールに移転した月からになります。ですから、3月に移転するとなれば、賃借料は3月から支払うことになります。なお、そのとき敷金というのが発生いたします。敷金と賃借料1か月分が3月に発生するということになります。

○1番（原田祐作君） ありがとうございます。

それでは6番の質問に移ります。それでは小川支所の運営方針と職員の働き方についてということで申し上げておりますが、これもある程度もう明らかになってしまったのであれなんですが、まず開所時間、午前8時30分から17時15分までというふうにあります。移転先はキッズランドということですが、あそこに支所が移転する1つの目的として、イオンの集客の手助けになるというお話も確か以前あったと思うんですが、今キッズランドはもっと長い時間開いていると思うんですよね。だからその点について、今後例えば、イオンからもっと人を集めてくださいと開所時間を長くして、夜のサービスをやってはどうかという話が仮にあったとして、そういうこの開所時間とか運用の方法は、今後変わる可能性があるのかどうかというところをお伺いします。

○総務部長（成松英隆君） 施設全般のお話と見受けますので、私の方から。現在考えておりますのは、今度の小川支所、イオンへ行きますけれども、やはり他の支所と同様の扱いになっておりますので、平日の8時半から5時15分というのが原則でございまして。その後どうなるかというのはなかなか先を見通すことは難しい問題でございまして分かりません。特段現在のところは変更するところはありません。

まだイオンからもそういうお話を聞いたようなこともないものでですね。ただ、支所機能はそうですけど、別の部屋を設ける可能性もありますので、そういうところは開けるとか、そういうことも検討するに値するところではございます。いずれにしても基本設計ができあがった後のお話になりますので、以上で答弁を終わらせていただきます。

○1番（原田祐作君） なかなか協議中ということで難しいのかなというところも私も配慮しておりますが、別の部屋というキーワードも今ちょっと出てしまったもので、そこも聞きたいんですが、ちょっと時間もありますので、そこはまた改めて別の機会にというふうに思っております。

ここで職員の働き方ということで私も申し上げました駐車場、近くの市役所の所有地という話も先ほどありましたけども、近くに市役所の所有地があったかなというふうにちょっと考えてみると、やっぱりラポートの前、旧小川支所の付近になるのかなと思っています。やっぱりあそこから毎日車とめてキッズランドまで歩いて、たぶん5分以上かかると思うんですね。そういった環境がよその支所の方々、本庁の方と比べてどうなのかということも心配しますし、また、ライフラインですね、非常電源または水道、そんなのも例えば自前の建物であれば、自家発電設備を設置しますよとかいろんな対処ができると思うんですけども、やはりイオンの建物を借りて入ってしまうと、なかなかその辺の対応が難しいんじゃないかなと、その辺も非常に心配するところではあります。

そこで、次7番目の質問に移りますが、何回もお話の中でイオンのお互い助け合ってやっていかなきゃいけないという話も出ています。そこで、じゃあ今宇城市、そういう民間企業にどのような支援をやっているのか、そのあり方とまたその方針等があればお答えいただきたいなというふうに思います。

○経済部長（坂園昭年君） 民間企業への行政の支援としましては、宇城市企業振興促進条例に基づき、宇城市内に施設等を有しない民間事業者が、新たに施設等を新設される場合や増設される場合で適用施設等として指定された場合に限り、奨励措置を行うことができます。

奨励措置の内容としましては、それぞれに条件がありますが、固定資産税の課税免除または不均一課税、施設等建設補助金、雇用奨励金、緑化奨励金の交付があります。

また、本市には市内企業で組織する団体が、会員相互の交流を深め、商工業の振興と発展を図る目的として行う事業に対して企業交流等事業補助金制度があります。現在は、同目的と合致している団体としまして、宇城市企業クラブがあり、現在48社が会員になっています。

本市から企業クラブにも補助金を出しており、事業所周辺道路50か所の美化運動など、地域貢献活動にも取り組んでいただいております。

また企業クラブ主催の高等学校・支援学校との懇親会では、企業主と先生方の活発な意見交換会が行われ、平成30年度は参加された学校から会員企業への採用が60人に上るなどの成果も上がっております。

○1番（原田祐作君） 様々な支援があるということが分かりました。

では、再度質問いたします。今現在、イオンも確か小川町時代の誘致企業じゃなかったかなとちょっと記憶しているんですけど、今そのイオンに対して何か優遇措置といいますか、何か支援をされていることはありますか。

○総務部長（成松英隆君） イオンだけにということではございませんが、支援面につきましては、イオンだけというところは今のところはございません。反対にこっちを支援していただいていることもございますので。全般的なお話で申しますと、市内の事業者もイオンを支援というお話でこれまでいっております。どちらかという共存共栄に近いところ、これは市内の事業者も同じでございます。イオンを含めた商店で申しますと、復興券やプレミアム商品券などは市内の店舗だけで利用できるようになっていまして、市が発注する工事もほとんど皆さんお分りかと思っております。宇城市のどこどこ業者というのが施工しているのがほぼほぼ多くございます。物産展などのイベントも市内の事業者に出店を依頼しております。ふるさと納税でも今回縛りが厳しくなっておりますけれども、返礼品は全て市内の事業者からということで、イオンだけ特別にというよりも、やはり全般的に市は市民と共にあるんじゃないかならうかと思っております。

○1番（原田祐作君） イオンだけじゃなくて当然市内にある業者、またはいろんな企業、やっぱり皆さんと平等に足並みをそろえて発展していく、そういった関わりが大事なんじゃないかなと自分も思っていたので、その点については、特別な支援はないよというお話で理解をしたいと思います。

ただ、どうしてもやっぱり心配します。この小川支所移転の問題です。あえて問題と言わせていただきます。なぜかという、旧小川支所跡地に今度防災拠点センターができます。あそこに防災備蓄倉庫もできています。あそこに防災井戸も掘りました。防災井戸を安心して使えるように全国の組合と協定を結んでいます。そういった場所ですよ。ラポートには和室がありそこに避難所として避難される方もいらっしゃる。そしてそこには調理器具もあり、調理室もあり、そこで調理をする。そして拠点センターには物質を1回ストックしてそこから配送するよと。取りに行くか分からないですけど、そういった機能がある。そういったふうに、ある意味旧小川支所周辺に全部防災機能が集まってきているんですよ。そこでなぜ歩いて5

分から10分、車で行けばちょっとですよ。でもそのイオンに支所機能を移す必要があるのか。そこが非常にやっぱり疑問なんです。大雨が降りました、避難所ラポートに開設してください。電話で開設してくださいと言ったら開設される人はいらんでしょう、そこに。でも、今度イオンに移った先のそこにいる人が、じゃあ雨の中公用車で行くのか、傘をさして歩いていくのか、それで迅速な対応ができるのか。避難されるのはラポートです。でも職員として、小川町のいろんな災害の指揮をとるのは支所です。その支所が、場所そこだけ離れている。これが非常に違和感なんですよね。そしてそのイオンに行って、前回一般質問で確か言われていました、小川支所の窓口の利用者数が60人程度だったかと思うんですね。その小川支所に訪れていた60人の方が昼間の時間帯に買い物にみんな行くのか。イオンを利用される方のお客様の単価がいくら分かりません。お一人いくら使われるのかは分かりません。そんな1万円も2万円も使われないと思う。その中からイオンが受け取る利益というのはいくらなんだろうと考えます。さらに、宇城市がそこに支所を移転するにあたって、イオンからは賃料を融通していただいている。ほかの企業だったら丸ごと、賃料がいくら融通されているかはつきりは分かりませんが、丸ごと頂ける。そことお客様一人当たりの単価と比較したときに、果たして本当に助けになるのか。ここにも私は非常に疑問が残っております。先ほどの企業の支援のところでも答弁がありました。誘致企業にはいろんな優遇措置がある。だったらイオンに宇城市が支所機能を入れるんじゃなくて、持っていくんじゃなくて、そこに集客する力があるテナント、または発信力がある様々なところと宇城市はビジネスパートナー契約を結んでいるじゃないですか、そういった方たちから知恵をお借りして本当に稼げる人をそこに誘致する。これが本来の行政としての支援のあり方じゃないかと思います。そして、防災機能を高めるためにやはり支所と防災の役割を持った拠点センター、備蓄倉庫、これは一緒にのところに置いておく。私はこれが一番いいんじゃないかなと今でも強く思っています。だから今反対の立場で確かに話をしていますけれども、反対したくてしているんじゃないんです。心配で心配でしょうがないんですよ。本当にそれでいいのかなと。どうかこの気持ちを分かっていたいて、こんな気持ちを持たれている住民の方たくさんいらっしゃると思うんですよ。絶対に。昨日の話を聞いておくと、コクヨと提携して一番有利なモデル的な支所をつくると言われた。一人当たりの占有面積が不足しているのは本所も一緒です。だったら、本所でそのモデルをやればいいじゃないですか。来年の大規模改修があるんだったら、その大規模改修の図面を引かせる段階でコクヨも入れてやればいいじゃないですか。自治体なんですから、長期のプランで長い目で計画をやればいいんじゃないかと。そこに引っ掛かっている。だから何度も何度もこの質問をします。

その中で、私もいろんな人と話をしました。その中で1つこれいいなと思ったのがありました。どうせ行かなければならないのであれば、図書館を移動したらどうだと。ラポートにある図書館をイオンに移動して、その図書館のスペースを執務室として使う。あそこいいです、確か外側がガラスブロックだったんじゃないかと思います。アールでデザインもいい。広さも十分あると思います。そしてイオンに行った図書館は、そこで作者の方の個展を空きスペースでやればいいじゃないですか。お客さんが集まる、そしてそこで読んだ本、欲しいなと思ったら蔦屋に買いに行ける。読み聞かせのスペース、読書をするスペースがあれば、読書に役立つアイテムがイオンに売ってあるかもしれない。じゃあそういったものを展示して、ああこれいいね、イオンに買いに行こうか。こういうこともできるんじゃないかなと思いました。やはりいろんな人と話をしているんな可能性を探って、是非ともこの支所機能、将来的に無くすことはできないと思うんです。しっかりと議論を深めていただきたいなとこのようにお話をさせていただいて、次の質問に移らせていただきたいと思います。

大きな2つ目の質問です。全日本電気工事業工業組合連合会というのがあります。ここが今全国的に災害時における電気設備等の復旧に関する協定というのを、各自治体に向けて取組を始めています。この協定について御存知かどうかお伺いいたします。

○総務部長（成松英隆君） 大規模災害発生時は、庁舎、公共施設の棄損によりまして、自治体の災害対応能力は著しく低下いたします。中でも水や電気等は生活に欠かせないライフラインでございますが、庁舎などの公共施設の電気設備が故障した場合は、避難者や早期復旧を目指す市民にも大きな影響を与えるというのは御承知のとおりだと思います。御質問の全日本電気工事業工業組合連合会、こちらの方はこうした大規模災害の発生時に専門的な技術や知見、資機材等を有した団体でございまして、公共施設等の電気設備の早期復旧や電気事故防止等の支援活動、いわゆる応援協定というもので全国で結ばれております。同種の協定は、全国では約500自治体、県内では8自治体がこちらの電気工事関連団体と締結しているということは認識しております。

○1番（原田祐作君） ありがとうございました。こちらから御説明するまでもなく御説明をいただきました。この取組において2011年3月におきました東日本大震災の時も、複数のこの電気工事の組合がお互い連携しながらその災害復旧にあたって、非常に助けになったとこのようなお話も聞いております。そしてまた、全国にこの工組たくさんあります。県工組があり各支部があります。それが単独で自治体と協定を結ぶのはもちろんなんですけれども、組合同士が自治体を結んでより広域

的にサポートができないかということをやっていると。そのように私も聞いております。やはり、先ほどから災害時、つい先日もあんなに大きな地震が東北でありました。いつ何が起こるか分からない。そんなときにこのやっぱり電気、水、こういったものはしっかりと確保しなければならないというふうに考えております。そういった意味では、この電気工事業工業協同組合、やはりこういったものをやるのも1つは人材不足、後継者がなかなか育たない、きつい、汚い、危険と言われるこの業界でやっている、そういったところに目を向けてもらいたいといういろんな気持ちがあってやられると思うんですね。当然実務としても働きます。ボランティアも実際宇城市にも宇城電気工事協同組合というのがありますが、去年はボランティア活動として宇城市内の公園の電気設備の点検をやっていただきました。このように地域に対してやはり貢献したいという気持ちもあって、こういった協定を進めているところだというふうに認識をしております。

そこで、2番目なんですけれど、このような協定があるということはもう御存知だったんですが、このような協定をどうですかという御提案があったときに、そのときにどのように考えられるかというところをお聞きしたいと思います。

○総務部長（成松英隆君） 宇城電気工事協同組合の方でボランティアとして公園の点検をしていただき、大変にありがたく思います。改めましてお礼を申し上げます。

電気関係の協定ということでございます。つい昨日、九州電力グループの送配電部門の会社と災害復旧に関しまして協定を締結したところでございます。

お尋ねの連合会との協定は、市民への影響を最小限にとどめ、迅速な応急対策が図られることを目的とされているものでございますので、市にとっては有益な協定と理解しております。

専門技術を要する工事等もでございます。ただ、締結可能な団体が宇城市と、というのは限られているとは思いますが、今後、協定内容を精査しまして前向きに検討していきたいと思っております。

○1番（原田祐作君） 今、ありがとうございますと言われましたが、私がやったわけではなくて宇城市電気工事協同組合の青年部という若い方たちでつくった部会が率先してやっていることなので、是非ともそちらを御理解して認知していただければと思います。

これで2番目の質問を終わろうと思うんですけれども、時間が足りるかどうかわかりませんので3番目、小中学校のタブレット端末の導入についてをお聞きしたいと思います。本来であれば、こんないいものいつから入るんだといってどんなものがいつから入るかというところをお聞きしたいんですが、時間の都合もありますので、3番の固定型のパソコンではなくてタブレットにした、その教育的なねらい、

効果はどういったものかというところをひとつお聞きしたいと思います。

○教育部長（吉田勝広君）　まずは、現在計画いたしております中学生用のタブレット導入による教育的な効果からお答えをいたしたいと思います。

1つ目は、デジタル教材の活用により、生徒一人ひとりの間違いやすいところが分かるようになり、生徒の理解度に合った授業展開ができるところでございます。また生徒の方も、自身の解答履歴をすぐに見ることができるため、苦手な部分がはっきりと自覚ができます。いずれは、家庭で苦手な部分を繰り返し復習することにより、基礎学力の向上が図られます。

2つ目は、アニメーションする図、それから文章や効果音を付けたデジタル教材を生徒用パソコンに配信することで、課題をより分かりやすくするように伝える授業がいつでもどこでもできることや、一度見た教材や翌日使う教材を家庭でも見ることができるため、授業が質的に改善されることであります。

3つ目は、生徒がそれぞれで調べたり、考えたことを書き込んだりした資料・作品などを電子黒板上で比較できるように並べたり映したり、合成して映したりすることで、ほかの生徒が見つけた別の考え方や、資料・作品などを整理して、自分の資料に取り込み、発表する一連の流れで情報活用能力が育成されることであります。

以上の教育的効果を有効に活用していくためには、情報機器に不慣れな生徒でも簡単に操作ができて、持ち運びが容易であり、授業支援ソフトが使えることなどを検討し、現在タブレットパソコンを計画しているところでございます。

○1番（原田祐作君）　非常に今後はSNS等で使う機会が多いと思いますので、子どもも親も慣れるためにしっかりと導入していただいて、その効果を得られればと思います。

以上で、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（長谷誠一君）　これで、原田祐作君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。

—————○—————

休憩　午前11時01分

再開　午前11時15分

—————○—————

○議長（長谷誠一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番、五嶋映司君の発言を許します。なお、五嶋映司君より撮影許可の願いが出ましたので、これを許します。

○12番（五嶋映司君）　皆さん、こんにちは。12番、会派日本共産党の五嶋映司です。議長のお許しを受け一般質問をいたします。

一昨日発生した山形県沖でのマグニチュード6.8の地震、熊本地震のように連続して起こらないことを祈りながら、山形県や新潟県などの被災された方々へお見舞いを申し上げたいと思います

さて、この間の日本の政治の動きを見てみると、日本の政治はどうなっているのか心配と同時に怒りがこみ上げてきます。年金に関する報告書問題、100年安心のはずの年金問題が実はそれでは生活できないという問題。報告書がどうであれ、国民の間に年金への不安を掻き立てたことは事実です。景気は上向かず、貧困層の増大と格差拡大と言われる中での消費税増税問題、日本経済に大打撃を与えかねないか気がかりです。今月末に開催されるG20首脳会議に合わせて開催される日米首脳会談、そこで交渉が始まる事実上の日米FTA、7月の参議院選挙後に成果を発表するということですので、明らかに日本に不利であることは間違いありません。日本の農業にどういう影響を与えるのか気がかりです。今進めている国営のは場整備が完成して、経営規模を拡大できてもその効果を台無しにするようなことにならないよう、農業経営の拡充施策をしっかりと立てることが必要だと思います。外交においても中東の危機を打開すべくアメリカと緊密な関係の中で中東訪問を実行した安倍首相は、成果どころか足元を見透かされたような日本国籍タンカーへの武力攻撃、こんな政治の流れを何とかしなければならぬと痛感をしています。

それでは、通告した質問に移ります。今回はクリーンセンター問題、図書館問題、子どもの医療費、この3点を通告申し上げました。まず最初に、クリーンセンターについて伺います。項目の質問の順序を変えさせていただきたいと思います。まず（1）（2）の後に、（5）の市民への周知状況を繰り上げて行いますので、どうかよろしくお願いいたします。

今、地球規模の問題として二酸化炭素を中心とする温室効果ガスによる地球温暖化が大きな課題として論議されています。1997年12月に京都で開かれた第3回気候変動枠組条約締約国会議で採択された京都議定書で、先進国の温室効果ガスの削減目標が示されました。さらに2015年12月にパリで開かれたいわゆるCOP21と言われる第21回気候変動枠組条約締約国会議で採択されたパリ協定では、日本は2013年比で2030年までに温室効果ガス排出量を26%減らすと約束しています。トランプ大統領の就任によってアメリカがこの協定からの離脱を宣言して、困ったことではありますが、私たちの身の回りでも地球温暖化の影響と思われる豪雨災害が頻繁に発生するようになり、巨大台風の襲来が予想されるなどまさしく温室効果ガス削減は喫緊の課題で、あらゆるところで温室効果ガス削減の努力が必要な状況にあります。現在計画が進められている宇城クリーンセンターは、ストーカ方式という必然的に二酸化炭素が発生する焼却炉となっています。廃棄物

の処理方法には、燃やす以外に酵素を使ったものや亜臨界水などの化学反応を利用したものなどいろいろあるようですが、これらを含めてどのような検討がされてストーカ方式に決まったのかをまずは伺います。

建替え計画の進捗状況ということで提起していますが、私が一般質問通告書を出した後の6月17日、既に執行部との打ち合わせも終わった後に執行部説明会が開かれて、クリーンセンター問題の詳細が発表されました。ある意味では私の質問に答えるということもあるかもしれませんが、そういうこともあって今回の質問の中では、先に打ち合わせ申し上げた内容とかなり変化する部分がございます。執行部には御迷惑掛けますが、用意していただいた答弁書と多少変わる点もありますので、是非御了解をいただきたいと思います。

それではまず、ストーカ方式になぜ決まったのかという問題と、先般説明いただいた資料の中のクリーンセンター問題の2ページの5番目の契約締結までのスケジュールの中の1から3番目、近々に行われるものです。このことについての詳細説明をまずはお願いをいたします。

続いての質問は、質問席から続けます。簡潔明瞭な答弁を求めます。

○市民環境部長（稼 隆弘君） 宇城広域連合では、宇城広域連合焼却炉及び事業方式検討委員会を設置し、処理方式の検討、選定を行っておられます。まず処理方法として、1、焼却、2、埋め立て、3、燃料化、4、メタン化、5、E R C Mの5種類を検討されました。2、埋め立ては、処分地の確保、地下水汚染の懸念、埋め立て終了後の管理問題。3、燃料化は燃料の安定した受入れがされない。4、メタン化は、メタン化不適合物質の仕分け、仕分け後の不適合物の処分方法の問題。5、E R C Mは、技術が確立されていないなどの理由により、1の焼却処分に決定されたとのことです。

次にストーカ式に決定した理由としまして、現在のごみ処理システムは1、流動床式埋立処分システム、2、ストーカ式埋立処分システム、3、ストーカ式セメント原料化システム、4、スラグ化システムの4種類であります。1の流動床式埋立処分システムと、4のスラグ化システムは、1社の実績しかなく、2のストーカ式埋立処分システムは処分場がないため、3の今回採用しましたストーカ式セメント原料化システムを採用されたとのことです。それにつきましては、十分な検討がなされたことをお聞きしております。

○12番（五嶋映司君） 今おっしゃったようにE R C Mなど、確かに化学的にまだ私も研修に行ったこともございますが、完全に確立した技術とはいききれない問題なんかあるとは思いますが、ものを燃やすという方向では、いろいろ問題があるんじゃないかという気がしております。

それでは、まず今ストーカ方式に決まった理由はおっしゃいましたから、次の問題に少し移りたいと思いますが、検討している設備の概要ということを挙げております。しかし、この設備の概要についてもこの前の説明会でほとんど説明されたので、この中で焼却量を1日95ト以下という表現に今回は変わっていますけれども、95トにした根拠をまずは伺いたいと思います。

○市民環境部長（稼 隆弘君） ごみ処理施設の算定方法につきましては、廃棄物処理施設設備国庫補助金交付要綱の取扱いに基づく処理規模を設定しております。一応処理計算方法がありまして、処理規模は処理年間平均処理量÷稼働率÷処理調整稼働率という式がありまして、具体的に申しますと一応令和6年の処理量が一日24,069トとしています。それ割るの稼働率280日、調整稼働率を0.96、割る0.96しまして、一日当たり89.6ト、それに災害廃棄物を考慮し95ト以下で一応計算をされております。

○12番（五嶋映司君） 今の計算方式はもう既に決まっているね、どこでも処理場をつくる時にはそういう計算方式をとるということだろうと思いますからあれですけども。まず今おっしゃった実は資料がいろいろありまして、まず今回の計画をつくるにあたって、平成26年の3月に一般廃棄物処理基本計画書というのが出されています。そしてこれに基づいて去年の3月にエネルギー回収型廃棄物処理施設整備基本計画報告書というのが出されて、これで処理場の規模だとかごみの量だとかなんかが一応出されて、これでこの前報告があったとおり処理形式、規模、その他が全部決まっております。そしてさらにもう一つ、今年の3月に出された宇城広域連合一般廃棄物処理基本計画というのがございます。これは資料になっていて、実をいうとこの資料が一番大事なんですね、計画つくるために。ですが、これがこの3月に出ていると。後付けになっているというような資料があります。この資料を見ると、いろいろ検討できるんですが、この資料の問題は後で検討することにして、今おっしゃった数字は平成24年開業の時の数値を計算をした。これがところが人口減少がかなりあります。それと、まずこの施設は何年ぐらい運用するおつもりなのかどうか。その辺をまず伺っておきたいと思いますが。何年ぐらい使って仮に20年後、20年後は使うということをはっきりしていますから、それよりも長い場合はまた議論しますが、20年後のごみの量はどのくらいと想定されているのか、まず伺っておきたい。

○市民環境部長（稼 隆弘君） まず20年後のごみの予測ということでお答えします。

この一般廃棄物処理基本計画は、15年間を計画期間として作成しております。ですから、宇城広域連合一般廃棄物処理基本計画書、今回5年ごとの見直しで策定しました2018年度版なんですけれども、その目標計画年度は2033年度まで

の予測を最終として設定しておりますので、その計画の中で宇城クリーンセンターで処理されるごみの全体量を23,942トン、うち可燃ごみが23,029トンと予測しております。

○12番（五嶋映司君） 項目ごとの回数がうまく合いませんで、是非チェックしておいてください。今2番の検討している設備の概要というところで、これが3回目かもしれませんが、この項の中で今おっしゃった20年後、ごみの量があんまり減らないんですね。何%ぐらいかという、この資料によりますと、2018年、これ実績にならないのかもしれませんが、これと比較するとほぼ91%ぐらいになっています。これは人口減少との関係もあると思いますけれども、ごみの量自体は減らないような状況ですが、この計算方法も、これは膨大な資料があつて実はこれをもらったんですけど、これを読みきれません、まだ。昨日、一昨日もらったけど、今資料を読みきれませんので、ちょっとあれなんですけれども、ごみの量が減らないという感じがするんですけども、この計算はどういう形でやられるのか概略だけでも教えてください。

○市民環境部長（榎 隆弘君） 一応この計画の中に、ごみの減量化に対する目標を設定してあります。それにつきまして、発生抑制ということになりまして、家庭ごみにつきましては一人一日当たりごみの排出量を約5%減ということで、2023年度設定しております。

また、ごみの資源化に関する目標としまして、リサイクル率を現在の20.2%から2023年21.8%に上昇する目標で進めております。そういった目標を立ててこの推移を目標値を立てられております。

○12番（五嶋映司君） そしたら分かりました。それでは、検討している施設の問題で今回のやつはエネルギー回収型ということで、発電施設を併設すると伺っていますが、この前の説明会の中でもこの発電施設については併設するというだけで、どのくらいの規模でどのくらいの費用が掛かって、どのくらいの運用年数か、発電機ですね。それと同時に一緒に一緒に焼却炉の運用年数もどのくらいを予定されているのかをお伺いしたい。

○市民環境部長（榎 隆弘君） まず発電施設についてお答えいたします。宇城広域連合では、平成29年度に建設費に係るメーカー8社にアンケート調査を実施しております。新ごみ処理施設の発電施設にかかる費用は、直接工事費で約5億円を見込んでおります。

事業費の財源の1つとして熱回収設備を設置することで、循環型社会形成推進交付金の対象経費の3分の1が交付されます。これは事業費のうち、熱回収設備に係る施設の建設費を約7.2億円と試算した場合、約2.4億円の交付が見込まれていま

す。

また、熱回収設備を設置した場合、自家発電により新しい施設で使用する電力を賄えることから、現在毎年約5千万円程度支払っている電気料金が不要となるとのことです。

先ほど申しました一応この施設の運用については、35年をめどに計画されております。

○12番（五嶋映司君） それでは、次に入れ替えまして市民への周知状況に移ります。

先ほどもちょっと申し上げましたが、この計画にあたって報告書が3冊出ています。今申しましたように、まず最初は平成26年の基本計画から平成30年と平成31年。この3つ出ています。ところがこの3つの資料広域連合の議員には提示されているのか知りませんが、市民を代表してこの予算を議決する議会には提示をされておりません。私は、この施設ができる校区内の選出の議員です。この直接その地域に関わるそういう議員にも、この資料は配布されませんでした。この今回の質問にあたってびっくりしたのは、こういう資料があるのを初めて知って、そして実をいうと担当のところに請求したら、うちにも2冊しかありませんと。ちょっと待ってください、広域連合に言いますからと言って請求していただいてもらいました。そして今回1月に出た資料は、まだ私が頂いたのは執行部にもないそうです。冊数がないので私はコピーを頂きました。

まず問題にしたいのは、ごみ問題は市民の合意が必要です。これは後から出てくるごみの減量化にしても全てのことにして市民の合意が必要なのに、どうしてこういう状況になっているのか。今回質問するということにしていろいろ聞きましたら、執行部は執行部説明会を開いてやってくれました。しかし、それは僕らが提起した後にそういうことをやっていただく、もっとなんで早くできなかったのか。そしてこういう資料で、結局は市民との議論が本当にやられてこういう計画が成されたのかどうか。まずその点、なぜ議員にもこういう資料が配布されなかったのか、それと同時に市民との合意形成はどういう形で行われたのか、その意見はどうだったのかということも含めてお伺いしたい。

○市民環境部長（榎 隆弘君） まず議員への配布につきましては、こっちは広域連合のことですのでちょっと分かりませんが、もし資料が必要であればデータが来ておりますので、印刷をして配布したいと思っております。

それと住民への周知なんですけれども、宇城広域連合ではクリーンセンター建設においては地元理解がなければ建設することはできないことから、地元北荻尾区の初総会及び毎月の役員会で事務局長、担当課長が出席し、事業説明を実施しておられるとのことです。また、当尾校区嘱託員で構成する宇城クリーンセンター公災害

防止協議会の中では、年3回の協議会等を実施する中で要望等を聞きながら、事業説明を実施しております。

また関係市町住民においては、現在の進捗状況を宇城広域連合の広報紙またホームページで周知を行って市民の方には周知をされているということです。

○12番（五嶋映司君） 今おっしゃったのは北萩尾だけに周知されている、周知されていると言えるのかどうか知らないけれども、前、北萩尾とは多少のトラブルがあって、皆さん一生懸命それを解くために努力なさって、今回あそこにあるということがあったからそうなのかもしれませんが、ごみ問題はその地域だけでなく市民全体にどうごみを処理するのか、しかもそれは環境問題の1つの大きな課題としてどうやるのか。これを市民の中で議論して、どういう方式がいいのかということも含めて市民の意見を聞くのが僕は本当だと思うんですけども、そういうのは実際に行われていなかったようですし、今おっしゃるように、これは広域連合がやることだから私どもはちょっと聞いておりませんというような雰囲気ですけども、予算を決めるのはこの議会が決めるんですね。だから本来はここでやらなきゃいけないんですけども、これは連合長の市長に聞いたほうがいいのかな。市長、どうしてこういう状況で、僕らにはしっかり教えていただけなかったのか。その辺の見解を伺います。

○市長（守田憲史君） 御指摘の意味もよく分かるんですが、その専門的なところで相当大部にもなります。これを宇土市も美里町も全戸に配するというものでもないような気がいたします。費用もありますので。ホームページでは閲覧ができて、こちらとして情報を開示していないわけではございませんで、その中で専門的に読める方には読んでいただいて御意見をいただけたらと思います。よろしくお願いします。

○12番（五嶋映司君） 周知の問題については3回目ですね、3回目ですからあれしたいと思いますが、今市長がおっしゃったけども、これはね、この資料を全員に配れということではなくて、こういう計画を持っていますよ、市民の意見いわゆるパブリックコメントじゃないけれども、市民の意見を聞くそういう例えばネット上に公開しています、これはいわゆる公開しないよりはいいけれども、これは市民に了解を完全に求める、利用できる人も限られていますから、もっと例えば当尾校区、この環境条例を結んだ10の当尾校区の行政区がありますね。その行政区ぐらいには初総会なり何らかの形のときに行って、こういうことでやりたいんだけどどうでしょうとかという問題提起ぐらいするのがよかったんじゃないかと思いますけれども、そういうことも行われていません。今ごみ問題はさっきも言いましたけれども、非常に大きな問題です。是非その点こんな状況で全部決まってしまうと。これ

では文句の付けようがない。今ここで私がいろいろ言ってもどうしようもない状況になってしまっています。それをもう一度見直すつもりはないかどうかを伺って、次に移りますがいかがでしょうか。

○市長（守田憲史君） 宇城広域連合のホームページにおきまして、パブリックコメントの募集をやっております。そして平成30年10月26日金曜日午後5時までに電子メールで意見を受付ていました。

○12番（五嶋映司君） そのことに関しては反論がありますが、事実、僕らですら知らない。議会の議員の人たちがどのくらい理解しているか、ここは既に理解をしているとおっしゃるかもしれないが、僕は地域の人たちでさえ理解していない事実が残ると思います。皆さんがこういうことなんだということは知っていたかつて聞くと、ほとんど知らなかったという状況が現実的にあるんじゃないかと思います。

それでは、分別収集と生ごみ対策についてに移ります。ごみ減量化についてはまず減量化と燃焼効率を上げるためには、生ごみの分別収集が非常に重要なことですが、今生ごみを一般ごみと一緒にやって宇城市もそうですが一般ごみと一緒に収集しています。宇土市は今までやっていたんですが、いろいろな都合で生ごみを今年の4月でしたか、3月ぐらいからやめて一般ごみと一緒に収集を始めています。この生ごみの対策はどういう具合にお考えになっているかというのと同時に、分別収集は今後さらに続けていく、もっと積極的に進めていく計画かどうかをまず伺います。

○市民環境部長（稼 隆弘君） 家庭系ごみ分別収集につきましては、広域連合関係市町である宇土市、宇城市、美里町ともおおむね類似している状況です。地域ごとに月1回から2回、22種類に分別し回収していきます。リサイクルの売却益は地域に還元しております。

また、家庭から排出される生ごみについては、現在、本市においては分別収集は行わず、可燃ごみとして取り扱っております。

国が、平成29年度に行った食品等の発生抑制及び再生利用の促進の取組にかかる実態調査によれば、全国各自治体の83.5%が家庭から排出される食品廃棄物の分別収集は行わず、可燃ごみと混合し収集されているとの結果が出ております。

食品廃棄物を再生利用することは、ごみの減量化によるごみ焼却に係る費用抑制、ごみの焼却により発生する二酸化炭素を削減することで、地球温暖化防止といったメリットがございます。

しかしながら、堆肥化等処分には多額のコストが掛かります。このようなことから現時点におきましては、これまで同様の処分方法を継続し、ごみの減量化に向けた各種取組をより強化し、市民の皆様へ日々の実践をお願いしていきたいと考えて

おりますし、リサイクルにつきましても、より以上の推進を目指していきたいと考えております。

○12番（五嶋映司君） 分別収集は、今後一生懸命にまだ進めますと、だから是非これは進めていただいてごみの減量化に力を入れてほしいと思いますが、生ごみについては、一緒に燃やすという方針は変わりはないみたいです。しかし、これは是非考えていただきたいのは、宇城市のごみの水分量は約60%ぐらいですね。これ生ごみをうまく抜くと水分量はどのくらいになるか分かりませんが、かなり水分量が落ちる。そうすると燃焼効率が良くなって二酸化炭素の排出も非常に少なくなる。そういう状況だと思います。お金が掛かるからやらないというのが、今山鹿もそうでしたね。お金が掛かるからやめるって山鹿もやめました。そういうことではいわゆる京都議定書やパリ協定のこれは罰則はないんですよね、努力目標だから問題はあるけれども世界的にこれをやろうとしていわゆる炭素のやり取りまでしようというようなやり方をやっていますから、こういう流れからするとどうしてもこの問題は考えなければいけない。安易に燃やすということだけで問題を解決しないでほしいということをお願いしたいと思います。

それでは、最後にごみの減量化の計画について伺います。宇城市のごみの排出量、家庭ごみの一人当たりの排出量は、これもこの資料にいろいろ出ているんですけども読みきれません。もし間違っていたら教えてください。2017年度宇城市の家庭ごみの排出量は一人当たり704.4㌧です。四国の香川県の三豊市の例を見ました。この三豊市は、残念ながら平成23年の数字ですけど人口70,096人ですから、割と似たところですね。ここの一人当たりの家庭ごみが415.3㌧です。そしてここの三豊市は、ついこの間ごみ焼却場を新設しました。燃やさないでコンクリートの層の中に圧縮して入れて、粉碎して酵素を使って発酵させるというシステムです。これで、ついでに言いますと、ここは民設民営なんですよ。そこに市が処理の委託をするんですよ。その委託の1㌧当たりの委託料が24,800円です。そしてここの7万人の人口の市の焼却ごみの排出量は、年間7,000㌧なんです。宇城市の数字はちょっと見忘れちゃったけれども、ここの10万人の圏域で約24,000㌧です。これを人口で割ってみますと宇城市のちょうど半分ぐらいのごみの量しか出ていません。こういう状況を考えて、宇城市のごみの減量計画、どういう具合にお考えになっているのかをまず伺いたいと思います。

○市民環境部長（稼 隆弘君） 本市の取組について説明いたします。

本市におきましても、第2次宇城市総合計画に基づき、自然豊かな環境保全・環境への負荷を減らし、環境にやさしい循環社会の構築に向け、廃棄物の減量化を推進しています。

家庭から出るごみの減量化を図るため、資源ごみの分別収集によるリサイクル事業や生ごみの発生抑制のため、家庭でできるフードロス・ゼロ運動として、昨年12月号の広報紙で「わが家のもったいないノート」を配布しております。このノートにひと月分の食材の名称や捨てた量や理由を記入することで、買いすぎやつくりすぎを確認することができます。

また、宴席において、最初の30分と最後の10分は自席に着き、料理の食べきりと呼び掛ける3010運動に加え、飲食店等事業者向けに「フードロス・ゼロ宣言店」の募集を今年度の新たな取組として計画しております。

このほか、家庭で消費期限が一定期間迫っている米・レトルト食品・缶詰め等の食品を持ち寄り、フードバンクを通じ、地域の児童養護施設や子ども食堂等に食材を提供するフードドライブ活動を本格的に実施する予定にしております。

また、各種リサイクルの取組など、ごみをできる限り廃棄しないよう分別収集の徹底やマイバック運動、併せて5R運動を推進する施策を展開していきます。

○12番（五嶋映司君） フードロスの問題は今おっしゃったように3010運動と言ったかな、是非そういうことでやっていただきたいと思います。ともかく宇城市のごみはこの資料によると、全国平均の中では宇城市は少ない方だという資料になっているんですね。ところが努力しているところではそのくらい低くなっている。例えば今この九州県内でも志布志市なんかは燃やさない方針を出して、燃やさない処理場をやっている。だからそういうことも考えると今のこの計画でいくと、結局宇城市は20年も30年も燃やし続けるという計画なんです。しかも発電設備を伴っていると、とめることができない。発電設備なんてなると管理費も非常に掛かっちゃうと思うんですね。だからそういう状況の中で本当にこれでいいのかというのを是非議論をしていただきたいと思います。まだ決まったわけじゃありませんから。ところがもう先ほども聞いたとおり、この事業はプロポーザルがもう始まっている。もうプロポーザルの締め切りがもうそこまで来ている。そしてもう業者を決める寸前までいって、結局来年の3月に決めるということになっているけれども、現実的には住民にほとんどきれいな説明がされないまま進んでいるということに関して、非常に怒りを感じて、こういう事業の進め方ではなくて特にこのごみ問題なんかは市民の了解を得ながら、今からでもいいですから、しっかり理解を得られるような方法を取りながら進めていただくことを要望して、次の図書館の問題に移りたいと思います。

前にも質問しましたが、現在の市立図書館は、旧不知火町の人口が1万人ちょっとぐらいを対象として建設された図書館ですね。この図書館の将来展望、どのようにお考えになっているかまずは伺いたいと思いますが、総合計画書の中にも図書館

については現状でいくことになっているようです。これで十分と考えられているかどうかも含めて、御答弁をお願いしたいと思います。

○**教育部長（吉田勝広君）** まず、市立図書館の利用状況と運営状況について説明させていただきます。

宇城市立図書館は、平成17年の合併以後5つの公立図書館としてスタートいたしました。その後、公共施設の見直し方針により統廃合などによりまして、現在、中央図書館と三角分館、小川分館、豊野分館の3分館として開館をいたしております。

平成30年度の利用者数でございますが、全体で67,496人でございます。貸出冊数は365,495冊で平成29年度に比べますと利用者数は2,756人の増加、貸出冊数は18,201冊の増となっております。こちらは、年々増加をいたしております。

これまで、図書館ネットワークシステムの構築それから移動図書館車による市内全域のサービスの開始、さらにはホームページ・インターネットによる本の検索・予約やフェイスブック、インスタグラム等でイベント情報をPRし、市民の皆様に広く周知するなど、環境整備の充実に努めているところでございます。

図書館でのおはなし会には、近隣の保育園児の参加もあり、また、保健センターで毎月開催のブックスタートのときに、赤ちゃんへ絵本の読み聞かせやプレゼントをし、図書館利用を紹介することで、月1回の「赤ちゃんのおはなし会」へ参加される方も年々増加している状況でございます。また、子どもの読書活動については、子どもたちは読書を通じて多くの知識や理解を深めるとともに、想像力、思考力、表現力などの様々な生きる力となる基礎力を養っております。子どもの読書活動を推進するために、図書館、幼稚園、保育園、学校、家庭、各種団体等とのパートナーシップの下、相互に連携・協力しながら、市として次代を担う子どもの健やかな成長を願ひまして、子どもの読書活動推進に努めているところでございます。

今後も、中央図書館と3分館の密接なネットワークによる市民サービスの提供や情報通信による本やイベント等の周知拡大を図り、宇城市民の生涯学習の機会を提供する施設として、また、各種団体・関係機関との連携を深め、市民のニーズにあった質の高いサービスを提供することで、利用者の拡大を含めまして、宇城市の生涯学習の振興と発展に努めたいというふうに思っているところでございます。

○**12番（五嶋映司君）** 長々と答弁をいただきましたが、私の聞いていることは多少違うんですけども、ありがとうございます。

今のは前にもこの質問をして、市長の答弁は私もつくりたいと思っているというお話を伺ったことがあります。こういう施設というのは、狭くてちょっと入りに

くいんだったら来にくいんですね。ゆったりして、かなりのしっかり面積があつて、あそこに行ったら自分が何とか居場所があるというようなある程度の豊かな施設がないといけない。すぐつくれと言っているわけではありません。将来的にどう展望するのか、是非例えば近々の総合計画は5年ごとかもしれませんが、将来的にどういう具合にするのか、どういう具合に教育環境をそろえる、知的環境をどうそろえるのか、ということも含めて市長に伺いたいのは、今すぐうんぬんじゃなくて、将来的にはこういう具合にということがあれば是非お伺いしたいと思います。

○市長（守田憲史君） 市立図書館は、先ほど教育部長が説明しましたように、現在中央図書館と3分館（三角分館・小川分館・豊野分館）として開館しています。図書館の密接なネットワークによる市民サービスの提供や情報通信による本やイベント等の周知拡大を行い、宇城市民の生涯学習機会の提供に努めているところです。今回の松橋の西防災拠点センターにおきましては、学習室を整備させていただく予定です。

今後も、図書館を利用される市民の皆様が、快適に利用できる図書館運営に努めてまいります。

○12番（五嶋映司君） 私の認識不足だったかもしれませんが、今度の防災センターの中に学習室を準備されるというのは非常にいいことというか、歓迎したいと思います。私も実は中央図書館だけ学習室がない、ほかのところはあるんですね。ほかのところはあるんだけど、中央図書館だけがない、ないというか席はあるけれどもいわゆる学習室がない。ある程度パーテーション、仕切りがあつてそこで勉強できるような状況を是非つくっていただきたいと思っていましたので、プレハブでもいいからつくったらどうかという提案をするつもりでした。是非、災害のときには使えるわけですから、使える部分を少し広くして防災センターの中に学習できる環境を整備していただければありがたい。是非御検討をいただきたいと思います。時間がないのでこのことはこのくらいにして、次の学校図書館の問題に移ります。

学校図書館、まず図書司書の配置状況と蔵書数を、できれば簡単にお願いできればありがたい。

○教育部長（吉田勝広君） 学校図書館の現状についてお答えをいたします。

図書司書数でございますけれども、全校に配置しておりまして、現在は13人の図書司書を配置しております。このうち、2校の兼務の図書司書が4人おります。

蔵書数につきましては、平成30年度のデータでは、学級数により蔵書数の多い少ないというのがございますので、学校図書館図書標準数に対する蔵書数の充足率で説明しますと、充足率が100%に満たない学校は4校ございます。この4校に

つきましては、毎年計画的に図書を購入しておりますので、年々充足率は向上しており、ここ数年で100%になる見込みでございます。

図書の購入費につきましては、毎年児童生徒数に応じて予算配分しております。全ての学校がほぼ予算どおりの執行をしておられる状況でございます。

文部科学省では、平成29年度から第5次学校図書館図書整備等5か年計画を進められております。図書の整備それから新聞配備及び図書司書の配置に対して、財政措置が講じられている状況でございます。地方交付税の総額につきましては、5年間の総額で高等学校への新聞配備を含め約2,350億円を用途を特定しない一般財源として措置されている状況でございます。

○12番（五嶋映司君） 4校がまだ充足していないという話です。4校のこの充足していない学校はどこどこなのかということと、それにこれを充足させるために予算がどのくらいいるのかということと、もう一つは、国が用意した2,350億円これを一般財源として各市町村に配分している、いわゆる交付税目的を書かずに一般財源でも使えるように出しているこの予算、宇城市にはどのくらい来ているのか。今報告がなかったんですけど歳出では、司書の報酬は1,120万円で、図書購入750万円を毎年執行していると。この金額と国が宇城市に交付している強化のための交付税との関係はどうなのか。簡単にできれば。

○教育部長（吉田勝広君） 充足率に達していない4校を申し上げます。小川中学校が97%、不知火小学校が83%、当尾小学校が99.4%、豊福小学校の99%、以上4校でございます。

毎年の図書購入費の予算につきましては公平性を保つために、児童生徒の数に応じまして配分をいたしております。小学校には20万円に児童数×750円を足した金額、それから中学校につきましては、20万円に生徒数×1,000円を足した金額ということで配分しております。

学校図書館関係の経費につきましては、宇城市の当該経費における実際の交付税相当額がいくらなのかと考えた場合を財政課が試算をいたしております。本市における平成30年度一本算定の需要額と収入額の割合で交付税基準を算出した場合、おおむね基準財政需要額の6割弱程度が交付基準額となりますので、小中学校費の学校図書関連経費の当該年度の交付額は1,500万円弱程度であると考えております。

なお、先ほど議員話されましたように、本市の歳出予算につきましては、司書の報酬が約1,630万円ほど、それから共済費が300万円、図書購入費が750万円でございます、約2,680万円程度支出している状況でございます。

○12番（五嶋映司君） 分かりました。交付税で来ている分よりもたくさん使ってい

るという数値なのかなという気がします。あとでもう少し詳しくはあれしたいと思っています。是非、この学校図書の足りないところは87とか99とかあるから金額的には知れたもんですよね。だから先取りして充足してやって、あと来た分で足したらどうかと、その辺の勘案は是非よろしくお願ひしたい。1年のうちにこれ解消していただくのがむしろ平等ではないかという気がしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは最後の質問に移ります。子どもの医療費の無料化の問題です。これは資料は皆さんのところに配っていただきました。今子どもの医療費は中学3年までは当たり前で、高校3年までというのはどんどん増えてきています。

今ここに頂いたのでいくと、中3までが24、高3までが21となっていますが、ところが八代市と上天草市、苓北町は今年度中に高3までにするとやっているから、逆なんですね、見方によっては中3までやっているのが自治体数21で、高3までやっているのが自治体数24、だからもう逆転して高3までやっているところが多いという理解なんです。

そういう理解で、子どもの医療費、まずはお願ひしたいのは一部負担があるところがもう少ないんですよ。このやっているところが7つしかない。苓北町の一部負担と書いてあるけど、これは高校3年までのときの一部負担だから、これはもう外していいと。そうすると45自治体のうちの6つしかない。まずはこの一部負担を無くしたらどうかと思いますが、予算はどのくらい掛かって、そういう計画はしていただけないのかどうかをまずは伺います。

○健康福祉部長（那須聡英君） 状況については、五嶋議員が話されたとおりでございます。一部負担を無くす完全無償化となりますと、現在助成対象外となっている小中学生の自己負担額が、どの程度あるのかも含めて算定をしなければならないところですが、なかなか算定がしづらいところでございます。

近年無償化した市町村を調査いたしましたが、自己負担額及び対象年齢がまちまちでございまして、一概に比較検討できない状況でございます。影響額が算出可能な昨年度における本市の小中学生の受診実績から算出しますと、受診件数が約30,000件、それに外来受診の自己負担額1,000円を乗じた金額が、概算で約3,000万円となります。この金額に先ほど申し上げました助成対象外となっている1,000円未満の自己負担分を加算した分が負担増となります。判断については、今これから検討をしていくというところになるかと思ひます。

○12番（五嶋映司君） これは、非常に残念ながら3歳までしか県が助成していないのは熊本県だけなんですね。ほかの県はかなりの上まで助成をしています。県がやらないから市もなかなかやりにくいとはよく理解をするんですが、ほかの市町村は

一生懸命頑張っていますから、是非宇城市も来年度予算ぐらいには御検討をいただくをお願いしたいと思います。それと同時に、もう一つは高3までもう逆転しているんですね。自治体の中ではもう宇城市はレースでいくと半分以下を走っているという状況ですが、高3までの助成拡大を是非お願いしたいと思います、市長、御検討いただけるかどうかお伺いをしたいと思います

○市長（守田憲史君） 宇城市が後ろより半分以下であるという御指摘ですが、この町と市は違いますので、これを一緒にして比較をして表現していただくとちょっと困るところでございます。慎重に進めさせてください。

○12番（五嶋映司君） 宇城市と町村の財政状況は違うというのは分かっていますし、町村の方が財政的にはむしろ大変なんですね。宇城市は割とお金の使い方が上手と熊日にも褒められていますし、財政調整基金も余り減らずに一生懸命事業をやられている。そういうことは認めます。そういうことならば、今慎重にとおっしゃったが、これ首長の考え方ひとつでどうも展望が開けるんじゃないかという気がいたします。特に今回の私が非常に疑問に思っているホテルの三角の世界遺産の指定地域の中にある景観地域の中にあるホテルの買収、このことに関しては、過疎債を使うとはいえ、かなりの金額の真水を使う計画になっています。そういうことを考えるならば、こういうことにも是非お金を使っただけじゃないかということを思います。市と町村は違うとおっしゃったが、これは市の中でももう半数近くがそれをやっています。残っているのが結局自己負担が残っているのは熊本市と宇城市と阿蘇市、荒尾市、この4つですよね。14の中の4つしかありません。そういう意味では一部負担を無くすことと、高校までは割と少ないかもしれませんが、ちょっと分析が正確じゃありませんが、高校までも余り進んだ方ではないと思いますから、是非一部負担をなくして、高校までの助成拡大をされることを切にお願いして、ちょっと執行部に関しては、最初の方で論理が向こう行ったりこっち行ったりして御迷惑を掛けましたが、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（長谷誠一君） これで、五嶋映司君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時13分

再開 午後1時10分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

4番、三角隆史君の発言を許します。

○4番（三角隆史君） 皆さん、こんにちは。議席番号4番、会派彩里の三角隆史でご

ざいます。一昨日、山形県沖を震源地とする大きな地震が発生しました。被災された方々には、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く普段の生活に戻れますようお祈り申し上げます。

また、昨今高齢者による交通事故が全国的に多発しております。ここ宇城市におきましても、高齢化率が高くなっており、交通安全の意識をより一層高めていく必要があるかと思えます。子どもたちが巻き込まれて死亡する事故も何件か発生しております。こんなに悲しい現実はあるてはならないことです。将来のある子どもたちがこういう事故に出くわさないためにも、今一度車を運転する場合は初心に戻って、交通安全意識を高めて運転していただきますようお願いしたいところであります。

ただいま議長のお許しを頂きましたので、先般御通告申し上げておりました大きく3点、環境問題、観光振興、地域振興について質問させていただきます。まずは大きな1点目、環境問題について質問をさせていただきます。先ほどの五嶋議員と重複するところもありますが、どうぞ御了承をお願いいたします。

最近、食品ロスという言葉を目にすることがあるかと思えます。食品ロスとはまだ食べられるのに捨てられる食べ物のことです。ちなみに日本での食品ロスの量は年間に約632万トン、これはすみません、平成25年農林水産省の推計で若干古いんですけど、国民一人当たりで計算すると毎日お茶碗1杯分の食べものを捨てていることになります。また、八代市の平成26年に実施した家庭ごみの調査によると、家庭ごみの約46%が生ごみという結果でした。半数近くが生ごみということは、貴重な食品を無駄にしているということが明らかです。この実情はおそらく宇城市にも当てはまることだと思います。

そこで宇城市といたしまして、食品ロスについてどう考えているのか。食品ロス削減にどう取り組まれているのかお尋ねいたします。

次の質問からは、質問席で行います。

○市民環境部長（榎 隆弘君） 市の取組としましては、フードロス・ゼロ運動として、宴席では最初の30分と最後の10分は席に着き、料理の食べきりを呼び掛ける3010運動や昨年12月号の広報紙で「わが家のもったいないノート」を配布しております。

このノートに、ひと月分の食材の名称や捨てた量や理由を記入することで、買いすぎやつくりすぎを確認することができます。

なお、今年度の新たな取組として、飲食店等事業者向けに「フードロス・ゼロ宣言」の募集を計画しております。

このほか、家庭で消費期限が一定期間に迫っている米・レトルト食品・缶詰等の

食品を持ち寄りフードバンクを通じ、地域の児童養護施設や子ども食堂等に食材を提供するフードドライブ活動を本格的に実施する予定でございます。

○4番（三角隆史君） 今出てきました言葉で、フードバンクとはこういった組織、団体でしょうか。フードドライブ活動の今後に向けた取組をお伺いいたします。

○市民環境部長（稼 隆弘君） フードドライブとは、フードバンク等に企業や個人が食品を寄附する行為です。またフードバンクとは、フードドライブにより集められた食品を必要とする施設・団体等へ譲渡する活動、組織のことを言います。

フードバンクは、熊本県内に2つの団体があります。1つは玉名市が母体のフードバンク玉名と、熊本市南区の社会福祉法人南苑会が母体のフードバンク熊本でございます。

また、市が今年度予定していますフードドライブ活動は、消費期限のある食品の収集を各町ごとに1回の計5回と、市職員を対象として3回の合計8回実施し、それぞれ食品を本庁または支所に持って来ていただき、フードバンク熊本を通じて子ども食堂等に提供する計画を予定しています。

○4番（三角隆史君） フードドライブ活動に関しては、今後どんどん広がりを見せていただきたいと思います。私もいろんな宴会に出させていただいております。最初の方は座って食べておりますが、おなかもちろちと、参加の皆様のところにお酒をつぎに行ってしまう。ついでいるときに来た料理を食べないでしまうこともあります。これがまさに食品ロスです。私自身も反省の上、今後気を付けていかなければならないと思っております。

この対策としましては、3010運動ではなく、3020運動ぐらいがいいんじゃないでしょうか。市役所の職員の皆様、我々議員から実践してみたらどうでしょうか。食べ残しをできるだけ減らすことが、ゆくゆくは生ごみ減少にもつながります。

そこで、次の質問に移ります。先ほどの質問の中にも触れましたが、家庭ごみの半分近くが生ごみであります。この生ごみを減らす努力をすれば、家庭ごみの減少にもつながります。徳島県上勝町は、生ごみは各家庭で堆肥化するようにと分別表には載っております。宇城市におきましても、生ごみの取扱いについて今後考慮する必要があるのではないのでしょうか。宇城市は現在電動生ごみ処理機を購入された方には、半額助成、上限2万円をされておりますが、この助成制度が余りにも市民の皆様には知れ渡っておりません。せっかくすばらしいこの助成制度なので、今一度周知の方をよろしく願います。

それで、今後の生ごみの取扱い、取組、電動生ごみ処理機の周知の方法について、今後どういう方向性をもって取り組まれるのかお尋ねをいたします。

○市民環境部長（稼 隆弘君） 現在、生ごみにつきましては、水気を切った後、可燃ごみとしてごみステーション等に搬出していただいております。

また、先ほど議員が話されたとおり、家庭用の生ごみ処理容器等の購入に対して、購入額の半額、上限20,000円または3,000円の補助を実施しております。

このほか、先ほど答弁しました食品ロス削減の各取組を実施することで、生ごみの削減を図っているところでございます。容器等の購入については、また広報等で随時周知を図っていきたいと考えております。

○4番（三角隆史君） 電動生ごみ処理機、これは本当に素晴らしい取組だと思いますので、重ね重ねよろしく願いいたします。

ほかの自治体では、生ごみ専用のごみ袋、これは屋久島で取り組まれておりました。ごみ袋がそのまま土にかえるという生ごみ専用のごみ袋をつくっておられたり、生ごみの堆肥化を実施しているところも見受けられますが、宇城市は取り組まれる予定はないのかお尋ねをいたします。

○市民環境部長（稼 隆弘君） 生ごみ単独で処理を行うには、水気の多い生ごみを各家庭に何日間保管できるのかを考慮し、1、収集回数や方法、2、生ごみから発生する臭いや水対策、3、最終的な処分方法などの検討事項があります。

また、実施するとなると運搬収集や処分に多額のコストが掛かることが予想され、費用対効果も十分に検討することが必要となります。

併せて、市民の理解と協力が必要になりますので、その周知方法も検討する必要があります。

このようなことから、今後、他の自治体の取組につきましては、情報を収集し勉強させていただきたいと思います。

○4番（三角隆史君） 一度に取り組むとなると非常に予算的にも無理な話かもしれませんが、一部地域を絞って試験的に実施してみるということもできると思うんですがいかがでしょうか。

○市民環境部長（稼 隆弘君） 先ほど申しましたとおり、処分方法や処分場の問題もありますので、一部地域での試験が可能であるかも含めて、今後調査研究をさせていただきたいと思います。

○4番（三角隆史君） 調査研究していただくということで、次回の議会までにその結果を報告していただければと思います。生ごみの処理の問題は、ほかの自治体からも情報を収集できますし、調査研究のしがいがあると思いますので、どうかよろしく願いいたします。

次に移ります。6月の第1日曜日に全国的に一斉美化作業が行われておりますが、熊本地震以来、草刈り後の草の収集が行われなくなったと聞きます。一部地域のこ

とかもしれませんが、市民の皆様は、皆さんで集まって地域をきれいにする1年の中での唯一の機会だと思っておりますが、市はどうお考えなのでしょうか。

○市民環境部長（稼 隆弘君） 熊本県では6月を熊本県環境月間、同月第1日曜日を熊本県民環境美化行動の日と定めており、本市におきましても、環境美化行動の日に合わせて、本年6月2日日曜日に宇城市民環境美化運動を実施しました。

内容としましては、自宅周辺の道路や公園、河川敷等に不法投棄された缶やビン、ペットボトル、不燃ごみ・可燃ごみの収集をお願いしたところでございます。美化運動の目的である一人ひとりの環境に対する意識の高揚と住環境及び地域景観の美化につながればと思います。

また、地域によっては、同じ日に道路の草刈り等を実施されるところもあるとお聞きしております。事前に申請があれば、宇城クリーンセンターへの無料の搬入許可証を配布し搬入もできます。

なお、事情により搬入が困難な場合には、担当部署に御相談いただきますようお願いいたします。

○4番（三角隆史君） 一斉美化作業に関しては、先ほど言いましたように地域によって作業内容が異なっていると思います。再度、それぞれの地域の皆様の要望を確認して対応していただきますようお願いをいたしまして、次の大きな2番に移ります。

三角西港が世界文化遺産に登録されてもう4年が経過しようとしております。観光地としては認知されてはいるものの、すっかり道の駅うき、アグリパーク豊野、不知火温泉に来訪者数も抜かれております。観光と言えばやっぱり食と宿泊の充実だと思います。宇城市の観光の中心である三角西港が今後魅力的な観光地になるために宇城市としてどういう構想を描いておられるのかお尋ねいたします。

○企画部長（中村誠一君） 平成27年7月に世界文化遺産に登録された三角西港は、登録されたその年は約50万人の来訪者がありましたが、翌年発生いたしました熊本地震の影響もあって、平成30年度には来訪者が24万人というところまで減少しております。しかしながら、世界文化遺産という認知度や天草地域への訪問者の約8割の方が立ち寄る場所でもあることを鑑みれば、本市の重要な観光資源であることに変わりはありません。

一方、昨今では旅行者の観光ニーズも多様化し、体験型旅行や回遊型観光の志向が高まっております。三角地域では日帰りの観光客が約8割を占める中、市ではマーケティングに基づく稼げる観光地づくりを構築するため、平成29年1月に三角地区観光マーケティング委員会を立ち上げ、観光物産協会それから民間の事業者の方々とともにサンカクドライブキャンペーンということで、体験プログラムの企画や特別メニューの提供を行うなど、市内の周遊を促し滞在時間を延ばすための取組

を実施してまいりました。今年度もその事業成果を検証した上で内容のリニューアルを行い、継続して実施する予定です。

いつでも来訪者が楽しめる魅力的な目的をつくり上げるということで、来訪者の拡大とリピーターを確保し、観光消費の拡大につなげ、地域経済の底上げを図ってまいります。

熊本県も、三角西港の浮棧橋から三角西港までの遊歩道整備事業を進めておられます。市でも西港内の観光トイレの大規模改修、それから民間ホテルを買収・解体の上で駐車場と併せた観光拠点整備を計画しておりますので、世界文化遺産登録5周年を来年に控え、これらの整備後は利活用の促進と三角西港の価値が高まるような情報を発信することで来訪者の増加を図ってまいります。

○4番（三角隆史君） 今、出てきました三角地区マーケティング委員会、これは観光商品の企画開発に取り組んでいるということですが、今までの実績と今後の果たすべき役割についてお尋ねをいたします。

○企画部長（中村誠一君） 戦略的な観光地域づくりを推進するため、平成29年2月に地域の事業者の方や商工会、農業者等をメンバーに「三角地区観光マーケティング委員会」を結成をしていただきました。

この委員会では、地域に観光マーケティング機能を導入するためのデータ収集を行うとともに、西港にどんな方が来ているのか調査をいたしました。

また、三角地区のイメージを把握するため、インターネット調査を行うことにより、ねらうべきターゲット像の設定をいたしております。

この調査に基づきまして、旅行商品の企画として三角地区へドライブ客を呼び込むためのキャンペーンを平成30年4月から開催いたしました。これは、地域の資源を活用した体験プログラムや、地元飲食店が創作した特別メニューなどの提供により周遊観光を促すものです。

今年は、昨年実施いたしましたキャンペーンの再検討を行い、内容をリニューアルし、2回目のキャンペーンを3月から4月にかけて実施をしております。

また、地元の飲食店につきましては、昨年実施したうきモビそれからセグウェイを活用したシェアリング回遊観光事業とのコラボや、天城橋の開通後のドライブ客をターゲットとした飲食のキャンペーンもその間に実施をしております。

その実績についてということですが、回を重ねるごとにお客様が増え、また地域の事業者、主宰者も増えており、ドライブキャンペーンの認知度が向上されているものと考えております。

今後も、戦略的にキャンペーンをはじめとする誘客を図る事業を実施し、観光振興と地域商社が行う物産振興との両輪で、地域経済の底上げを図ってまいります。

○４番（三角隆史君） 宇城市として、観光戦略を策定されたと思いますが、取り組む上での課題と観光戦略の具体的な内容についてお尋ねをいたします。

○企画部長（中村誠一君） 宇城市の観光においては、宿泊施設が少ないことから、来訪客は日帰りが約８割を占めております。世界文化遺産である三角西港をはじめとする観光資源の魅力を十分にいかした誘客ができておらず、経済波及効果の享受にまでは至っておりません。

加えまして、近年の社会経済情勢の変化により、観光ニーズが多様化しております。団体から個人へ、滞在型から体験型・回遊型観光への志向が高まるなど、新しい観光スタイルへの転換が求められているところです。

これらの課題を解決するため、本市では宇城市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、「稼げる観光」をテーマに掲げて、マーケティング機能の導入、宇城市版DMOの推進等に取り組んでおります。平成２９年１月に官民連携の下、三角地区マーケティング委員会を発足させ、マーケティング調査のデータ分析結果に基づく観光商品の企画開発や実行などに現在取り組んでいるところです。

市としては、今年度に稼げる観光へのギアチェンジを図るべく観光振興戦略を策定しております。様々な課題がある中、いかすべき強み、乗るべき時流、機会、稼げる観光に向けたポイント等を整理し、基本方針と施策を定めております。

基本方針の１ということで、宇城市ならではの個性を磨いた多様な観光消費の促進を掲げ、その戦略の施策として食体験の強化と消費機会の促進や地域の魅力資源の磨き上げと市内周遊、地域資源をいかした新たなツーリズムの促進、それからシェアリングエコノミーの活用と受入環境の整備を定めております。

基本方針の２ということで、広域連携の更なる促進を掲げ、その施策で近隣自治体との広域連携の促進を定めております。

基本方針の３ということで、戦略的な情報発信を掲げ、その施策でＩｏＴを活用した戦略的な情報発信というものを定めております。

基本方針の４ということで、持続的な観光振興に向けた取組というものを掲げ、その施策で地域が主役となる観光振興の仕組みづくり、地域資源保全などの持続可能な開発目標を持つという意味の、いわゆるＳＤＧｓの観光の取組を定めております。

これらの基本方針にのっとり、食べる・体験するなど様々なサービスを集積・増やすとともに、ＩｏＴ等を活用した観光ルート開発等やプロモーションの強化をすることによって、観光振興を進めてまいります。

○４番（三角隆史君） 宇城市の観光戦略について大体理解したつもりでおります。

次に移ります。本年３月に日本航空（ＪＡＬ）と宇城市の間で、包括連携協定が

締結されました。これは本当に素晴らしいことだと思っております。これからどう
いうふうに連携していくのかわくわくいたします。

そこで、今後の具体的な取組についてお伺いいたします。

○総合政策監（村上理一君） J A Lとの連携事業についてお答えいたします。

本市では、これまで地方創生の起業・創業分野におきましては、大学あるいは銀行などと連携協定を締結しておりまして、その中で各種セミナーや教室を開催しておりましたが、観光、食、プロモーション分野については締結しておりませんでした。

一方で、J A Lの熊本支店と昨年秋ごろから連携した取組の可能性について意見交換を行っていましたが、全国的に知名度が高く、自治体とも連携した地域貢献の実績のある同社との連携は、本市の次世代を担う子どもたちの教育や観光・食のブランド化を進めるにあたりまして施策効果が高いと判断をいたしましたので、本市から御提案をさせていただきまして、本年3月に包括連携協定を締結したところでございます。

協定の内容といたしましては、1つ目が、明日の宇城市を担う人づくりに関すること、2つ目が、宇城市の観光や食の推進に関すること、3つ目が、宇城市ブランドの醸成に関すること、この3点で協力して事業を展開してまいります。

その第1弾としまして、去る5月26日には、市内中学生を対象といたしました阿蘇くまもと空港見学会を開催しておりまして、今月29日には、今度は市内小学生を対象とした見学会を開催いたします。また、本年12月頃には折り紙ヒコーキ全国大会熊本地区予選を、本市で初めて実施すべく調整をしているところでございます。

観光では、J A Lパック及び旅行会社への旅行商品の造成、食では、地域商社事業の一環として、宇城市特産物の「J A L職員によるおすすめ品の選定」への協力を依頼することとしております。そのほか、市職員、観光関係者向けの接遇講座、J A Lの機内誌による宇城市の紹介記事の掲載などを予定しておりまして、なにぶん本年度からの初めての取組でございますので、J A Lとも御相談の上、実現可能なものから順次取り組んでいきたいと思っております。

○4番（三角隆史君） 全国的にも有名な会社と連携をすることで、宇城市も観光物産両面で全国に発信することにより、ブランド力をつけ、関係業者の自信につながることを大変期待しております。

次に移ります。すみません、順番が前後しておりまして大変申し訳ありませんでした。大きい2番の（2）で三角東港の役割についてということで、先日県の方からワンピースですね、麦わらの一味が全て県北に配置されることになりました。4

案のうち3案に宇城市が入っていただけに、非常に残念に思います。市長はこの件に関し、県に対して追加設置を御要望をするつもりはありませんでしょうか。私は、三角東港にどうかとあえて県が候補に上げていただいたのに、最終的に却下になったことにどうしても諦めが付きません。市長のお考えを聞かせていただければありがたいです。

○市長（守田憲史君） ワンピースのキャラクター像の誘致が叶わなかったことについては大変残念な思いです。しかし、まだ諦めたわけではありません。今後ストーリーの展開次第では、キャラクターの追加の可能性もあると伝え聞いております。引き続きキャラクター像の誘致について三角東港に限らず、宇城市での最適な場所への誘致を続けてまいります。

○4番（三角隆史君） こればかりは市長に期待をするところであります、よろしくお願いをいたします。

次に移ります。観光戦略について基本方針が示され、日本航空（JAL）との連携についても具体的な方向性が示されました。そこで今後観光振興に向けて実施主体となる組織、また組織の柱となる人材の育成が急務と考えられます。そこで市としてどうお考えかお尋ねをいたします。

○企画部長（中村誠一君） 議員御指摘のとおり、様々な企画や提案など、三角地区のマーケティング委員会でも出てまいります、いざ実行するとなると、誰が実行するのか決まらずにそこで終わってしまうケースが多々あります。

主体となる組織、リーダーがいなくては、各種観光振興事業も実施できないということになります。これから観光戦略に掲げる様々な事業に取り組むにあたっては、事業主体となる民間事業者の活用や連携が実施できるかが鍵となります。今年度、宇城市観光物産協会が任意団体から一般社団法人化され、併せて地域おこし協力隊の協力によって徐々にではありますけれども、組織面と機能面が強化されております。会員数も125を数える団体でございます。今年度も観光振興事業を物産協会の方では多数計画されております。

観光物産協会につきましては、観光振興事業を推進する上では、中心的な役割を担っていただく団体ということで思っております。市としましても、連携・協力体制をとりながら事業展開を図ることが必要だと考えております。

○4番（三角隆史君） 観光振興を進めるにあたり、観光物産協会の果たすべき役割も非常に重要になってくるのは言うまでもありませんが、民間事業者との連携、活用が、今後の観光振興に大きな役割を果たすことも今後念頭に入れて事業に取り組んでいていただきたいと思います。

次に移ります。宇城市観光振興戦略における基本方針1、施策4にシェアリング

エコノミーの活用と受入環境の整備をうたっておられます。今後、三角西港周辺ではホテルの解体に伴い、駐車場を含む回遊拠点施設の整備を検討されていますが、そのことも含めて、市ではシェアリングエコノミーの活用をどのように考えているのかお伺いいたします。

○総合政策監（村上理一君） まず、シェアリングエコノミーでございますが、物・サービス・場所などを、多くの人と共有して利用する社会的な仕組みのことでございます。最近では個人住居の空き部屋を他人に貸し出す民泊サービス、あるいは自動車を個人や会社で共有するカーシェアリングが有名でございます。

宇城市観光振興戦略では、基本方針の1つとしましてシェアリングエコノミーの活用と受入環境の整備を掲げております。これは、「稼げる観光」への転換に向け観光消費を増加させるために、空きスペースや施設を活用した宿泊機能の強化に取り組むというものでございます。

現在、民間企業が三角町で検討中のトレーラーハウス、グランピングなど、こういったリゾート施設の整備におきましては、行政からの支援を行っていく予定でございます。また、キャンピングカーを利用して観光地を周遊する観光客が安心・安全に車中泊ができるような環境を整備したり、既存施設や古民家を活用した民泊・ホテル等の宿泊施設の整備については、交通事業者、ホテル事業者、金融機関などとの連携の下で、実現の可能性を検討するものでございます。

本市には、三角西港内の施設、物産販売所内のオープンスペース、空き店舗、古民家など未活用の施設も見受けられるところでございます。今年度から予定されております三角西港周辺のホテル解体後の駐車スペースも、その1つでございます。これからは、これらの既存施設を行政主体ではなく、民間企業や地域との連携協働の中で、このシェアリングエコノミーを活用した「宇城まち泊まりプロジェクト」を市内全域で展開できるように、あらゆる可能性を探ってまいりたいと考えております。

○4番（三角隆史君） 先ほども申しましたが、観光は食と宿泊の充実だと思います。今後、宇城市観光振興戦略に基づきこれらが実現されることを期待して、次の質問に移ります。

先ほど質問いたしました観光戦略については、稼げる観光を目指すということではありますが、今から質問させていただきます地域商社事業は、稼げる農業を目指すということで非常に興味深い取組だと思います。

そこで、この地域商社事業に対して、市は今後どのように取り組まれていくのかお尋ねいたします。

○経済部長（坂園昭年君） 地域商社事業とは、農産品などの地域産品やサービスの販

路を生産者に代わって新たに開拓することで、宇城市内外からの収益を引き出し、そこで得られた知見や収益を生産者等に還元する仕組みのことをいいます。

これまで、本市では一部の企業や団体が販路開拓やブランド化に向けた取組、商談会などへの参加等を行っていましたが、市全体としての取組が弱く、総合戦略に掲げる「地域産業の稼ぐ力を高める」「稼ぐ農業の推進」という課題解決に向けて、官民一体となった更なる取組が必要となりました。そのため、本年5月に宇城市地域商社推進協議会を設立し、本市の強みである農産物の売上げを伸ばす、市外からの外貨を稼ぐ、さらに弱みである農水産物加工品の売上げを伸ばすことをねらいとして、今年度から事業を展開することとしたものです。

本協議会の事務局は、有限会社アグリパーク豊野に置き、委員にはJ A熊本うき、市商工会、市観光物産協会などの団体や販路拡大に積極的な企業及び商店主がなっています。オブザーバーとして、県宇城地域振興局、株式会社日本航空、肥後銀行、熊本銀行に参加いただいております。

なお、今年度の具体的な取組としまして、首都圏・関西圏における百貨店・スーパー等への販売ルート確立・拡大、金融機関との連携による商談会の開催、パイヤーを招待した現地見学会の開催、既存特産品の新ラッピング化、J A L職員によるおすすめ品の選定、銀座くまもと館におけるうき物産フェアの開催などを予定しています。

これらの取組により、生産者や加工販売業者の収益向上につなげ、ひいては市全体の観光物産の更なる振興につなげていきたいと考えています。

○4番（三角隆史君） 地域商社事業を通じまして、生産者や加工販売業者の収益向上につながり、稼げる農業が実現できるよう今後の取組に期待をいたします。農業の繁栄は間違いなく宇城市の発展につながります。農業者の所得が増え、購買意欲が高まることで宇城市の経済の循環が良くなることを願っております。

次に移ります。市は、高島屋とも包括連携協定を締結されました。潜在力の高い我が宇城市の農産品及び特産品のブランド化を図る上で願ってもないことであります。そこで、締結までの経緯と今後の具体的な取組について伺いをいたします。

○総合政策監（村上理一君） 本市では、品質の良い特産品が多いものの、全国的には決して知名度が高いとはいえず、ブランド化の向上を図ることが課題の1つとなっております。

そのため、本市のふるさと納税の返礼品を、全国的に知名度が高く、特産品の開発・販売及び地域貢献にも積極的な老舗百貨店の高島屋との連携によってブランド化が図れないかと考えまして、本市から同社に連携締結について御提案をし、本年3月に包括連携協定を締結させていただいたところです。

連携内容といたしましては、1つ目が、ふるさと納税、2つ目が、地域特産品の開発・情報発信、3つ目が、その他、目標達成のための必要な事業、これらの3点でございます。

高島屋では、現在、市町村と連携した「ふるさと納税お礼品ガイド」という冊子を作成しております。本年4月から高島屋ふるさと納税ウェブサイトにおきまして宇城市の返礼品25品目の掲示を行っております。さらに、本年秋ごろからは新たにリニューアルされます、先ほど申し上げましたガイドのグルメセレクションというのがございますが、その中にさらに品数を増やして掲示を行う予定でございます。

これらのサービスは、高島屋のバイヤーが選りすぐりの特産品のみをグルメセレクションのカタログやふるさと納税のウェブサイト等に掲載しまして、高島屋のゴールド会員約23万人おりますが、ゴールド会員向けにカタログをお届けするとともに、一般の方に対しては専用サイトを通じてふるさと納税の返礼品として御紹介し、御寄附をされた方にこれらの特産品を提供するものでございます。

この取組によって、宇城市の知名度向上やブランド化に寄与し、ひいては本市におけるふるさと納税の寄附額の増加につながることを期待するものでございます。

なお、今後でございますが、このふるさと納税のほか、東京圏における物産フェアや販売ルートの拡大の面における連携の可能性についても模索してまいります。

○4番（三角隆史君） 本当に楽しい事業だと思っております。日本航空に引き続き、高島屋との包括連携協定、今後の宇城市の動向は、県外、市外からも目が離せなくなっているのではないかと思っております。ブランド化が成功すれば、民間事業者にも元気を与えます。この連携をいかして飛躍できる宇城市を目指していきましょう。よろしくお願いいたします。

次に移ります。市は、行政、地域課題の解決をI o Tの実装により実現させることを目的として、このたび宇城市地域I o T実装計画を策定されました。この計画を策定するまでの背景、計画の目的、概要について伺いいたします。

○総合政策監（村上理一君） 本市では、第2次宇城市総合計画に基づきまして、平成28年熊本地震からの早期復旧・復興を最優先で取り組んでおりまして、教育・福祉・観光などを充実させた「ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市（まち）」を目指して各種施策を推進しております。

しかしながら、これまでI o T、I C Tの利活用方策や情報通信基盤整備の取組が弱かった観点から、具体策を盛り込んだ情報化計画などの策定が喫緊の課題となっております。

そのため、総務省の「地域I o T実装支援事業」の採択を契機といたしまして、

国の支援を受けながら I o T 実装計画を策定し、今後の地域情報化推進の方向性を示すとともに、I o T、I C T の利活用を加速させ、将来は A I やロボティクスなどを使いこなすスマート自治体への転換を目指すことを目的として策定したものです。

本計画は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 3 年間としております。その中で特に優先的に取り組む分野といたしまして、熊本地震からの創造的復興及び有害鳥獣による農作物被害対策を推進するために、防災と農業の 2 つの分野を掲げて、I o T 実装システムの構築を検討することとしております。

まず、防災分野でございますが、豪雨・台風などの発生が予測される場合や大規模地震が発生した場合に、輻輳する市職員からの災害現場からの報告、国や気象会社等が発信する道路・交通・気象情報などを G I S の活用によって市の災害対策本部へ一元的に集約し、関係者がいつでも把握できるようにするとともに、指定避難所に避難された被災者が必要となる気象・災害情報、救援物資、行政情報などをデジタルサイネージを通じて提供できるシステムを構築するというものでございます。

また、農業分野におきましては、野生鳥獣による農産物の被害が急増し、中でもイノシシによる被害は深刻さを増しております。そのため、箱わなによるイノシシ捕獲について捕獲状況の確認作業の効率化を図る必要があることから、イノシシの出没・捕獲状況をセンサーで検知し、猟友会や農家等の捕獲者のスマートフォンにメール通知することで、捕獲歴を表示できるようにするとともに、出没・検知情報をリアルタイムで収集し、G I S 上で表示することで一元管理するシステムを構築するものでございます。

なお、本計画に掲げるその他の分野といたしまして、教育、行政・働き方改革、観光、福祉、地域ビジネス、情報基盤等を挙げております。「公共施設予約・決済システム（仮称）」あるいは「観光ルートガイドシステム」「電子感謝券の導入」「市内全域への光ファイバーの整備」などについて、対象期間である令和 3 年度までの間に I o T システムなどの構築に向け、具体的な検討に入り、実現可能なものから順次構築することとしております。

○4 番（三角隆史君） この計画によると、優先的に取り組む事業として防災分野と農業分野を示されています。そのうち農業分野は、イノシシ捕獲作業の効率化を図ることを目的とした有害鳥獣捕獲システムの構築は、既に本年度予算に計上され、導入に向けて動いているものと認識していますが、防災分野の災害情報共有システムについては、どのような進捗状況であるのかお伺いいたします。

○総務部長（成松英隆君） 宇城市の防災情報共有システムの構築にあたりましては、現在、熊本県において、防災情報共有システムの構築に向けた検討が進められてい

ることから、その仕様や運用方法を十分に精査した上で、県のシステムでは対応できない、宇城市内の災害現場等のきめ細やかな情報集約や市災害対策本部から発信される情報を、住民や職員等へ直接的に提供できるシステムの構築を、まずは県のシステムを精査の上で実現可能なことから進めてまいりたいと考えております。

○4番（三角隆史君） 本市では、平成28年に熊本地震を経験し、この地震の教訓を市では平成28年の熊本地震の対応にかかる検証として整備をされ、災害対応の状況の整理と問題、課題の洗い出しをされたと同っています。この検証報告においても、災害対策本部における災害情報等の共有化、避難者への円滑な情報提供、行政職員同士への情報伝達の迅速化、共有化が課題として挙げられています。市民の安心・安全な暮らしを守り抜くという観点からも、これらの問題をこのＩｏＴシステムの活用によって、早急に取り組む必要があると思います。市民の皆さんの安心・安全のためですので、システムの構築の実施に向けて取り組んでいただきますようお願いして、次の質問に移ります。

先月会派の研修でＪＲ肥薩線の大畑駅に行ってきました。人吉インターチェンジから車で約20分のところではありましたが、途中の道は非常に険しく道も非常に狭く、また標高も高く、到底たくさんの人が来るとは思えない場所にありました。しかし、駅の隣にある旧保線詰所を改装したレストランは、予約の人でほぼ満席の状況でした。料理もすばらしく、是非我が宇城市にもこのようなレストランが駅の構内にあれば交流人口の増加につながるという思いになりました。そのレストランは民間の会社が運営されているそうです。

そこで、宇城市にもこのような民間の会社の進出がないものかお伺いいたします。

○企画部長（中村誠一君） 議員が視察された人吉市では、兵庫県の丹波篠山などで古民家再生の実績を持つ民間事業者の株式会社NOTEが、人吉市や地元金融機関と連携して、歴史的建築物を活用して地域を活性化しようという取組がなされています。昨年9月には、ＪＲ肥薩線の大畑駅の旧保線詰所を利用して、昨年レストランを開業され、さらに今年8月には、同線の矢岳駅近くの旧駅長の官舎をリノベーションして、宿泊のホテルとして開業される予定です。

大畑駅、矢岳駅とも1909年（明治42年）に当時の鹿児島本線として開業され、両駅とも当時の駅舎が現存しております。現在は無人駅となっております。

今回、レストランに転用されたのは開業時に建てられた旧保線詰所で、ホテルも開業時に建てられ国指定の登録有形文化財となっている建物で、民間事業者と自治体、銀行が連携した取組によって実現した事業となっております。

宇城市でも、起業・創業や観光物産振興など様々な分野において、民間事業者の力を活用するべく連携を進めております。事業をスピーディーに実現し、継続的な

事業とするには、民間の力が重要な鍵となります。

現在、不知火町の松合地区では、千軒協議会という地域おこし及び活性化のための組織が立ち上がり、にぎわい創出などの地域活性化のための会議を開催されています。松合地区にある古民家を改修して、宿泊施設や特産品加工場にしようという活用案が今検討されています。

しかしながら、協議会だけの力では、そのノウハウもなく資金計画も進まないということで、民間事業者の活用も検討されています。

市も、その取組が実現するように協力体制をとりながら、地方創生のモデル事業として位置付けをして進めています。このような取組をきっかけとして、他の地域での地域おこしが波及することを期待しているところです。

○４番（三角隆史君） この株式会社NOTEという会社は、地域おこしにおいてたくさんの方の成功事例を持っていると聞いております。各地で成功を収められている民間活力の導入をすることで、地域が生まれ変わるということを実体験するということで、今後の地域を担うものとして一本立ちできるよう成長しなければならないと思っております。今後１人でも多く地域振興、観光振興を担う方が出てくることを願って私の一般質問を終わらせていただきます。

６月一杯で宇城市を後にされます村上総合政策監、短い間でありましたが共に仕事ができ、有意義な時間を共有できたことに感謝を申し上げます。総務省に戻られてもきっと活躍をされることだと思います。期待をしております。これをもちまして終了いたします。

○議長（長谷誠一君） これで、三角隆史君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

明日２１日は、午前１０時までに本会議場に御参集願います。

どなた様も御苦勞様でした。

—————○—————

延会 午後２時０１分

第 4 号

6 月 2 1 日 (金)

令和元年第2回宇城市議会定例会（第4号）

令和元年6月21日（金）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | | 一般質問 |
| 日程第2 | 報告第4号 | 平成30年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について |
| 日程第3 | 報告第5号 | 平成30年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第4 | 報告第6号 | 平成30年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について |
| 日程第5 | 報告第7号 | 平成30年度宇城市水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第6 | 報告第8号 | 平成30年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第7 | 報告第9号 | 平成30年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について |
| 日程第8 | 議案第49号 | 宇城市再建住宅条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第50号 | 宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第51号 | 宇城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第52号 | 宇城市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第53号 | 宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第54号 | 宇城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第55号 | 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第56号 | 令和元年度宇城市一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第16 | 議案第57号 | 工事請負契約の締結について（不知火防災拠点センター新築工事） |

- 日程第 17 議案第 58 号 工事請負契約の締結について（松橋中学校武道場他改築工事）
- 日程第 18 議案第 59 号 工事請負契約の変更契約の締結について（宇城市松橋総合体育文化センター大規模改修工事）
- 日程第 19 議案第 60 号 財産の取得について（宇城市立小学校電子黒板機能付プロジェクター等）
- 日程第 20 議案第 61 号 財産の取得について（小学校情報教育システム）
- 日程第 21 議案第 62 号 財産の取得について（宇城市学校給食センター厨房機器）
- 日程第 22 議案第 63 号 宇城市市道路線の廃止について
- 日程第 23 議案第 64 号 宇城市市道路線の認定について
- 日程第 24 議案第 65 号 新たに生じた土地の確認について
- 日程第 25 議案第 66 号 字の区域の変更について
- 日程第 26 議案第 67 号 宇城市三角地域過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 27 議案第 68 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第 28 議案第 69 号 財産の取得について（海東災害公営住宅）
- 日程第 29 議案第 70 号 財産の取得について（小野部田災害公営住宅）
- 日程第 30 発議第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に関わる意見書の提出について
- 日程第 31 同意第 3 号 監査委員の選任について（木村 和弘氏）
- 日程第 32 同意第 4 号 教育委員会委員の任命について（河野 真理氏）
- 日程第 33 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について（村岡 純子氏）
- 日程第 34 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について（畑野 秀昭氏）
- 日程第 35 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（21 人）

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 番 原 田 祐 作 君 | 2 番 永 木 誠 君 |
| 3 番 山 森 悦 嗣 君 | 4 番 三 角 隆 史 君 |
| 5 番 坂 下 勲 君 | 6 番 高 橋 佳 大 君 |
| 7 番 高 本 敬 義 君 | 8 番 大 村 悟 君 |
| 10 番 溝 見 友 一 君 | 11 番 園 田 幸 雄 君 |

12番 五嶋 映司 君
 14番 河野 正明 君
 16番 河野 一郎 君
 18番 入江 学 君
 20番 中山 弘幸 君
 22番 岡本 泰章 君

13番 福田 良二 君
 15番 渡邊 裕生 君
 17番 長谷 誠一 君
 19番 豊田 紀代美 君
 21番 石川 洋一 君

4 欠席議員は次のとおりである。(1人)

9番 福永 貴充 君

5 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉澤 和弘 君 書記 西村 光代 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長	守田 憲史 君	副市長	浅井 正文 君
教育長	平岡 和徳 君	総務部長	成松 英隆 君
総合政策監	村上 理一 君	企画部長	中村 誠一 君
市民環境部長	稼 隆弘 君	健康福祉部長	那須 聡英 君
経済部長	坂園 昭年 君	土木部長	成田 正博 君
教育部長	吉田 勝広 君	会計管理者	横山 悦子 君
総務部次長	天川 竜治 君	企画部次長	杉浦 正秀 君
市民環境部次長	松川 弘幸 君	健康福祉部次長	西岡 澄浩 君
経済部次長	黒崎 達也 君	土木部次長	梅本 正直 君
教育部次長	豊住 章 君	三角支所長	原田 文章 君
不知火支所長	濱口 博隆 君	小川支所長	篠塚 孝教 君
豊野支所長	園田 郁夫 君	市民病院事務長	伊藤 博文 君
農業委員会事務局長	白木 太実男 君	監査委員事務局長	山本 裕子 君
財政課長	木見田 洋一 君		

開議 午前１０時００分

—————○—————

○議長（長谷誠一君） これから、本日の会議を開きます。

本日、９番、福永議員より体調不良による欠席届が出ております。

まず、報告事項を申し上げます。市長から追加議案が提出されております。提出議案はお手元に配布いたしております議事日程記載の日程第２８、議案第６９号、日程第２９、議案第７０号、日程第３１、同意第３号及び日程第３２、同意第４号であります。

—————○—————

日程第１ 一般質問

○議長（長谷誠一君） 日程第１、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、７番、高本敬義君の発言を許します。

○７番（高本敬義君） 皆さん、おはようございます。議席番号７番、うき未来２１の高本です。今朝も、さしより野菜から元気に食べてきました。野菜を先に食べると、あとの白飯もうまくて少し腹が出てきましたので、皆さんも健康には十分留意してください。

早速ですが、通告に従いまして質問を行います。まず、大きな１番、子育て支援、幼児教育・保育無償化ということについてまず御質問をいたします。

国会も会期末を迎え、ややゴタゴタしているようですが、来月にはまた参議院選挙が行われようとしております。今国会中に今日質問しています幼児教育・保育の無償化、主に３歳から５歳児に関するところですが、子ども・子育て支援法の改正案が可決されたところです。御存知のように１０月に実施されようとしている消費税の増税、増収分を財源として無償化を導入しようとするものでありますが、私自身も無償化そのものに反対するものではありません。むしろこの少子化の中で、社会的に子育て支援の環境を整えるという意味でも、導入すべきという政策ではなかろうかとは思っております。ただ今回の制度導入にあたって消費税の引き上げそのものに反対する御意見もありますし、無償化よりはむしろ待機児童の解消とかそこに働いている保育士さんたちの処遇改善が先ではないかという政策の優先順位に問題ありという指摘する声も聞かれます。

このような今回の無償化の制度、執行部はどのように受け止めておられるか見解をお尋ねいたします。制度の概要につきましては、次の質問で答弁をお願いしたいと思いますので、あとは質問席から行います。よろしくお願いします。

○市長（守田憲史君） 幼児教育・保育を無償化する改正子ども・子育て支援法が国会で成立し、今年１０月から保育所や認定こども園等の３歳から５歳児と、０歳児か

ら2歳児の住民税非課税世帯の児童の保育料が原則無料になります。それ以外にも無償化については幅広い範囲を対象としており、関係部署にその対応について遺漏の無いよう指示をしているところです。

無償化に伴う財源については、10月に予定される消費税率引き上げに伴う増収分を充てることが決定されており、本年度については国に係る費用の全額を、次年度以降は国、県、市でそれぞれの負担割合を支出することとなりますが、公立の施設の無償化分については全額市の負担となり、現行の公立施設に対する市の支出額は増えることとなります。

ともあれ、この制度により子育てを行う家庭の経済的負担が軽減されることで、日本が直面する最大の課題である少子化対策への一助として期待されているものと認識しております。

○7番（高本敬義君） 冒頭に言いましたように、いろいろ課題、問題はありますが、基本的にはいい制度だろうという認識を持っていただいたと思います。

それでは次に、最近この施策もですが、最近の国の施策の多くが経済対策、俗に骨太方針などにもっと根本的なところは経済財政諮問会議等々、そこらあたりから端を発したものとなっているように感じておりますが、この無償化も同じような発想で、これは勉強会に行ったときの先生のお話なのですが、当面人口減少、労働者不足そういったものに対する経済対策として、子育て世代のちょうど30代の女性の方、子育て世代の女性を就労に駆り出して、その年代の就業率はある意味当然少し下がっています、現状。それを80%台ぐらいまでこれから先引き上げていこうと、そういった労働力不足を補おうとする国の思惑を実現させる。そのために打ち出された施策というふうな専門家の方の分析もありました。純粋に子育て支援の視点で提起された施策とは、やや言いがたい面もあるというふうに感じております。

それでは、小さな2番目、この制度が導入される場合の財政面での概要、先ほど市長も若干触れられましたけれども、概要をお尋ねしたいと思います。既に、県による概要の説明会が各自治体の担当者宛てに行われたと聞きますが、それを踏まえて無償化に係る財源、無償化の助成の対象、預かり保育はどうなるんだろうか、無認可はどうなるんだろうか、食費や教材費はどうなるんだろうかなど、少し細かな点に入っていくかもしれませんが、できる範囲で簡潔に答弁をお願いしたいと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） 若干、市長の答弁と重複する部分もあるかもしれませんが、お答えいたします。

本制度について、国は消費税増収分を活用し、必要な財源を確保するとし、負担割合については国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1を負担することとされ

ております。なお、初年度に限って、要する経費については全額国費で負担をされることとなっております。

主な対象は、保育園及び認定こども園等に通う３歳から５歳までの保育料、また０歳から２歳までの住民税非課税世帯の保育料が無償化の対象となります。

しかしながら、保育料以外の教材費及び食材費等については、施設による保護者からの実費徴収を基本としております。

教材費は、今までも施設による保護者からの実費徴収でございまして、また食材費における主食費、御飯の分ですね、についても園へ直接納められているため、無償化後も方向性は変わりませんが、食材費における副食費、いわゆるおかず代については、これまで保育料に含め、第３子以降無償化の対象世帯からは徴収しておりません。今回の無償化措置後に食材費を徴収するとなると、保護者の負担は結果的に増えることとなります。

今回、国が定めた無償化施策については、まだ不透明な部分があることから、市が独自に行う第３子保育料無償化の施策を含め、副食費等、無償化対象外費用の取扱いについては、国及び県の動向を見極め、また近隣市町及び関係機関と連携を取りながら、その方向性について慎重に議論していきたいと考えております。

財政面については、無償化に伴い、対象世帯の保育料負担がなくなるため、保育料収入はなくなりますが、国及び県の負担金の増額が見込まれることから、今までよりも市の純粋な負担額が減ることが想定されますが、現時点において影響額等の算出が明確にできない状況です。

なお、本制度については、今まで市で把握する必要がなかった認可外保育施設及び企業主導型保育施設等を利用する児童等についても、市が保育の必要性を認定した場合、限度額までは無償化の対象となるため、対象者の把握と認定業務に伴う業務量の増加が予想されます。

制度移行への対策といたしまして、１０月からの実施に向け、現行の子ども・子育て支援システムの改修と合わせ、人材派遣業務委託にて想定される事務量の増加に対応すべく、本議会において補正予算を計上させていただいており、今後は関係機関等と連携を取りながら、制度の実施に向けて取り組んでまいることとしております。

○７番（高本敬義君） 概要については大体分かりました。今答弁にありましたようにまだ不透明な部分も多々あるということで、これから本格的な準備というふう to 受け取りました。混乱のないように万全を期してほしいと思います。

財源についての考え方について、再確認を少しさせてください。よく標準的な保育園の話で標準的な保育料が３７，０００円とかそういう表現をされますが、例え

ば仮に36,000円とした場合に、無償化の負担額、先ほど公立、私立の話がありました、私立の場合、国が18,000円、県が9,000円、市が9,000円ということで、公立の場合は、市が36,000円という理解をしてよろしいのでしょうか。

○健康福祉部長（那須聡英君） 運営費そのものの全体を、公立については全額を負担するということになります。

○7番（高本敬義君） 細微にあたっては若干の誤差があるかもしれませんが、基本的な考え方は先ほど言ったような形でよろしいですよ。その上に立って、これは財政の方かもしれませんが、この部分の交付税の算定というのはどうなるのかなと思ひまして、私立の場合も公立の場合も市の負担は金額的には違いますけれども、市が負担した額が交付税算定の折の基準財政需要額として加算されて、しかもそれに見合う相当額が交付税として算入されてくるという考えでいいのでしょうか。確認です。お尋ねです。まだ不確定だったら、不確定で結構ですが。

○財政課長（木見田洋一君） 保育園関係の交付税算入額ということですが、公立保育園の管理運営費につきましても交付税措置がなされているのは事実かと思ひます。ただし、財政予算編成上の実務といたしまして、交付税につきましては、あくまでも用途を特定しない一般財源という意味合いがございます。それと加えまして、交付税の算定区分と各自治体の予算区分については合致していないと、加えて、各地方公共団体については、単独事業の分について交付税として見られていない部分が多々あるというところを踏まえまして、当然ほかの事業と合わせまして優先事業、また必要性に応じて予算編成をしていくものと交付税上考えております。

ちなみに参考までですけれども、交付税算定上につきましては平成15年三位一体改革ですかね、その当時の算定額のままとまっているという現状もございます。

○7番（高本敬義君） 少しややこしい部分はあろうかと思いますが、基本的に何に使うんぬんということでなくて、基準財政需要額に算定できるかどうかというのを確認したかったわけです。また、改めて一緒に勉強させていただければと思います。

今話をしたのはなぜかと言いますと、先ほど健康福祉部長も答弁されました宇城市が単独でやっている第3子の保育料の無料化、無償化が現在やられています。その分と合わせて、消費税も実際来年度から財源としてきちんと使うようになった場合に、予算上相当額の余裕というか、余力というか発生するのかなというふうな素人目の考えなんです、その場合に、もしそういう財源が何がしかあるとするならば、この新たな次の子育て支援の対策ということで、例えば、保育士の人材確保が大変なこの時期に保育士の処遇改善に充てるとか、学校の学童保育の充実に向けるとか、またさらには、学校給食の無料化、以前この本議会の一般質問でも何人か

出ておりましたが、そういうことに充てていくとか、そういうことも是非何か検討をしていただければということを提言したいと思いますが、執行部の見解をお願いしたいと思います。

すみません、きちんといいませんでした。今は、本制度に伴う対策についてという(3)についての質問に入りましたので、よろしくお願いいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 先ほど高本議員から御紹介がありましたけれども、本制度についての県の説明会が、つい先日開催されたところです。まだ未確定な部分がかかなりございまして、影響額の算定が明確にできないような状況となっております。

また、現段階において、認可外保育施設並びにその他の市が直接関わっていない施設を利用する無償化対象児童にかかる経費が算定できない状況でございますので、影響額については今後の対象者を把握する過程にて試算できることとなります。

今回の無償化により、市の財政負担については少なくなることが予想されますが、先ほど申し上げましたとおり、制度自体にまだ不透明な部分がありますので、今後も調査・分析を行って、精度を高めた上で影響額を試算した後の協議・検討を予定しております。

○7番（高本敬義君） 先ほど申しましたような意見、要望を提案しておきますので、是非御検討をお願いしたいと思います。

それと、今出ました認可外の方の取扱いについて今回の制度の担当部局は既に御存知と思いますが、やや問題点は、従来公費を支援してこなかった認可外に対して、今後その施設の運営の改善を整備するという条件、5年間の猶予を付けて認可外にも今回の無償化を適用するというふうな説明を書物で読んだことがありますが、そういう問題点は抱えながらの今回の制度であるということも是非認識をしておいてほしいということが1点と、もう1点は認可外が悪いんじゃないくて、基本的には好んで認可外に行く人はまずいないと思います。やっぱり認定されたこども園だったり、保育園だったり、幼稚園というところを求めて行かれると思いますが、そういうところに行けないから認可外だろうと思いますので、そのことも是非肝に銘じてこの制度の運用を進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。大きな2番の待機児童の問題です。本市も法律に基づいて子育て支援計画を立てられて、平成でいくと27年度からだったと思いますが、新しい制度の下に、質の高い教育・保育、それと保育の量的な拡大・確保などを大きな柱に据えてこられましたが、以前の一般質問でも言いましたけれども、宇城市の子ども・子育て支援計画は、やや保育等の量的な確保が中心になっていて、質の向上確保というのは余り記述がありませんけれども、そのことはまず今日はおいて、

この計画の進捗状況、特に待機児童の関連でどうだったかという説明をお願いしたいと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） 待機児童の推移ということでお答えをいたします。高本議員が話されましたように、宇城市は平成27年度に子育て支援施策の具体的かつ総合的な計画として、「すこやか宇城っ子プラン」を策定し、就学前児童の教育と保育の量の見込みと、提供体制の確保策を定め、需要に応じた供給ができるよう努めてまいりました。

過去の待機児童数については、年度当初4月1日の数値を見ますと、平成27年度が2人、平成28年度が8人というような状況でございましたが、平成29年度及び平成30年度については待機児童ゼロという状況でございます。

○7番（高本敬義君） 数値的なもので今説明をいただきましたが、待機児童がゼロという状況は、今年度どうなのかというのは後でよかったらまた追加して報告していただければと思うんですが、これくらいの待機児童の数であれば、私が聞こうと思ったのは、例えば旧町単位で待機児童の数のアンバランスとかあるんでしょうかというところを聞いたかったんですが、そういうのは特段ないということですか。旧町の中での待機の。

○健康福祉部長（那須聡英君） 旧町単位で申し上げますと、どうしても松橋町の方に希望が集中いたします。希望としては第1、第2、第3希望まで出せるというようなことで、保護者の方から入所希望が上がりますけれども、第1希望が松橋を希望されていても、第2希望の小川だったり、豊野だったり、不知火であるというような場合があります。希望自体は、松橋に一極集中というような状況でございます。

○7番（高本敬義君） 松橋に集中と言いながらも、先ほどの報告でいくと前年度、前々年度は待機がゼロという状況で、その待機状況の報告の月にもよってくるのかどうか分かりませんが、待機児童がこれだけの数、余り多くないということになってくると、行政としても宇城市としても、その待機児童を解消するという方策はそんなに重きを置いてはいらっしゃらないということになりますか。普通に募集して申し込みがあれば、大体大まかには入所、入園できていくというような状況なんですか。

○健康福祉部長（那須聡英君） 先ほど申しあげました推移は、4月1日の数値でございます。それ以降になりますと、新たに生まれた子どもさんとか、その辺の入所希望が上がってきます。年度末になると待機が発生するような状況でございますので、特に先ほど申しました松橋に一極集中しているということで、新園募集等も行うような処置を取ったということです。

○7番（高本敬義君） それでは、(3)の待機児童解消の方策についてということでお

尋ねたいと思うんですが、今の話と関連するんですけれども、夏から秋から冬にかけて、少しまた新生児の分が待機に加わってくるということでありますけれども、以前だと定員というか定数というか、100とか60とか120とかあったわけですが、今は少しそういう規制が緩和されてきて、柔軟に対応されているというお話も聞きましたけれども、各園の充足率というのは大体90%以上超えているんでしょうか。それとも90%もいかないとか80%とか、そういう園もあるんでしょうか。何を聞きたいかという、保育士がいないから子どもを受け入れられないという実態はないでしょうかというお尋ねを含めてです。

○健康福祉部長（那須聡英君） 社会福祉法人の場合は、職員の確保は大体できておりますので、認可の定員が100とすれば利用定員は120というような20%ぐらいの上限を超えた受け入れが可能となっております。ただ、公立については募集等を行っておりますが、職員が見つからないような状況が続いておりますので、定員を若干割っている状況でございます。ただ、希望自体には社会福祉法人の入所というようなことで応えられているというような状況でございます。

○7番（高本敬義君） 法人の方は、充足率もほぼ100若しくは100オーバー超というような状況という御説明ですが、法人の方には不足していると言われる保育士さんたちも結構就業されていて、公立の方には職として求めてこれられないということなんでしょうか。

○健康福祉部長（那須聡英君） 法人の方でも障がい児の対応であるとか加配を付けたいというようなことで募集等を行っておられますけれども、これは全国的なお話でございますけれども、保育士離れというのが進んでおりまして、募集をかけらえている園もございます。ただ、今の状況としては利用定員を超えるような受け入れができていないというような状況でございます。

○7番（高本敬義君） 3回目になりますので、この件については最後になると思いますが、待機児童解消の方策に、私は1つには保育士の処遇改善も有効になるのではないかなというふうな考えを持っています。ですから先ほどの保育・幼児教育の無償化の折に、次の次善の策として保育士の処遇改善はできないですかという要望を出したわけですが、それについては、少し詳細な調査がまだでき兼ねるということで、まだ答弁が頂けなかったわけですが、待機児童解消の方策ということで、今回は松橋に新たな保育園が新設されますので、来年度以降は若干そういうところで余裕ができていくんでしょうが、基本的には施設を、先ほど子育て計画の中で言いました保育の量の確保をすれば、待機児童は確保できるそれだけでいいというお考えでしょうか。

○健康福祉部長（那須聡英君） 今回の制度改正で、保育料が無償化というようなこと

になります。そういうことでまだ希望は増えてくる可能性もございます。制度自体が始まってみないと分かりませんが、松橋の新園だけでも足りない状況も想定されます。今年がすこやか宇城っ子プランの改正の時期でございまして、その辺も含めて委員の皆さんと協議をしていきたいと思っております。

○7番（高本敬義君） 質の高い教育、保育ができるそういう環境を整備するという意味でその1検討項目に、今も実際国の制度の中で、保育士の処遇改善とか研修費の補助とか重々やっておられるのは知っておりますけれども、今後もそういうことも含めて処遇改善もその対策の1つに入れていただければなと思っております。

余談ですが、松橋町曲野の新しい保育園が「何も見えないね」と言うお母さん方の声も聞きました。今の段階で、来年に向けて建物の整備が間に合うんだろうかねという心配もされていました。これはもう答弁はいりませんが、そういう状況のようです。

次に、大きな3番、学童保育の状況についてお尋ねをしたいと思います。この4月から、小学校の部活動が社会体育に移行され、そちらの方は大変な保護者さんたちの努力もあっているんだろうと思いますが、今日はその社会体育化の問題はさておいて、学童の方への影響、入所とか利用状況、課題等はなかったんだろうかなと。併せて、これは以前からの質問、要望ですが、支援員の配置が十分できているかどうかということと、保護者運営をされている学童については、運営主体の見直しをしてほしいというのを以前から言っていましたが、そのことについての検討等が何かあれば、報告なり説明をお願いしたいと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） 皆さん御存知だとは思いますが、宇城市には15か所の学童保育所がございまして、市直営が2か所、保護者運営が9か所、保育園等の法人運営が4か所という状況で運営しております。本年度の学童保育所の利用人数は、昨年度の695人から735人と増加している状況でございます。

放課後児童支援員につきましては、多少の入れ替わりがっておりますけれども、既定の人数は確保されているような状況です。しかし、1学童で待機児童が数人おりまして、指導員が増員できれば受入れができる状況となっております。保護者会では、ハローワークのほかタウン情報誌への掲載等で募集をかけられておりますが、本市としましては、庁内掲示板への広告掲示や市広報紙に掲載するなどの協力体制をとっているところです。

放課後児童支援員につきましては、毎年資格取得の研修や職員の資質の向上のための研修が県主催で開催されておまして、認定資格修了者も増えているような状況です。

本市では、毎年数回保護者運営の代表者と意見交換会を行っております。交換会

では、様々な御意見を伺い、運営上の不安や負担が軽減できるよう支援に努めているところです。なお、不知火学童保育所では保護者の意向に沿って、来年4月の法人運営移行に向けて引継ぎ等準備を進めているところです。

今後も、新放課後子ども総合プランの趣旨に則り、次代を担う人材を育成するため、児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学童保育所や放課後子ども教室の運営等について、教育委員会と連携をとりながら協議を進めてまいりたいと考えております。

○7番（高本敬義君） 不知火のそういった運営主体の移行ということで、それはそれなりに良かったかなと思います。1つこれはお願いというか要望ですが、そこに働いておられた指導員、支援員の方も、できればそのままそこでその法人の管理の下に働けるような支援を行政としてやっていただければいいんじゃないかなというところが1点と、もう一つは年に数回支援員の方々との懇談会の中で、いろんな声が聞こえてきますというような話ですが、どんな声が、課題が一番要望とか声としては多いんでしょうか。

○健康福祉部長（那須聡英君） まず最初の支援員の雇用については、法人とそのようなお話をしております。できるだけ今おられる方を継続雇用してくださいということで、法人の方も了承されているところです。

2番目の保護者との意見交換会で支援員との意見交換会ではございませんけれども、運営負担の話が一番多くございます。それと保護者運営で事務の負担、給与体系であるとか労務管理が大変であるというような意見が、ほぼ大半を占めているかと思います。

○7番（高本敬義君） 運営というか経営者側的な立場に立てば、大変なところがあるかと思いますので、これからもいろんな助言なり一緒に支えていくような体制をお願いしたいと思います。

もう1点は、先ほど695人から735人に増えたということで、今回は学校の社会体育化というそういう節目のことで増えていったんだろうと思いますが、この前段で話してきたこの無償化の影響、例えば小学生の子どもがいて、下に保育園がいて、そのことが無償化になった、じゃあ自分も仕事に行こうというようなことが少しこれから出てくる。そういったことの節目で、また学童が増える可能性はありはしないかということも懸念しますので、そういった意味も含めての対応を少し念頭に置いていただければいいかなと思います。

次に、大きな4番、人事行政についての質問に移りたいと思います。まず1点目は退職及び採用者の推移についてということですが、事前の打ち合わせの中で数的なものをいただきました。過去5年間、平成26年から平成30年までの5

年間、定年で辞められた方、トータルで83人。そのほか早期退職、自己都合、その他ということでこの方々が5年間で30人。83人の定年に30人の早期、自己都合等々です。合わせて113人の方がこの5年間で退職をしていかれました。私が少し問題にしたのは、この早期とか自己都合とかいう、これがやや多くはないのかなというふうなところを感じております。平成29年度は早期3人、自己都合3人、その他1人。平成30年度も早期3人、自己都合6人、その他2人ということで辞められております。中途退職者が多いような感じがしますが、現状をどういうふうに見ておられますか、お尋ねをいたします。

○総務部長（成松英隆君） 議員御案内のとおり、定年退職、早期退職、自己都合というものがございます。まず退職の事由は、自営業への転職をされる方、あるいは県職員へ転職される方、もう一つはやはり問題のあった体調不良の方、それと入庁したけど現実と理想のギャップ、入ってみてこれはちょっと違うなということころがあるなど色々抱えられております。一人ひとりがどうというのはございませんが、多くは次の自分の将来に向かってステップアップをされる方が多いのではなかろうかと我々の方では確認しております。たぶん問題にされるところはメンタル部分の面で辞められたのはどういうことなんだろうということころじゃなかろうかと思えます。メンタルの面で申しますと、平成29年度はお一人でございます。平成30年度はお二人でございます。残りの方はステップアップということで認識しております。

○7番（高本敬義君） 確かに、自営業とかほかの公務員に移っていく、いろいろおられるようですが、今もそうでしょうけれども、公務の仕事は大変でしょうけれどもやっぱりやりがいのある仕事だと私は思っています。そういう職場から離れていきたいと思うことが何か問題ないのかなとよく感じるんです。ですから、そういう先輩諸氏も中堅とか若者に対するフォローもいっぱいしてはもらえると思いますけれども、是非今後もそういったメンタルとかそういうことになりにくいような職場環境というか話がしやすい、ものが言いやすいそういう雰囲気を是非つくってほしいなと思います。

先ほど少しあれしましたが、採用については基本的には今の総務の宇城市の考えは、前年度末の退職予定者の数、それをカバーする程度の職員を採用していこうという大きくはそういう方針だろうと思います。近いところでいくと平成28年が16人退職に次の4月が13人採用、平成29年の末は24人退職で新規採用が20人、平成30年末に28人退職に採用が20人ということで、ここに若干の差があるようですが、今年の4月の広報で昨年あたりから、試験の募集の時期を早めてやっておられますが、広報を見ると大卒のAの試験というのが20人、Bの試験とい

うのが8人、これで28人。これには高卒はまた秋口にあるんでしょから、それがまたプラスされる。この後の質問にしますが、障がい者の雇用もまた計画があればまたそれもプラスされる。必要な人員が確保できるということはそれはそれでいいんですが、計画的というかそういう意味ではこれでいいのかなという。例えば手元に今年は何人、来年は何人、再来年は何人ぐらいというのがお分かりになれば、そのことも含めて、採用計画などを今年度の職員募集に関連して答弁いただければと思います。

○総務部長（成松英隆君）　ここ数年、採用予定者数の確保が困難な状況が続いているところは、議員御案内のとおりでございます。要因の1つとしましては、職員採用試験の受験者数が減少傾向にあることが挙げられます。これは全国どの自治体においても、同様の傾向ではないかと推測しているところでございます。

近年の就職戦線は、景気回復に伴いまして、学生優位の売り手市場が続いており、民間企業が待遇改善を行うということで、民間企業の志望者が増加し、それに伴い公務員の志望者が減少しているようであります。加えまして、本市同様、他自治体においても、優秀な人材を確保するねらいから試験の前倒しを始めており、これにより複数の受験が可能となり、結果的には採用辞退者も増加していることも要因の1つではなかろうかと思えます。

令和2年度採用予定者が多いのではとの御指摘でございますが、今回採用予定者は24人と計画いたしております。これは元年度採用予定者数25人に対して、急に自己都合退職や採用辞退などの理由により5人が前年度充足しておりませんでしたので、その分を含めているものでございます。採用計画は、退職補充がベースとなりますので、定年退職11人と早期退職などの対象の想定を8人といたしますと、不補充分を除く採用予定者と退職予定者との比率は大体1対1となっています。

正規職員数は、類似団体、昨日原田議員のときに申し上げましたが、比較しても遜色なく、定員管理の適正化を引き続き進めておりますので、年度での若干の増減がある場合もございますが、再任用職員の任用も見込まれることから、増員計画までには至っておりません。短期的な事務事業の増加は、任期付き職員などを弾力的に配置予定であります。

また、追加試験でございますが、本年度は大卒程度の本試験を4月と7月の2回、高卒程度の本試験を9月に1回予定しています。

○7番（高本敬義君）　人を雇うんですから、大変な作業だろうと思いますが、必要な人材ですので十分検討しながら対応してほしいと思います。

1点気づいたところがあります。受験者数が減ってきたということは、大変と思いますが、例えば10人採用するときに30人とか40人来ると思うんですね、

以前は100人来ていたのが50人ぐらいになったという、そういう現象はあると思うんですが、一次試験で今もその試験の方法は若干変わっていますが、点数で羅列して上位で合格点を出して10人に対して20人ぐらいという。その20人の一次試験の合格者を確保するに足りないというような状況ではないだろうというふうに、これは推測です。ですから、答弁はいりませんけれども、そういう状況であろうと推測しますので、例えば一般的に国家公務員あたりでもやっておられる名簿登録制度で対応して、1人減員になったときには、Aさん、あなた7月からどうでしょうかというそういう名簿作成の対応も少し検討しながら、職員採用に臨んでいただければというふうに思います。要望だけしておきます。

次に、障がい者の雇用についてですが、昨年雇用率の問題がいろいろ取り沙汰されて、国も地方団体も一気に募集試験をやってきたわけですが、先だって新聞には国の段階でも配属先の業務とのミスマッチのために、中途退職が若干あったという報道もありました。それで宇城市はどうなのかということをお尋ねしたいということ、この4月号の広報ですが、障がい者の任期付短時間職員4人程度募集ということ載っていました。任期付きにした理由は何でしょうか。

○総務部長（成松英隆君） 障害者雇用促進法で規定されました国及び地方公共団体に課せられている法定雇用率は2.5%でございます。同法施行令により基準日を毎年6月1日と規定してありますので、本年度当該基準日現在の本市の状況を御説明申し上げます。

算定の基礎となる1年を超える期間引き続き雇用されている非正規職員を含んだ職員数は597人でございまして、法定雇用率を乗じますと、14人雇用しなければならないのですが、該当する職員は12人で2人不足している状況でございます。

これは、前年度に実施しました障がい者対象の職員採用試験において合格者が出なかったことによるものです。教養試験においては、受験者の負担等に配慮しながら、高校卒業程度の試験科目から英語を外すなど、他市と比較しても特段変わらないものとして認識しております。

その後も、法定雇用率達成に向け、事務補助に特化した任期付短時間勤務職員の試験を本年4月に実施しました。こちらの方をなんで実施したかと申しますと、任期付職員を一般職の場合、募集しましたところ、やはり一定のニーズがあるということが分かったので、やはり障がい者にもそのような雇用形態を望まれる方もいらっしゃるんじゃないかならうかと思ってやってみましたけど、残念ながら採用がございませんでした。

今年は、9月の本試験において正規職員を採用していくこととして採用方針としております。

○7番（高本敬義君） 今終わりの方に言われました障がい者に対する配慮の結果として、雇用形態を少し柔軟に選択肢が広がるようにという意味での対応については、良しというふうに私も思います。ただ、基本的には本試験もあるということです、是非そちらの方でカバーできるように対応していただきたいと思います。

次に、非常勤職員の新しい任用制度の取組状況についてですが、昨年12月の一般質問でも聞いておりましたので、それと総務の方の対応の方向は大体理解しているところですが、この時期にきてどの程度進んでいるのかなということと、もう一気にお尋ねしますが、当の非常勤さんたちへの説明会、基本的には9月の議会で条例を出すということでしたので、その後になるのかどうか分かりませんが、当の非常勤職員への説明会は、この時期にもういつ頃というのが大体目算としてあるならばそれを教えてほしいと思います。

それと、これは市長にもお尋ねなんですが、現状正規職員と非常勤職員と病気とかの代替えの臨時職員、そういう体制でこの宇城市の行政サービスの提供が今成り立っていると思います。そういった中で来年の4月から新しい非常勤の任用制度が行われ、この秋口からまたその任用にあたって事務処理をされていくと思いますが、現在の人数、職員数、非常勤も含めてですね、特に非常勤をその程度確保するという考えでよろしいのでしょうかというのが2点目ですね。説明会の時期と現在の人数を確保する考えでいいかというのが2点目。

それともう1点は、これは市長も御存知と思いますが、市長会とか地方6団体も国の方にこの非常勤問題に関しての財源を確保してくれという要望をよくよく出されております。全国の各地方自治体の議会からも出ております。その財源問題について今の段階で何か情報というか、何かあったら教えてほしいと思います。

○総務部長（成松英隆君） まず、制度の進捗ということで、平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されまして、新たに会計年度任用職員という新制度が、令和2年4月1日より施行されることが既に決定しております。

本市も会計年度任用職員制度を円滑にスタートさせるため、当初3月に終える予定でありました制度設計が若干遅れてはおります。完成に向けて今準備中でございます。

これまで、非常勤職員の待遇改善策として、通勤費用の実費にあたる費用弁償の新設、報酬額の見直し、任用の更新回数の見直しなど随時取り組んできたところですが、新制度におきましても、これまで改善してきたことを基礎に、さらには職務の責任、必要となる知識、技術、経験などの要素を考慮しなければならないと考えております。

制度移行に向けたフローではありますが、現在総務課において、勤務条件の留意点、

給料水準の設定、経験年数の取扱いなどの素案を作成中でありますので、その後庁内協議にもっていきたいと思います。

その後、職員労働組合から意見聴取を行いまして、条例制定案の準備に入りたいと考えております。

その間、現在勤務されております非常勤職員に対して、制度の概要など大まかな流れを説明する予定ということでございます。

条例制定後、部局に周知を行いまして、再度非常勤職員に対し詳細にわたる説明会を開催する計画であります。

新制度におきましては、現在勤務している非常勤職員も採用手続きが必要になりますので、新規採用枠も含め、あらゆることを検討して選考をさせていただく予定でおります。

今の非常勤がどうなるかということは、これは非常勤職員、臨時職員、職員に限らず、やはり今存在している職を漫然と存続するのではなく、それぞれの必要性を十分に吟味した上で適正な人事配置に努めるように心掛けておりますので、その中での採用ということになっていこうかと思われま。

最後に財政への影響はということで、確かに影響はございます。国の情報ですけれども、総務大臣の諮問機関でございます地方財政審議会が自治体の会計年度任用職員制度導入への対応ということで、必要な歳出を地方財政計画に計上するよう提言されておりますので、今後国の動向を期待しているところでございます。

○市長（守田憲史君） 非常勤職員の方々にもしっかり働いていただいております、その対応については今後考えなければなりません。しかしながら、正規職員を採用するときの公平性、その他相当市民の方々それぞれの御意見がございまして、その公平性をいかに図るか、そして職員というのは一人当たり820万円掛かります。それを全員正規でするとき宇城市の財政がもつのか、これも含めまして皆さんの御意見をお聞かせいただきながら決めないといけないところで、大変厳しい状況にあるということも御理解いただけたらと思います。

また、市長会を通じて本来地域で頑張ってもらう市職員が、それは正規でみんな働いてもらいたいのはもちろんでございますので、そういう形で財務省、総務省にもしっかりとお伝えはしているところでございますが、今後RPAをはじめ、進めなければならない中、どれだけの人数が本当に必要であるのか、そしてスマート自治体も叫ばれている中、何人の職員が必要であるのかかなり厳しい、難しい推測もしなければならないところでございまして、まだ、ここで明確な数字その他を発表できるとか考えを示せる段階ではございません。

○7番（高本敬義君） 御努力をお願いしたいと思います。

最後に、大きな将来像の話ですが、地方自治についてということで2040構想というのがあります。時間がないので、市長の答弁をもってその概要を再確認をしたいと思いますので、企画のほうかな。

○議長（長谷誠一君） 発言中ですが、制限時間を超えておりますので、簡潔にまとめて発言を終了してください。次の機会にお願いいたします。

○7番（高本敬義君） 総務省の有識者会議、自治体戦略2040構想研究会というのが、2017年10月一昨年発足をして、2018年7月に第一次、第二次の報告が出されました。

その報告の主なものは、地方自治体の有り様をこうなさいという基本的な考え方が出されました。スマート自治体への転換、公私共による暮らしの維持、圏域マネジメントと二層制の柔軟化、東京圏のプラットフォーム化、要は何を言いたいかというと、今地方創生の取組事業を各全国の自治体が行っているさなかに、もう田舎で小さな町、市はいりませんよと。これから先2040年には最高に労働力が不足する、それに向かっていくには自治体職員を半分にして業務をやっていきます。そういう方向付けを出されました。それについては、3月に幹部職員県庁の総務部長をお呼びしての勉強会があったということですが、どういう視点でそれを学んでいかれたか、市町村行政のフルセットを廃止する、圏域でなべてできるものはする、それを今実際。

○議長（長谷誠一君） 高本議員、先ほども言いましたように時間も超えておりますので、この後の発言はここで御遠慮願います。次の機会にお願いをいたしておきます。

○7番（高本敬義君） はい、分かりました。次の機会にまた市長の御意見なり見解をお聞きしたいと思います。本日はありがとうございました。

○議長（長谷誠一君） これで、高本敬義君の一般質問を終わります。
ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

10番、溝見友一君の発言を許します。

○10番（溝見友一君） おはようございます。10番、会派彩里、溝見友一です。

6月18日午後10時22分頃、震源地山形県沖で発生した地震で被災された方々に対して心からお見舞い申し上げます。昨年は、同じ日の6月18日に大阪北部大震災が発生しました。本当にいつどこで災害が起こるか分かりません。しっか

り危機管理をもって議員活動を行っていかなければと考えています。

質問に入る前に、質問事項の１、子育て環境については先ほど高本議員が質問されましたので、取下げさせていただきます。少し内容を話します。本年の１０月１日から幼児教育・保育の無償化がスタートします。市内の公立保育園及び私立保育園、認定こども園に通う３歳児から５歳児が対象です。０歳児から２歳児の第３子は今までどおり無償で、給食も無料です。そして児童館、ファミリーサポートセンター、市内にある認可外保育施設、企業主導型保育施設等も同様となります。０歳児から２歳児については、住民税非課税世帯も無償化の対象とありました。（３）小中学校の給食費については、次回質問させていただきます。

ここから質問に入ります。議長のお許しをいただきましたので、通告しました質問事項の２、宇城市の公共交通について質問します。（１）本市として高齢者の免許返納後の考え方について。東京池袋、福岡県等全国での高齢者による交通事故の報道が多く流れている中、有名人をはじめとした高齢者の免許返納がなされています。今後宇城市でも増加すると思われます。しかし、地方都市では、車と免許証がなければ買い物や通院等が行けなくなり、生活自体が成り立ちません。市として何らかの対策を考えておられるのか質問します。

後の質問は、質問席でさせていただきます。

○企画部長（中村誠一君） 溝見議員御指摘のとおり、東京池袋や福岡で相次いだ高齢者による痛ましい交通事故もありましたので、運転に不安を感じて免許を返納しようということで考えていらっしゃる高齢者が増えることが予想されます。そういった高齢者の方の買い物や通院など、生活の足を確保し、安心して免許返納ができる環境を整える必要があると考えております。

今年３月に策定しました宇城市地域公共交通網形成計画では、免許返納者等の高齢者や障がい者を支える地域公共交通導入を図るということを基本方針の１つに掲げております。路線バスや乗合タクシーなどの見直しなどにより、高齢者や障がい者を支える公共交通網の形成の観点も重視しながら、将来にわたり持続可能な地域公共交通体系を構築するとともに、路線バス・乗合タクシーの利用促進を図ることで、６５歳以上の高齢者のうち路線バスや乗合タクシーの地域公共交通を利用する方の割合を、現在の約１７％から２３％まで引上げることを目標に、今取り組んでいます。

○１０番（溝見友一君） 早急に公共交通体系を構築し、利用しやすい状況をつくっていただきたい。私なりに調べてみました。全国での自動車免許証の返納状況、都道府県別返納順位、１位東京都８％、２位大阪府７．５％、３位兵庫県７．３％、４位神奈川県、５位静岡県、上位は大都市圏で、車を使わなくても生活しやすい都市だ

と思われます。私も暮らしたことがありませんので断定はできませんけど。そこで、全国の都道府県で高齢者の免許証返納者に対しての補助金制度があります。例えばタクシー料金、バス料金、自転車自動アシスト付購入時の補助金等多くあります。私が一番気になったのが、先日、東京都知事がアクセルとブレーキの踏み間違いを防止する急発進防止装置の購入費用の9割を補助する方針を都議会で発表されました。

まずは、アクセルとブレーキ踏み間違いを防止する急発進防止装置とはどのようなものか、執行部が理解している範囲でよろしいのでお答えください。

○総務部長（成松英隆君） 議員からございました急発進防止装置。この装置の呼称というのは様々ございますので、今回は国土交通省が公表しております呼称「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」により説明させていただきます。

この装置は、アクセル信号を常時モニターしておきまして、停車時または徐行時にアクセルペダルが急激に踏み込まれたとき、アクセルにいく信号をキャンセルしまして、急発進を防止するものであります。

現在、新車販売されておりますものに装備されている同様の装置は、自動ブレーキ用のカメラやレーザーセンサーなどが利用されるのに対しまして、前方監視機器が装備されていない車両に後付けで装着する機器になります。

製品はケーブルとコネクタのみで、車体内のネットワークとアクセルペダルの裏側を結ぶため、見た目では車両装着前と余り変わらないようになっております。

6月7日に、石井国交大臣が自動車メーカーに対しまして、後付けができるペダル踏み間違い時加速抑制装置の開発や実用化を進めるよう要請する考えを示されております。

今後、普及が進むことを期待するところであります。

なお、市販品の一部の機種は、価格帯で工賃込みで4万円前後とか3万円前後で販売されているものもあります。

以上、我々の認識でございます。

○10番（溝見友一君） よく分かりました。市長、急発進防止装置の購入費用の補助について、市長の考えを聞かせてください。

○市長（守田憲史君） ここ数か月、高齢ドライバーによる歩行者死傷事故などが全国で多発し、尊い命が奪われるという大変憂慮すべき事態になっています。

政府も、このような現状を深刻な社会問題と捉え、高齢者専用免許を創設することの方針を固めたようであります。

専用免許の概要は、75歳以上が運転できるのは、安全機能付き車両に限定することですが、普通免許との選択はできるようです。

先ほど企画部長が申し上げましたとおり、本市は公共交通網の形成を進めておりますが、車の利便性が高いことから、高齢の方が買い物や通院をされる場合、車を利用されることが多いのが現状です。

ダントツの金持ちの東京都ですが、その都知事が表明されましたアクセルとブレーキの踏み間違いを防止する「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の費用の補助の取組なども含め、この社会的な問題を多角的に検証していきたいと思います。

○10番（溝見友一君） しっかり検証していただきたい。急発進防止装置の購入費用の補助金を出すことで、この装置の認知度も上がり、装置を付けてみようとする市民が増え、装着することで市民の安全な生活ができると考えられます。

次の質問に移ります。（2）以前宇城市で計画されていたコミュニティバスが進められていない理由について質問します。

○企画部長（中村誠一君） 溝見議員がおっしゃる、以前、本市で検討されていたコミュニティバスにつきましては、現在の「宇城市地域公共交通網形成計画」の前の計画であります、平成23年に策定しました「宇城市地域公共交通総合連携計画」の中で、JR駅周辺に点在する市役所などの主要施設との間の移動利便性を確保するために計画をされた経緯があります。

平成25年10月から、1年間の実証運行開始を目指しておりましたが、当時、観光振興の観点ということで三角西港と上天草方面を結ぶ路線も求められておりました。そこで、上天草市と連携しまして「シャトル便」ということで、こちらの方の検討も同時に進めておりました。

最終的には、当時、三角西港が世界文化遺産の推薦候補として決定されようとしている重要な時期ということもありまして、「シャトル便」の運行を優先するなど、総合的に判断いたしまして、コミュニティバスは実現しなかったという経緯があります。

昨年3月に策定しました「宇城市地域公共交通網形成計画」では、路線バスや乗合タクシー等の見直し等と一体的に、市街地内の主要施設等を回遊する新たな地域公共交通の導入に向けた検討を行うこととしております。

○10番（溝見友一君） 三角西港のバスは、いわゆる観光目的だと考えられます。コミュニティバスは生活のためのバスだと考え、少し意味が違うとも考えます。駅、市役所、病院、買い物できる場所、防災拠点センター等を回遊するコミュニティバスが必要だと私は考えます。検討を望みます。

（3）宇城市の今後の交通網の考え方について質問します。免許証返納者と現在も公共交通に対して不便を感じられている高齢者の方々のためにも、新たな路線バスや乗合タクシー、コミュニティバス等が必要だと考えます。支援策として、バス

やタクシーの利用補助が必要ではないかと質問します。

○企画部長（中村誠一君） 今後の宇城市の公共交通網につきましては、交通網の形成計画に沿って、路線バスの見直し・再編や乗合タクシーの見直し・導入、それから駅等を拠点とした交通結節機能の強化、それから既存ストック等を活用した新たな地域公共交通システムの検討・導入、それから路線バス・乗合タクシーの利用促進などの取組を進めてまいりたいということで考えておりますけれども、特に免許返納者に対する支援策といたしましては、現在のところ、免許返納者割引乗車証を発行し、割引運賃でバス等に乗車することができるバス事業者独自の取組があります。交通網形成計画では、このバス事業者の取組を利用する免許返納者に対しまして、乗車の補助を検討するとともに、地域公共交通への乗り方教室などを開催することとしております。

こういった取組によって、安心して免許返納できるよう、免許返納者の公共交通の利用の促進に努めてまいります。

また、免許返納者に限らず、誰もが買い物や通院など日常生活の移動手段を確保できるように、交通網形成計画に沿って、増加している行政負担の軽減を図りながら、地域公共交通を維持・確保し、松橋駅、小川駅などを拠点とした交通結節機能強化、それから乗合タクシーによる交通空白地の解消など、本市が抱える課題の解決に取り組んでまいります。

○10番（溝見友一君） 市長の考えを聞かせてください。

○市長（守田憲史君） 今後の交通網については、もう何度も何度も議論を重ねているところでございます。関係機関の制約が大変大きなものがございまして、それを乗り越えないとなかなか難しいところでございます。やはり有料の公共交通機関のそれを打ち破るというのは大変難しいものがございまして、これがなければ宇城市である程度宇城市だけで完結できるものであるならば、もうすぐにでも挑戦したいところでございます。今本当にバスに乗っていらっしゃる方が少ないです。この10年の中で宇城市の一般財源投入が、8千万円が1億円になって、もう1億3千万円近くなりまして、これを今後どんどんどんどん大きくなっていますので、これをどう抑制していくか、その中で今後の地域コミュニティの交通網を考えていかなければならないと考えております。

また、高齢者の免許返納についてでございますが、高齢者の方々も、元気に活躍されている方々がたくさんいらっしゃいます。その意欲と能力に応じて、社会的役割や生きがいをもって社会とのかかわりを持続していただくことが一番だと考えています。一方で、運転に不安を感じている高齢者には、池袋や福岡のような事故を起こさないためにも、勇気を持って免許返納を検討していただきたいと考えてい

ます。

そのために、将来にわたり持続可能な地域公共交通体系を構築して、安心して免許返納できる、高齢者にもやさしい交通環境の整備を進めてまいります。

- 10番（溝見友一君） 全ての市民の生活が潤滑に動くためには、交通手段というのは本当に大事なものだと考えます。これから道路交通網の体系をしっかりと考えていただき、宇城市の市民のためにしっかりと議論していただきたいと思います。

次の質問に移ります。3、熊本県民体育祭について、（1）進捗状況について。市の競技と施設会場、整備状況と陸上競技の会場は、地元松橋高校のグラウンドで行ってほしかった。12年前は、松橋高校で開催されたと聞いています。県営八代運動公園陸上競技場になった経緯とその理由を質問します。

- 教育部長（吉田勝広君） 今年の9月14日、15日の土曜、日曜日に開催します第74回熊本県民体育祭宇城地域大会は、平成30年第4回定例会でも報告しましたとおり、宇城市におきましては、10種目18会場で競技が実施されます。各会場の整備につきましては、実行委員会事務局が実施しております四者ヒアリングで、県、地元種目協会、各市町の立会いの下に会場の視察を行い、同時に要望なども聴取をし、会場を決定いたしております。その決定、要望を基に、各市町と実行委員会が連携して整備計画を立てておりまして、全体をとおして整備などは順調に進捗をいたしているところでございます。

それから、陸上競技の会場選定については、まず、松橋高校にグラウンドの状況、競技備品などの聞き取り調査を行っております。結果、トラック8レーンが取れない状況、また、走り幅跳びなどのフィールド競技施設の老朽化により使用できないこと、それと砲丸、マットなどの競技備品が揃っていないことなどの報告がありまして、県、地元の陸上協会と協議の結果、大会備品の準備、競技運営の利便性、駐車場の広さなどを考慮し、八代運動公園に決定をいたしております。

- 10番（溝見友一君） 調査の結果、松橋高校のグラウンドではできない。12年前にはできたのに。理由が老朽化、競技の備品がそろっていないなどと答弁がありましたが、本来ならば整備し、競技備品をそろえることが必要だったと考えます。松橋高校のためにもなったのではないかと思います。しかしながら、決まっていることなのでこれ以上は申しませんが。皆さんも知っているとは思いますが、軟式野球の参加資格は40歳以上です。ほかの競技はたぶんそういった制約は少ないかと思えますけれども、そして軟式野球の会場は、ホームランゾーンがないので、ボールが外野を抜けたら40歳以上もちろん50歳以上の方もいらっしゃいます。その選手がチームのため一生懸命ボールを追いかけます。打った打者も、チームのため地元市町村のために一心不乱に走らなければなりません。さらに、昨年からボールも

新しく変わり、よく飛ぶボールになっています。ボールを追いかける選手の後ろ姿を見ると切ない思いです。挙句には肉離れのけがでもしたら。少なくとも応急的なネットなど対応していただきたい。また、各種競技に係る備品、消耗品等の購入・整備等に対する補助金も考えていただきたい。答弁をお願いします。

○教育部長（吉田勝広君） 各種目協会からの備品、消耗品の要望につきましては、事務局による四者ヒアリングにて整備要望、必要数量などの聞き取り調査を行っております。その結果を基に、各市町と実行委員会が協議し、対応いたしているところでございます。今回、軟式野球のネット、それから柔道畳の購入の要望がっております。こちらの方につきましては購入予定でいるところであります。

また、大会当日などに、急遽、備品、消耗品が必要となった場合を想定し、各種目協会に対しまして、実行委員会から運営補助金40,000円の交付を予定しているところでございます。

○10番（溝見友一君） 野球は4会場であります。全てとは言いませんが、せめて決勝戦のある2会場はホームランゾーンのネットの設置ができるよう強く要望しておきます。各種競技も万全な体制でおもてなができるよう要望します。

先日、松橋中学校の運動会において、朝方の雨のためグラウンドの水はけが悪かった。どうにか時間を遅らせ、競技を短縮して運動会は終わりましたが、他校のグラウンドでは何も問題がなかったとも聞いています。今後の排水対策は考えておられるのか。

そして、先日会派彩里で、宮崎県日南市の油津商店街に研修に行つてまいりました。市長がいつも言われているよう、本当に勉強になりました。このことは次回質問させていただきますが、日南市人口約5万人の市に、2つのスタジアムがあると分かりました。しかも2つとも市営球場、1か所は天福球場、冬には広島カープがキャンプに来る。2か所目は10年前ほどに建設された南郷野球場、西武ライオンズがキャンプに来る5万人の市です。県民体育祭は12年に1回なので、次の12年後は野球場の整備を強く要望したい。議会でも、県営野球場を含む県営総合運動公園の誘致特別委員会で活動はしているんですが、市長の考えを聞かせてください。

○教育長（平岡和徳君） まず、前半部分のグラウンドの排水対策について私の方からお答えいたします。

議員話されましたように、私もその松橋中学校の体育大会、当日朝からおりました現状については把握しております。しかしながら、グラウンドの排水対策には、多額の事業費が掛かることが予想されております。現在、松橋中学校におきましては、まずは屋内運動場、体育館ですね。そして武道場のこういった建設に全力を傾けたいと思っているところです。グラウンドの排水対策につきましては、今後の校

舎整備の折に考えてまいりたいと思っております。

○市長（守田憲史君） このたびの県民体育祭の軟式野球会場である、岡岳、豊福、不知火、稲川は、県軟式野球連盟と郡市軟式野球連盟の代表者と協議の上、地元の施設を第1候補として決定しております。

まずは、今回の県民体育祭の成功に向けて、万全を期したいと思います。

また、野球場の整備におきましては、藤崎台球場の移転並びに県営スポーツ施設誘致など、県の動向を注視しながら、まずは松橋駅西誘致に力を注ぎたいと考えます。

○10番（溝見友一君） グラウンドの排水対策は、松橋中学校の校舎整備のときによりしくお願いしておきます。

県営野球場、総合運動公園は私たち議員も調査・研究をしてまいります。議会、執行部とも前を向いて進めていきたいと考えています。

次の質問に移ります。4、防災拠点センターについて。（1）防災拠点センター、防災倉庫、避難時の道路との連携性、今後の対応について。熊本地震が発生してから3年と2か月が過ぎ、復旧復興が進んでおります。その中、防災拠点センターが宇城市内に6か所建設が予定されています。今後いつ災害が起こるか分かりません。有事の際、市民が迷わずにスムーズに防災拠点センターへ避難できるような誘導表示をお願いしたい。そして、なぜ、松橋町の防災備蓄倉庫は市役所に設置したのか、また、1か所だけでその役割は果たせるのかを質問します。

○総務部長（成松英隆君） まず、避難者の誘導についてお答えしたいと思います。

防災拠点センターが、各地の避難所の拠点であることから、多くの避難者が参集することが予想される中で、議員御指摘がありました、誘導表示をという考えも1つではございますが、緊急避難所というのは市内に40か所ありまして、大規模発生時に全ての市民が拠点センターだけ目指すものではないと考えております。

お尋ねの防災拠点センターを含む主要施設への誘導は、広報紙などで丁寧に紹介し、そのほか全避難所を記した「避難所マップ」等を作成しまして、市民へ周知を今後図ってまいりたいと考えています。

次に、防災備蓄倉庫についての御質問でございますけれども、市役所というのは、災害時における危機管理の中核としての機能を持っております。多くの職員が在籍し、さらに松橋地域の中心でもあることから、災害用資機材の保管や各避難所への対応には最適地と判断し、現在、建設を進めているところでございます。

また、1か所だけでいいのかというところでございますけれども、もう一つ道の駅うきの敷地内にも、国土交通省が設置しました防災倉庫がありまして、現在でも災害用の資機材等を保管した防災倉庫として利用しておりますので、市役所、道の駅、この2か所の防災倉庫で松橋地域への対応を行ってまいりたいと考えておりま

す。

○10番（溝見友一君） 確かに避難所は防災拠点センターではありません。小学校、中学校、公民館、体育館、保健センター等、市内で40か所。私も勉強不足なこともあり、全ての緊急避難所は分かりません。答弁でありました避難所マップ等を作成するとありました。是非家の中の壁に常時貼っておけるものがよいかと考えます。切に要望しておきます。防災倉庫については、市役所、道の駅この2つで松橋地区は対応していくとよく分かりました。市役所は、平成28年の豪雨で孤立したと記憶しています。対策状況を質問します。

○総務部長（成松英隆君） 当時は、時間雨量100mmを超える記録的な豪雨でございまして、市内全域に大きな被害をもたらしましたが、市役所周辺も河川の溢水などで浸水しております。

その後、対策として、市役所横に水路がございます。そちらの水位の情報を運転するドライバーや周辺住民の皆さんへお知らせするためのパトランプを設置しております。そちらを見ていただくと水位がどのような状況かというのが分かるようなシステムでございます。また、県によります河川護岸のかさ上げ工事が進められております。本年度には、市の方で市役所横の水路の排水ポンプの能力アップに着手したいと考えております。それと、現在、市役所北側の市道「久具松橋大道」線から市役所への緊急進入通路というものを整備しております。まさしく今整備を行っている途中でございまして、北側の職員駐車場の真ん中のところから道路に緊急時には通行できるようにして、市役所の孤立化を阻もうと考えているところでございます。このように、周辺環境整備にも取り組んでいきたいと考えております。

○10番（溝見友一君） 市役所横の水路の排水ポンプの能力アップ、市役所北側の市道線から市役所への緊急進入路の整備と聞き、市役所は孤立しないと考え安心しました。

（2）災害時の連絡方法について。防災情報を市民へどのような方法で周知していくのか、行政よりいち早く知り得た情報を区民へ周知するため、防災行政無線の使用が可能か質問します。

○総務部長（成松英隆君） 現在、防災情報というものは、防災行政無線それと宇城市防災行政メール、宇城市公式ライン、全国瞬時警報システム（Jアラート）、そのほか熊本県が導入したLアラートというものがございます。このLアラートとは、情報を発信することによりまして、市民やテレビ局などの各種のメディアとの間で、情報を効率的に共有する情報基盤であり「エリアメール」もその一つでございます。

市民の皆様方には、是非、宇城市防災行政メールや宇城市公式ラインへの登録をお願いしたいと思います。これは、防災無線から流れる音を文字に変換したもので

ございますので、聞こえなかったなどというときも、そちらで自動的にいきますので、今どんなことを言ったかというのは分かるようなシステムでございますので、是非登録していただきたいと思います。

次に、防災行政無線についての御質問にお答えいたします。防災行政無線には、屋外拡声子局というものがございます。柱にマイクが付いている装備ですけど、これで、下の方にボックスが付いておりますので、その中からマイクを使って放送していただくことは可能でございます。ただ、これが単体のみでございます。1つのところでしゃべってほかのところに音が出るかというのは、それはちょっと今のところでは連動できておりません。非常時は、市役所の方で一斉放送が最善と思いますが、現在の放送機器では対応できませんので、1か所で喋って2か所から出ないかなと思っていらっしゃる方もいらっしゃると思いますが、大変残念ですが今のところはできません。

議員の御質問の趣旨というのは、防災に対する住民意識の高揚と大変ありがたく受け止めております。

これまでの行政主導の防災・減災の対策にはおのずと限界がございます。市民が自らの命は自ら守る、いわゆる自助という意識を持つことが肝要でございます。さらに地域の人々が互いに助け合う、いわゆる共助の心が今後の安心・安全なまちづくり、地域づくりの礎となり、防災・減災対策の効果が上がるものと考えておりますので、市民の皆様様の御理解と御協力をお願いいたします。

○10番（溝見友一君） 防災無線が単体の1か所だけで、そこであれば使えると。でもしかしその区で5か所6か所あるときには、そこに全部行けば全部聞こえるということの認識でいいかなと思ってはいますけれども、今のところ本来ならば、それを全部つなげることを可能にしてほしいんですけれども、今のシステム上ではそれができないということがよく分かりました。そういったことを、区長はじめ区の役員たちがいかに知っていただいて、それを活用することができるような周知等対策を練っていくことも1つの考え方だと考えています。

3年前、正しい情報か間違った情報か、誤解が招く不安で本当どうやって判断していいのか分からなかった、3年前だったと思います。そのときに停電もあり電話の混雑等で連絡もなかなかつきづらく、執行部に情報を聞きに来て、車でも通れない道もあり、自転車で地区、地域の区長宅を何度も回ったことを思い出します。答弁でありましたように、市民が情報を受ける状態をつくることも大切です。多く情報を発信することの周知を徹底していただきたいと要望しておきます。

さらに防災拠点センターに大きなテレビの設置をお願いします。なぜかと申しますと、テレビが小さかったりするとたくさんの人が集まったときに見えにくかった

り、実際それ以外にも防災のときだけではなくて、普段、百歳体操だったり、いろんなビデオを見ながら市民の健康増進のために活動されている方々のためにそういった配慮もあっていいのかなと思って強く要望しておきます。

5、クリーンセンターについて。これは五嶋議員も質問されましたけれども、今後の計画について質問します。

○市民環境部長（稼 隆弘君） 宇城広域連合圏域内のごみ処理は、宇城クリーンセンターで全量処理されていますが、現在の施設は、平成10年の施設稼働開始以来21年以上が経過しております。

そのため、焼却施設の老朽化が懸念され、また、地元協定により、平成25年度から10年以内の施設整備について努力することとなっています。

このことにより広域連合では、平成29年度に、一般廃棄物処理基本計画を基に次期ごみ処理施設整備の基本方針を定め、エネルギー回収型廃棄物処理施設整備基本計画を策定し、新クリーンセンターの建設（宇城クリーンセンターの建替え）事業を進められています。

現在、地質・土壌調査等を終え、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で義務付けられております生活環境影響調査について実施されているところでございます。

今後、令和元年度中には事業者の選定、令和2年度は本契約と建設工事に着手し、令和6年度施設の稼働開始を予定されています。

○10番（溝見友一君） 今後の新クリーンセンター建設の流れはよく分かりました。今年からスタートし、令和6年度に稼働開始予定としていると分かりました。

私たち市民もごみを減らすことをもっと意識すべきだと考えます。ある資料にこう書いてあります。燃料ごみの中で重量的に40%を占めると言われている生ごみの資源化です。現在、生ごみは宇城クリーンセンターで焼却されていますが、ごみ、生ごみの約50%は水分と言われている。水分を含んだごみの焼却には大量の燃料が必要だとも言われていますとあります。生ごみを減らす、水分をできるだけ減らすことが経費の削減につながると考えます。

（2）宇城市民がごみ減量化について、今後できることは何があるか質問します。

○市民環境部長（稼 隆弘君） 市民が今できる廃棄物減量化の取組としまして、まずは5R運動があります。5R運動とは、リフューズ、不要なものはもらわない。マイバックの持参でレジ袋をもらわない、街頭でのチラシなどをもらわないなどです。それからリデュース、ごみになるものを減らす。過剰な包装のものを買わない、買い物に行く前に冷蔵庫を確認するなど。リユーズ、まだ使う。シャンプーなどは詰め替えボトルを使う、読み終わった本を売るなどです。リペアー、修理して使う。大切なものをいつまでも使い続けることで、買い替えるときに発生するごみを減ら

せます。リサイクル、素材や資源としてまた使う。毎月行う分別収集に出すなどがあります。

一人ひとりが身近にできる行動であり、このことを心掛ければ、かなりのごみの削減ができると考えます。

次に、市がフードロス・ゼロプロジェクトとして行っています。宴席では最初の30分と最後の10分は席に着き、料理の食べきりを呼び掛ける3010（さんまいるいちまる）運動の実践や生ごみの堆肥化により生ごみの削減もできます。

併せて、昨年12月号の広報紙で配布しましたわが家のもったいないノートに御記入いただき、我が家のもったいないことを確認することも重要だと思います。

また、本年度から、家庭で消費期限が一定期間迫っている米・レトルト食品・缶詰などの食品を持ち寄り、フードバンクを通じ、地域の児童養護施設や子ども食堂等に食材を提供するフードドライブ活動を本格的に実施する予定にしております。

今後も、市民へ5R運動の実践や、市の取組状況の周知を図り、ごみの減量化に取り組んでまいりたいと考えております。

○10番（溝見友一君） 今議会で、5R運動、フードロス・ゼロプロジェクトとか、3010運動、フードバンク、フードドライブというのはもう、今議会で何度か耳にした言葉だと私は思いますが、しかしながら、これが市民がどれくらいの率で知っているのか、あと生ごみの堆肥化。私がこの中でよく聞くのは、5R運動は聞きます。3010運動、私たち議会、執行部等々は必ずそれを声掛けてやっているんですけども、実際市民の何かの会のときそれをやるっていうときに、溝見議員はいつまでも座っているから生意気だぞと言われるときもあります。そういったことにならないように、本来ならば先に3010運動をするというのを、もう少し市役所の壁にドンと付けておくとか、ほかの市町村では意外とやろうとすることをドンと市役所に掲げてらっしゃる場合が多いと思います。少なくともこの活動することによって本当にごみの減量化につながると私は思いますので、しっかり周知をしていただいて、みんながそのくらいのことは分かっているから黙っといてというくらいの皆さんに周知していただければ、ごみが少なくなっていくのかなというふうに考えているところです。

ところで、宇城市でこの5年間の可燃ごみの排出量の実績と、学校給食において、残渣量の状況、処理の状況について、多いか少ないか分かりませんが、学校給食の残渣についてごみの減量化ができないかを質問します。

○市民環境部長（稼 隆弘君） 本市における可燃ごみの総排出量についてお答えいたします。平成25年度から平成29年度の5年間の推移ということで、平成25年度は14,054トン、平成26年度は14,777トン、平成27年度は14,506

ト、平成28年度は18,119ト、平成29年度は15,380トとなっております。

平成29年度は、平成25年度と比較しまして1,326トの増加となっております。このうち事業系のごみが1,074トを占めております。

○教育部長（吉田勝広君） 学校給食における状況、処理の状況等についてお答えをさせていただきますと思います。学校給食の松橋学校給食センター5校における残渣の量としましては、過去3年間でございますけれども平成28年度が約7,200キログラム、平成29年度が約5,900キログラム、平成30年度が約6,000キログラムの量でございます。これを一日あたりに直しますと、平均35キログラム程度で1人1日あたりに換算しますと13グラムほどが排出されております。

食数で算出しますと給食1人当たり年間2キログラム強で、全国平均7.1キログラムとなっておりますので、こちらの方は大きく下回っているような状況でございます。

これまでの残渣の処理につきましては、養豚農家の方と連携して、家畜の飼料として提供いたしておりました。こういう方法でごみの減量化を行っておりました。平成31年度からは養豚農家が離農されたことにより、可燃ごみとして処理しております。最大限水切りをし減量化を行っているところでございます。

給食の残渣は少なからず出ますので、ごみになるものを減らす取組として、引き続き調理残渣や食べ残しの水切りを行います。さらに食べ残しの削減を目的とした調理方法の改善として、食材を小さく刻む、子どもの好きなカレー風味などの味付け、それからメニューの工夫として、苦手な野菜等を好きな肉と合わせるなどを引き続き行ってまいりたいと思っております。

併せまして、畜産農家へ飼料としての提供を行い、ごみの減量化ができるよう、畜産農家の調査などを行う予定であります。

○10番（溝見友一君） 可燃ごみの排出量は、平成25年から平成29年度の5年間で増加しているとありましたが、先ほどのごみ減量化運動をしっかりと進めることで、これは減っていくと本当に期待します。よろしく申し上げます。給食の残渣の量も一人一日13グラムほどだと残渣の減量にも努力していることがよく分かりました。このことは給食に携わる全ての職員に敬意を表したいと思えます。

これは私の提案ですが、学校にダンボールコンポスト等を設置して残渣を堆肥化し、学校菜園等に還元する等の取組をすることにより、子どもたちの学習にもつながり、将来ごみを出さないのが当たり前の大人をつくる教育につながると考えます。いかがでしょうか。

○教育長（平岡和徳君） 議員話されましたダンボールコンポスト、こういったものの設置によりまして、資源ごみとして再利用できれば、教育的に大変意義があるもの

と考えております。ただ、学校での活用となりますと、設置場所の部分や毎日の管理の問題、そして衛生面への配慮、さらにはカリキュラム等についての新しい対応が必要となってきます。

しかし、議員御提案のとおり、コンポスト化、堆肥化につきましての実体験をとおした環境学習というのは、児童生徒にとりまして大変価値のあるものと理解しているところです。

今後は、複数の教科、これを横断的に見まして特に社会科であったり、家庭科に当てはまりますが、そういった中で学んでいる食育や環境学習を踏まえまして、家庭・地域、こういった中での連携と協働を密にしながら、全体的な視野に立って総合的に研究していきたいと考えております。

○10番（溝見友一君） 是非やっていただきたいと思います。家庭・地域の方々と一緒に取り組んでいただくことが大事だと考えます。私は毎日とは言いません。まずはある期間を限定でも構いません。保護者と一緒にすることで、家庭に広がっていければ幸いと考えます。地域で協力される方はたくさんおられます。よろしくお願いいたします。

少し今日は、最初の質問を取り下げて10分ほど時間が余りましたけれども、最後に村上総合政策監が宇城市のために一生懸命頑張っていたことを感謝申し上げて、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（長谷誠一君） これで、溝見友一君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は全部終了しました。これで一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後0時06分

再開 午後1時15分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

-----○-----

日程第2	報告第4号	平成30年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について
------	-------	------------------------------

日程第3	報告第5号	平成30年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
------	-------	--------------------------------

日程第4	報告第6号	平成30年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
------	-------	--------------------------------

日程第5	報告第7号	平成30年度宇城市水道事業会計予算繰越計算書の報告
------	-------	---------------------------

		について
日程第 6	報告第 8 号	平成 30 年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第 7	報告第 9 号	平成 30 年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について
日程第 8	議案第 49 号	宇城市再建住宅条例の制定について
日程第 9	議案第 50 号	宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 10	議案第 51 号	宇城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 11	議案第 52 号	宇城市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 12	議案第 53 号	宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 13	議案第 54 号	宇城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 14	議案第 55 号	宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 15	議案第 56 号	令和元年度宇城市一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 16	議案第 57 号	工事請負契約の締結について（不知火防災拠点センター新築工事）
日程第 17	議案第 58 号	工事請負契約の締結について（松橋中学校武道場他改築工事）
日程第 18	議案第 59 号	工事請負契約の変更契約の締結について（宇城市松橋総合体育文化センター大規模改修工事）
日程第 19	議案第 60 号	財産の取得について（宇城市立小学校電子黒板機能付プロジェクター等）
日程第 20	議案第 61 号	財産の取得について（小学校情報教育システム）
日程第 21	議案第 62 号	財産の取得について（宇城市学校給食センター厨房機器）
日程第 22	議案第 63 号	宇城市市道路線の廃止について
日程第 23	議案第 64 号	宇城市市道路線の認定について
日程第 24	議案第 65 号	新たに生じた土地の確認について
日程第 25	議案第 66 号	字の区域の変更について
日程第 26	議案第 67 号	宇城市三角地域過疎地域自立促進計画の変更について

日程第 2 7 議案第 6 8 号 熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

- 議長（長谷誠一君） 日程第 2、報告第 4 号平成 3 0 年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告についてから、日程第 2 7、議案第 6 8 号熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてまでを一括議題とします。
- これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。
- これで、報告第 4 号から議案第 6 8 号までを終わります。

-----○-----

日程第 2 8 議案第 6 9 号 財産の取得について（海東災害公営住宅）

日程第 2 9 議案第 7 0 号 財産の取得について（小野部田災害公営住宅）

- 議長（長谷誠一君） 日程第 2 8、議案第 6 9 号財産の取得について（海東災害公営住宅）及び日程第 2 9、議案第 7 0 号財産の取得について（小野部田災害公営住宅）を議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

- 市長（守田憲史君） 今回追加提出しますのは、市長提案議案ではその他案件として財産の取得 2 件、いずれも災害公営住宅の取得になります。詳細につきましては、土木部長から説明いたします。

これらの案件につきまして、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

- 土木部長（成田正博君） 議案第 6 9 号財産の取得について、災害公営住宅等の説明を申し上げます。追加議案集の 2 ページ、それと追加説明資料の 2 ページから 1 0 ページをお願いいたします。

今回議案として財産取得の議決をお願いいたしますのは、熊本地震に伴い小川町に建設いたします木造平屋建ての 6 棟 6 戸の災害公営住宅の財産取得でございます。契約につきましては、令和元年 6 月 1 8 日に相手方と仮契約を締結しているところでございます。

内容といたしまして、財産、海東復興住宅。所在地、宇城市小川町南海東 2 0 3 7 番地 1。取得価格、1 億 8, 1 9 1 万 1, 0 0 0 円。契約の相手住所、熊本市南区域城南町舞原 1 9 5 番地 2 2 号、名称が株式会社エバーランド、代表者氏名、代表取締役久原英司でございます。本件は公募型買取市営住宅建物提案型建設業務委託に おけますプロポーザル方式の選定の結果により建設しました災害公営住宅を取得するものでございます。

以上で、議案第 6 9 号の詳細説明を終わります。

- 議長（長谷誠一君） 議案第 6 9 号の詳細説明が終わりました。

これから議案第 69 号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 70 号の詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 議案第 70 号財産の取得についての詳細説明を申し上げます。追加議案集の 3 ページ、それと追加説明資料の 11 ページから 20 ページをお願いいたします。

先ほどと同じく熊本地震に伴いまして、小川町に建設いたします軽量鉄骨造平屋建ての 20 棟 20 戸の災害公営住宅の財産取得でございます。契約につきましては、令和元年 6 月 20 日に相手方と仮契約を締結しているところでございます。

内容といたしまして、財産、小野部田復興住宅。所在地、宇城市小川町北部田字吉里 29 番。取得価格、4 億 7,180 万 6,500 円。契約の相手の住所、熊本市南区田井島 1 丁目 7 番 1 号、名称、積水ハウス株式会社熊本支店、代表者氏名、支店長山城弘巳でございます。これも先ほど説明しました海東の災害公営住宅と同様に、宇城市公募型買取市営住宅建物提案型建設業務委託におけますプロポーザル方式の選定結果によりまして、積水ハウス株式会社熊本支店が建設しました災害公営住宅を取得するものでございます。

これで市が計画しております 181 戸の災害公営住宅となる予定でございます。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第 70 号の詳細説明が終わりました。

これから議案第 70 号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 質疑なしと認めます。

—————○—————

日程第 30 発議第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に関わる意見書の提出について

○議長（長谷誠一君） 日程第 30、発議第 1 号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に関わる意見書の提出についてを議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

これで、発議第 1 号を終わります。

議案第 49 号宇城市再建住宅条例の制定についてから、発議第 1 号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に関わる意見書の提出についてまでにつきましては、お手元に配布しております令和元年第 2 回宇城市議会定例会委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

-----○-----

日程第 3 1 同意第 3 号 監査委員の選任について（木村 和弘氏）

日程第 3 2 同意第 4 号 教育委員会委員の任命について（河野 真理氏）

○議長（長谷誠一君） 日程第 3 1、同意第 3 号監査委員の選任について（木村和弘氏）及び日程第 3 2、同意第 4 号教育委員会委員の任命について（河野真理氏）を議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 追加提出しますのは、同意案件として監査委員の選任及び教育委員会委員の任命 2 件でございます。詳細につきましては、総務部長から説明いたします。

これらの案件につきまして、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○総務部長（成松英隆君） 同意第 3 号監査委員の選任について御説明いたします。議案集は 4 ページ、資料集は 2 1 ページになります。

本案は、現監査委員が平成 2 7 年 7 月付で就任され、令和元年 6 月 3 0 日までの任期であることから、今回任期満了に伴う選任同意をお願いするものでございます。木村和弘氏は、行政運営に関しすぐれた識見を有する方ですので、今回識見を有する監査委員として選任同意をお願いするものです。

以上で、同意第 3 号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 同意第 3 号の詳細説明が終わりました。

これから同意第 3 号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 質疑なしと認めます。

次に、同意第 4 号の詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） 同意第 4 号教育委員会委員の任命について御説明いたします。議案集は 5 ページ、資料集は 2 2 ページになります。

本案は、現教育委員会委員の 1 人が令和元年 6 月 3 0 日をもって任期満了となりますので、今回任期満了に伴う新任の任命同意をお願いするものでございます。河野真理氏は、人格が高潔で教育学術等に関し識見を有した方でございますので、任命同意をお願いするものでございます。

以上、同意第 4 号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 同意第 4 号の詳細説明が終わりました。

これから同意第 4 号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 質疑なしと認めます。

—————○—————

日程第３３ 諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦について（村岡 純子氏）

日程第３４ 諮問第２号 人権擁護委員候補者の推薦について（畑野 秀昭氏）

○議長（長谷誠一君） 日程第３３、諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦について（村岡純子氏）及び日程第３４、諮問第２号人権擁護委員候補者の推薦について（畑野秀昭氏）を一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

お諮りします。同意第３号から諮問第２号までは、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、同意第３号から諮問第２号までは、委員会付託を省略することに決定しました。

—————○—————

日程第３５ 休会の件

○議長（長谷誠一君） 日程第３５、休会の件を議題とします。

お諮りします。２４日月曜日から２７日木曜日までは、常任委員会及び議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、２４日から２７日までは休会することに決定しました。

なお、２２日、２３日は市の休日のため休会であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

来たる６月２８日は、午前１０時までに本会議場に御参集願います。

どなた様も御苦労様でした。

—————○—————

散会 午後１時２９分

第 5 号

6 月 2 8 日 (金)

令和元年第2回宇城市議会定例会（第5号）

令和元年6月28日（金）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第49号 | 宇城市再建住宅条例の制定について |
| 日程第2 | 議案第50号 | 宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第51号 | 宇城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第52号 | 宇城市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第53号 | 宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第54号 | 宇城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第55号 | 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第56号 | 令和元年度宇城市一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議案第57号 | 工事請負契約の締結について（不知火防災拠点センター新築工事） |
| 日程第10 | 議案第58号 | 工事請負契約の締結について（松橋中学校武道場他改築工事） |
| 日程第11 | 議案第59号 | 工事請負契約の変更契約の締結について（宇城市松橋総合体育文化センター大規模改修工事） |
| 日程第12 | 議案第60号 | 財産の取得について（宇城市立小学校電子黒板機能付プロジェクター等） |
| 日程第13 | 議案第61号 | 財産の取得について（小学校情報教育システム） |
| 日程第14 | 議案第62号 | 財産の取得について（宇城市学校給食センター厨房機器） |
| 日程第15 | 議案第63号 | 宇城市市道路線の廃止について |
| 日程第16 | 議案第64号 | 宇城市市道路線の認定について |
| 日程第17 | 議案第65号 | 新たに生じた土地の確認について |
| 日程第18 | 議案第66号 | 字の区域の変更について |
| 日程第19 | 議案第67号 | 宇城市三角地域過疎地域自立促進計画の変更について |

- 日程第 2 0 議案第 6 8 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第 2 1 議案第 6 9 号 財産の取得について（海東災害公営住宅）
- 日程第 2 2 議案第 7 0 号 財産の取得について（小野部田災害公営住宅）
- 日程第 2 3 発議第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に関わる意見書の提出について
- 日程第 2 4 発議第 2 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
- 日程第 2 5 同意第 3 号 監査委員の選任について（木村 和弘氏）
- 日程第 2 6 同意第 4 号 教育委員会委員の任命について（河野 真理氏）
- 日程第 2 7 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について（村岡 純子氏）
- 日程第 2 8 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について（畑野 秀昭氏）
- 日程第 2 9 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 3 0 各常任委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申し出について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

1 番 原 田 祐 作 君	2 番 永 木 誠 君
3 番 山 森 悦 嗣 君	4 番 三 角 隆 史 君
5 番 坂 下 勲 君	6 番 高 橋 佳 大 君
7 番 高 本 敬 義 君	8 番 大 村 悟 君
9 番 福 永 貴 充 君	1 0 番 溝 見 友 一 君
1 1 番 園 田 幸 雄 君	1 2 番 五 嶋 映 司 君
1 3 番 福 田 良 二 君	1 4 番 河 野 正 明 君
1 5 番 渡 邊 裕 生 君	1 6 番 河 野 一 郎 君
1 7 番 長 谷 誠 一 君	1 8 番 入 江 学 君
1 9 番 豊 田 紀代美 君	2 0 番 中 山 弘 幸 君
2 1 番 石 川 洋 一 君	2 2 番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉澤和弘君 書記 西村光代君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長	守田憲史君	副市長	浅井正文君
教育長	平岡和徳君	総務部長	成松英隆君
総合政策監	村上理一君	企画部長	中村誠一君
市民環境部長	稼隆弘君	健康福祉部長	那須聡英君
経済部長	坂園昭年君	土木部長	成田正博君
教育部長	吉田勝広君	会計管理者	横山悦子君
総務部次長	天川竜治君	企画部次長	杉浦正秀君
市民環境部次長	松川弘幸君	健康福祉部次長	西岡澄浩君
経済部次長	黒崎達也君	土木部次長	梅本正直君
教育部次長	豊住章君	三角支所長	原田文章君
不知火支所長	濱口博隆君	小川支所長	篠塚孝教君
豊野支所長	園田郁夫君	市民病院事務長	伊藤博文君
農業委員会事務局長	白木太実男君	監査委員事務局長	山本裕子君
財政課長	木見田洋一君		

開議 午前１０時００分

―――〇―――

○議長（長谷誠一君） これから、本日の会議を開きます。

まず、報告事項を申し上げます。議会運営委員会から、追加議案が提出されております。提出議案は、お手元に配布しております議事日程記載の日程第２４、発議第２号であります。

―――〇―――

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第１ | 議案第４９号 | 宇城市再建住宅条例の制定について |
| 日程第２ | 議案第５０号 | 宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第３ | 議案第５１号 | 宇城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第４ | 議案第５２号 | 宇城市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第５ | 議案第５３号 | 宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第６ | 議案第５４号 | 宇城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第７ | 議案第５５号 | 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第８ | 議案第５６号 | 令和元年度宇城市一般会計補正予算（第２号） |
| 日程第９ | 議案第５７号 | 工事請負契約の締結について（不知火防災拠点センター新築工事） |
| 日程第１０ | 議案第５８号 | 工事請負契約の締結について（松橋中学校武道場他改築工事） |
| 日程第１１ | 議案第５９号 | 工事請負契約の変更契約の締結について（宇城市松橋総合体育文化センター大規模改修工事） |
| 日程第１２ | 議案第６０号 | 財産の取得について（宇城市立小学校電子黒板機能付プロジェクター等） |
| 日程第１３ | 議案第６１号 | 財産の取得について（小学校情報教育システム） |
| 日程第１４ | 議案第６２号 | 財産の取得について（宇城市学校給食センター厨房機器） |
| 日程第１５ | 議案第６３号 | 宇城市市道路線の廃止について |
| 日程第１６ | 議案第６４号 | 宇城市市道路線の認定について |
| 日程第１７ | 議案第６５号 | 新たに生じた土地の確認について |

日程第 18 議案第 66 号 字の区域の変更について

日程第 19 議案第 67 号 宇城市三角地域過疎地域自立促進計画の変更について

日程第 20 議案第 68 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

日程第 21 議案第 69 号 財産の取得について（海東災害公営住宅）

日程第 22 議案第 70 号 財産の取得について（小野部田災害公営住宅）

日程第 23 発議第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に関わる意見書の提出について

○議長（長谷誠一君） 日程第 1、議案第 49 号宇城市再建住宅条例の制定についてから、日程第 23、発議第 1 号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に関わる意見書の提出についてまでを一括議題とします。

去る 6 月 21 日の会議において、審査を付託しました各常任委員会から審査の報告がありますので、ただいまから各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長（高橋佳大君） おはようございます。ただいまから、総務文教常任委員会審査報告をいたします。

総務文教常任委員会に付託されました案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。本委員会に付託されました案件は、条例案件 1 件、予算案件 1 件、その他案件 8 件、議員発議案件 1 件の合計 11 件であります。

委員会を 6 月 25 日に大委員会室において開催しました。委員会には、説明委員として議員提出議案の提出議員並びに関係部局長、次長、各支所長及び関係課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して申し上げます。

まず、発議第 1 号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に関わる意見書の提出については、委員から「義務教育費国庫負担制度については、三位一体改革の中で、交付税見直しと同時に引き下げが行われたものであり、国庫負担率の 3 分の 1 を 2 分の 1 に復元となると交付税への影響も考えられるのではないか。教育を充実するのは賛成だが、復元という数字を盛り込むのは内容を検討する時間が必要であり、議論を深めたほうが良いのではないか」との意見が出され、協議の結果、継続審査とすることに決定しました。

次に、議案第 56 号令和元年度宇城市一般会計補正予算（第 2 号）について、委員から「熊本地震復興基金事業の消防被服等購入費について、今回支給される団員

対象数をお尋ねしたい」との質疑があり、執行部から「既に支給済みの班長以上を除いた1,300着としている」との答弁がありました。また、委員から「消防団員は火災現場に行くので、けがのないよう生地や仕様等を考慮し、団員の安心安全の確保に努めてほしい」との意見がありました。

次に、議案第62号財産の取得について（宇城市学校給食センター厨房機器）について、委員から「給食センターでは災害時の調理はできるか、できるのであれば何日分できるのか」との質疑に対し、執行部から「災害時の機能として政府推奨の備蓄期間である発災後3日間、2,000食の昼夜の炊き出しの対応が可能となっている」との答弁がありました。

次に、議案第68号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、執行部から「現在7市が加入していた交通災害見舞金について、今回合志市が、ほとんどの市民が個人で自動車保険に加入している時代であり、市の事務も煩雑なことを理由に脱退することによる規約の変更である」と説明があり、委員から「宇城市においても負担金、事務負担受益等を考慮し、必要ある、なしの判断をしてほしい」との意見がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された条例案件1件、予算案件1件、その他案件8件については可決すべきものと決定し、議員発議案件1件については継続審査とすることに決定しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果の御報告を終わります。

○議長（長谷誠一君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

○建設経済常任委員長（福永貴充君） おはようございます。建設経済常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、条例案件2件、予算案件1件、その他案件6件の合計9件であります。委員会を6月25日に第3委員会室において開催しました。委員会には、説明委員として関係部長、次長並びに担当課長の出席を求め審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

議案第49号宇城市再建住宅条例の制定について、委員から「再建住宅の戸数は」との質疑に対し、執行部から「御領再建住宅が10戸、曲野長谷川再建住宅が13戸である」との答弁がありました。これに対し、委員から「入居対象は被災者だけなのか」との質疑に対し、執行部から「条例には、自然災害によりと定められてお

り、基本的には熊本地震の被災者に限定しているので、一般の方を入居させる想定はしていない」との答弁がありました。これに対し、委員から「入居者募集の際には、市民にも分かりやすい形で周知をしていただきたい」との意見がありました。

次に、議案第56号令和元年度宇城市一般会計補正予算（第2号）の林業費について、委員から「イノシシ捕獲IoTシステムは中心から何キロの範囲で有効か」との質疑に対し、執行部から「参考製品資料によると見通しが良い場所であれば、最大200キロの範囲をカバーできる。なお、傾斜のある山間部には、中継機を設置する計画である」との答弁がありました。これに対し、委員から「例えば、三角町の大岳山に設置するならば、宇土半島は網羅できるか」との質疑に対し、執行部から「見通しが良ければ計算上は網羅できる。設置場所は協議会で決定する」との答弁がありました。

次に、議案第69号及び議案第70号財産の取得について、委員から「海東災害公営住宅と小野部田災害公営住宅だけ戸建てにした理由は。また、その完成予定時期は」との質疑に対し、執行部から「戸建てにした理由は、これまでほとんどがアパートの形体であったが、入居希望者の中には戸建てを希望される方もおられ、面積も戸建てを建設するのに十分であったからである。また、完成予定は来年の2月末と考えている」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された条例案件2件、予算案件1件、その他案件6件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、建設経済常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（長谷誠一君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

次に、民生常任委員長に報告を求めます。

○民生常任委員長（豊田紀代美君） おはようございます。民生常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を報告いたします。

本委員会に付託された案件は、条例案件4件、予算案件1件の合計5件であります。委員会を6月26日に大委員会室において開催しました。委員会には、説明委員として関係部長、次長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

議案第51号宇城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「今回条例改正を行った理由は何か。また他市の状況はそうになっているのか」との質疑に対し、執行部から「東日本大震災の際に特例で保証人なしでも貸付を行っており、それを踏まえて国の制度が見直されたことに伴い改正を行うものである。県内14市では、そのまま3%のところは3市ほどある。また

条例改正以前に借りておられた方については、今までどおり３％が適用となる」との答弁があり、それに対し委員から「以前より資金を借りやすくなったということ積極的にアピールするように」との意見がありました。

次に、議案第５４号宇城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「今回の機構改革でこども福祉課から子育て支援課に変更になり、旧児童福祉センターが不知火支所から本庁へ移っているが、場所が変わったことにより相談体制等、市民への支障が出ていないか」との質疑に対し、執行部から「相談しやすい体制確保のため健康福祉部内に会議室を１室増やすなどして対応している。移転して３か月経つが、支障ないと考えている。また虐待等があった際に、緊急な協議が必要となるが、同じ庁舎となり以前より素早い対応ができています」との答弁がありました。

次に、議案第５６号令和元年度宇城市一般会計補正予算（第２号）について、委員から「民生委員児童委員協議会補助金が増額となっているが、増額となった理由と詳細な内容は」との質疑に対し、執行部から「増額となった理由は、以前から嘱託員から民生委員のなり手がいないとの相談があっていたため、見直しを行った。また、活動費を一人当たり月４,０００円程度増額しており、根拠は１日の賃金ベースから拘束される時間を基に計算している。また、研修時の日当等の見直しも同時に行っている」との答弁があり、それに対し委員から「この単価見直しはいつから対応するのか」との質疑に対し、執行部から「新単価は今年度４月に遡って適用する」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された条例案件４件、予算案件１件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、民生常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（長谷誠一君） 民生常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第４９号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第４９号宇城市再建住宅条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第４９号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第４９号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第５０号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第５０号宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第５０号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第５０号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第５１号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第５１号宇城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第５１号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第５１号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第５２号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第５２号宇城市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第５２号は、委員長報

告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第５２号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第５３号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第５３号宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第５３号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第５３号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第５４号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第５４号宇城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第５４号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第５４号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第５５号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第５５号宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委

員長報告は原案可決です。議案第５５号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第５５号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第５６号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第５６号令和元年度宇城市一般会計補正予算（第２号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第５６号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第５６号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第５７号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第５７号工事請負契約の締結について（不知火防災拠点センター新築工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第５７号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第５７号は可決しました。

次に、議案第５８号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第５８号工事請負契約の締結について（松橋中学校武道場他改築工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第５８号は、委員長報告のとおり決定することに賛成

の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第58号は可決しました。

次に、議案第59号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第59号工事請負契約の変更契約の締結について（宇城市松橋総合体育文化センター大規模改修工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第59号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第59号は可決しました。

次に、議案第60号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第60号財産の取得について（宇城市立小学校電子黒板機能付プロジェクター等）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第60号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第60号は可決しました。

次に、議案第61号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第61号財産の取得について（小学校情報教育システム）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は

可決です。議案第61号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第61号は可決しました。

次に、議案第62号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第62号財産の取得について（宇城市学校給食センター厨房機器）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第62号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第62号は可決しました。

次に、議案第63号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第63号宇城市市道路線の廃止についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第63号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第63号は可決しました。

次に、議案第64号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第64号宇城市市道路線の認定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第64号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方

は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第64号は可決しました。

次に、議案第65号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第65号新たに生じた土地の確認についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第65号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第65号は可決しました。

次に、議案第66号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第66号字の区域の変更についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第66号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第66号は可決しました。

次に、議案第67号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第67号宇城市三角地域過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第67号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第67号は可決しました。

次に、議案第68号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第68号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第68号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第68号は可決しました。

次に、議案第69号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第69号財産の取得について（海東災害公営住宅）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第69号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第69号は可決しました。

次に、議案第70号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第70号財産の取得について（小野部田災害公営住宅）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第70号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第70号は可決しました。

次に、発議第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に関する意見書の提出についてを議題とします。本案に対する委員長報告は継続審査となっております。発議第1号は、委員長報告のとおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号については継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第24 発議第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

○議長（長谷誠一君） 日程第24、発議第2号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題とします。

議会運営委員長から提案の趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（岡本泰章君） 改めましておはようございます。岡本です。新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について議案提出の趣旨説明をいたします。

さて、国の過疎対策については、昭和45年「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施されました。過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところであります。

現在の「過疎地域自立促進特別措置法」は、平成12年に過疎地域の自立促進を図り住民福祉の向上あるいは雇用増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的に施行されました。しかし、この法は時限立法でございまして令和3年3月末で失効することとなります。本市では、三角地域が過疎地域に該当すること、宇城市三角地域過疎地域自立促進計画を平成17年度に策定をいたし、旧三角町の計画に引き続き過疎対策に取り組んでまいりました。

現在の計画は、平成28年度から令和2年度までの5年間を経過期間として、戸馳大橋架替工事業や金桁温泉の地域交流温泉施設整備事業など、総計約79億円。過疎債として約10億円の事業を実施してまいっております。一定の成果を上げております。このように国の補助のかさ上げや過疎地域自立促進のための地方債など、優遇措置を規定したこの法により、市の財政が厳しい中、三角地域の環境整備など

を実現させようとしております。しかしながら、過疎地域の生活環境の整備や産業の振興は、一朝一夕で実現することは難しく、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援充実を強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立する、推進することが重要であります。

よって、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させるため、新たな過疎対策法を制定する意見書を国へ提出すべきと提案するところです。

最後に、本議案に対しまして議員各位の御賛同よろしくお願いいたしまして、提案の趣旨説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 発議第２号の趣旨説明が終わりました。

これから発議第２号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 質疑なしと認めます。

これから発議第２号に対する討論に入ります。討論のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 討論なしと認めます。

これから発議第２号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。発議第２号は、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、発議第２号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

日程第２５ 同意第３号 監査委員の選任について（木村 和弘氏）

○議長（長谷誠一君） 日程第２５、同意第３号監査委員の選任について（木村和弘氏）を議題とします。

これから討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、同意第３号監査委員の選任について（木村和弘氏）を採決します。採決は、起立によって行います。同意第３号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（長谷誠一君） 起立多数です。したがって、同意第3号はこれに同意することに決定しました。

-----○-----

日程第26 同意第4号 教育委員会委員の任命について（河野 真理氏）

○議長（長谷誠一君） 日程第26、同意第4号教育委員会委員の任命について（河野真理氏）を議題とします。

これから討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、同意第4号教育委員会委員の任命について（河野真理氏）を採決します。採決は、起立によって行います。同意第4号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（長谷誠一君） 起立多数です。したがって、同意第4号はこれに同意することに決定しました。

-----○-----

日程第27 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について（村岡 純子氏）

○議長（長谷誠一君） 日程第27、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について（村岡純子氏）を議題とします。

これから討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について（村岡純子氏）を採決します。採決は、起立によって行います。諮問第1号は、適任と答申することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（長谷誠一君） 起立多数です。したがって、諮問第1号は適任と認め、答申することに決定しました。

-----○-----

日程第28 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について（畑野 秀昭氏）

○議長（長谷誠一君） 日程第28、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について（畑野秀昭氏）を議題とします。

これから討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について（畑野秀昭氏）を採決します。採決は、起立によって行います。諮問第2号は、適任と答申することに賛

成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（長谷誠一君） 起立多数です。したがって、諮問第2号は適任と認め、答申することに決定しました。

-----○-----

日程第29 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（長谷誠一君） 日程第29、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から、議会運営委員会において調査中の事件について、会議規則第110条の規定によって、お手元に配布しておりますとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第30 各常任委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申し出について

○議長（長谷誠一君） 日程第30、各常任委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第110条の規定によって、お手元に配布しておりますとおり、所管事務の審査及び調査項目について、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和元年第2回宇城市議会定例会を閉会します。

どなた様もお疲れ様でございました。

-----○-----

閉会 午前10時59分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 録

宇城市議会議長 長 谷 誠 一 様

総務文教常任委員長 高 橋 佳 大

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、
会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 5 0 号	宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 5 6 号	令和元年度宇城市一般会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議案第 5 7 号	工事請負契約の締結について（不知火防災拠点センター新築工事）	可 決
議案第 5 8 号	工事請負契約の締結について（松橋中学校武道場他改築工事）	可 決
議案第 5 9 号	工事請負契約の変更契約の締結について（宇城市松橋総合体育文化センター大規模改修工事）	可 決
議案第 6 0 号	財産の取得について（宇城市立小学校電子黒板機能付プロジェクター等）	可 決
議案第 6 1 号	財産の取得について（小学校情報教育システム）	可 決
議案第 6 2 号	財産の取得について（宇城市学校給食センター厨房機器）	可 決
議案第 6 7 号	宇城市三角地域過疎地域自立促進計画の変更について	可 決
議案第 6 8 号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	可 決

宇城市議会議長 長 谷 誠 一 様

建設経済常任委員長 福 永 貴 充

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、
会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 4 9 号	宇城市再建住宅条例の制定について	原案可決
議案第 5 5 号	宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 5 6 号	令和元年度宇城市一般会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議案第 6 3 号	宇城市市道路線の廃止について	可 決
議案第 6 4 号	宇城市市道路線の認定について	可 決
議案第 6 5 号	新たに生じた土地の確認について	可 決
議案第 6 6 号	字の区域の変更について	可 決
議案第 6 9 号	財産の取得について（海東災害公営住宅）	可 決
議案第 7 0 号	財産の取得について（小野部田災害公営住宅）	可 決

宇城市議第 2 2 8 号
令和元年 6 月 2 6 日

宇城市議会議長 長 谷 誠 一 様

民生常任委員長 豊 田 紀 代 美

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、
会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 5 1 号	宇城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 5 2 号	宇城市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 5 3 号	宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 5 4 号	宇城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 5 6 号	令和元年度宇城市一般会計補正予算（第 2 号）	原案可決

令和元年第2回定例会 議案等賛否表

○:賛成

●:反対

欠:欠席

除:除斥

棄:棄権

議員名 件 名	1 原 田 祐 作	2 永 木 誠	3 山 森 悦 嗣	4 三 角 隆 史	5 坂 下 勲	6 高 橋 佳 大	7 高 本 敬 義	8 大 村 悟	9 福 永 貴 充	10 溝 見 友 一	11 園 田 幸 雄	12 五 嶋 映 司	13 福 田 良 二	14 河 野 正 明	15 渡 邊 裕 生	16 河 野 一 郎	17 長 谷 誠 一	18 入 江 学	19 豊 田 紀 代 美	20 中 山 弘 幸	21 石 川 洋 一	22 岡 本 泰 章	審議 結果	賛 成	反 対
議案第49号 宇城市再建住宅条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長のため 表決には 加わり ません。	○	○	○	○	○	原案 可決	21	0
議案第50号 宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び 費用弁償に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案 可決	21	0
議案第51号 宇城市災害弔慰金の支給等に関する条 例の一部を改正する条例の制定につい て	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案 可決	21	0
議案第52号 宇城市重度心身障がい者医療費の助成 に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案 可決	21	0
議案第53号 宇城市附属機関設置条例の一部を改正 する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案 可決	21	0
議案第54号 宇城市子ども・子育て会議条例の一部を 改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案 可決	21	0
議案第55号 宇城市営住宅管理条例の一部を改正す る条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案 可決	21	0
議案第56号 令和元年度宇城市一般会計補正予算 (第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案 可決	20	1
議案第57号 工事請負契約の締結について(不知火 防災拠点センター新築工事)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○		○	○	棄	○	○	可決	19	0
議案第58号 工事請負契約の締結について(松橋中 学校武道場他改築工事)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	20	0
議案第59号 工事請負契約の変更契約の締結につい て(宇城市松橋総合体育文化センター大 規模改修工事)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	20	0
議案第60号 財産の取得について(宇城市立小学校 電子黒板機能付プロジェクター等)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	21	0
議案第61号 財産の取得について(小学校情報教育シ ステム)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	21	0
議案第62号 財産の取得について(宇城市学校給食セ ンター厨房機器)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	20	0
議案第63号 宇城市市道路線の廃止について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	21	0
議案第64号 宇城市市道路線の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	21	0

件 名	議員名																						審議 結果	賛 成	反 対
	1 原 田 祐 作	2 永 木 誠	3 山 森 悦 嗣	4 三 角 隆 史	5 坂 下 勲	6 高 橋 佳 大	7 高 本 敬 義	8 大 村 悟	9 福 永 貴 充	10 溝 見 友 一	11 園 田 幸 雄	12 五 嶋 映 司	13 福 田 良 二	14 河 野 正 明	15 渡 邊 裕 生	16 河 野 一 郎	17 長 谷 誠 一	18 入 江 学	19 豊 田 紀 代 美	20 中 山 弘 幸	21 石 川 洋 一	22 岡 本 泰 章			
議案第65号 新たに生じた土地の確認について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	21	0
議案第66号 字の区域の変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	21	0
議案第67号 宇城市三角地域過疎地域自立促進計画 の変更について	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	●	○	○	棄	○		○	○	●	○	○	可決	17	2
議案第68号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理 する事務の変更及び規約の一部変更に ついて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	21	0
議案第69号 財産の取得について(海東災害公営住 宅)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	21	0
議案第70号 財産の取得について(小野部田災害公 営住宅)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	21	0
発議第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見 書の提出について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案 可決	21	0